

令和7年度版

保健・福祉のガイドブック



作品名：「カラテア」 作者：西脇 秀威
ふれあいアートステーション・ぎふ登録作品

大 垣 市

は じ め に

このガイドブックは、大垣市内にお住まいの方とその家族の方々などのための制度や施設を紹介したものです。お手元に備えていただき、各種サービスの手引き書としてご活用ください。

※ 記載は、原則として作成時点（令和 7 年 4 月現在）の内容を簡潔にまとめています。制度が変更していたり、受付が終了していることがありますので、詳しいことは、それぞれの窓口でお問い合わせください。

※ 内容は、市ホームページでも公開しています。

U R L : <https://www.city.ogaki.lg.jp/>



目 次

第 1 章 障がい者福祉 1

1	障がい者福祉	1
(1)	障害者手帳の申請・交付	1
(2)	相談窓口	3
(3)	障がい者（児）のための在宅・施設サービス	7
(4)	日常生活への支援	12
(5)	社会参加	19
(6)	自動車	27
(7)	保健・医療	29
(8)	年金・手当等の制度	33
(9)	税金・公共料金等の減免	37

第 2 章 社 会 福 祉 53

1	地 域 福 祉	53
(1)	災害時要援護者台帳登録事業	53
2	災害に対する援護	53
(1)	災害見舞金の支給	53
(2)	災害弔慰金の支給等	54
3	育 英 資 金	54
(1)	育英資金の貸付け等	54
4	生活困窮者自立支援	55
(1)	自立相談支援事業	55
(2)	住居確保給付金支給事業	55
(3)	就労準備支援事業	55
(4)	家計改善支援事業	55
5	生 活 保 護	56
(1)	生活保護について	56
(2)	救護施設	57
6	中国残留邦人等の援護	57
(1)	支援給付制度	57
7	戦傷病者及び戦没者遺族への援護	57
(1)	恩給等の支給	57
(2)	特別給付金・特別弔慰金の支給	57
8	各 種 相 談	58
(1)	民生委員・児童委員	58
(2)	女性相談員による相談	58
(3)	よりそい支援窓口	58
9	人 権 擁 護	59
(1)	人権施策	59
(2)	人権よろず相談	59
(3)	その他の人権相談窓口	59

第 3 章 高 齢 者 福 祉 60

1	在宅福祉サービス	60
(1)	ひとり暮らし高齢者台帳への登録	60
(2)	在宅福祉サービス	60
2	ひとり暮らし高齢者等への支援	63
(1)	ひとり暮らし高齢者等見守りほっとライン事業	63

	(2) 福祉用具の給付事業	63
	(3) I o T活用ひとり暮らし高齢者等見守り事業	63
3	その他の高齢者サービス	63
	(1) 成年後見制度利用支援事業	63
	(2) 敬老祝金及び金婚祝金の支給	64
	(3) 長寿を祝う会	64
	(4) 高齢者運転免許証自主返納支援事業	64
4	施設サービス	65
	(1) 養護老人ホーム	65
	(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）	65
5	生きがい・健康づくりの推進	65
	(1) 老人クラブの育成事業	65
	(2) 介護予防教室開催事業	66
	(3) 老人福祉センター	66
	(4) 大垣地域シルバー人材センター	67
6	介護保険	68
	(1) 介護保険のサービスの利用手順	70
	(2) 介護保険のサービスの種類・内容及び利用料	72
	(3) 地域支援事業について	87
	(4) 地域包括支援センターについて	88
	(5) 介護保険に関するお問い合わせ・相談・苦情について	89

第4章 児 童 福 祉 91

1	児 童 福 祉	91
	(1) 保育園・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園	91
	(2) 子育て支援	95
	(3) 児童手当	101
	(4) 子育て情報提供	102
	(5) 子育て相談	103
2	発 達 支 援	104
	(1) 発達相談・訪問支援	104
	(2) 発達支援関連事業	104
	(3) 大垣市スマイルブックの活用推進	105
	(4) 障害児通所支援事業	105
3	ひとり親家庭の福祉	105
	(1) 児童扶養手当	105
	(2) 母子生活支援施設入所措置事業	106
	(3) 助産措置事業	107
	(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業	107
	(5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	107
	(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進費事業	108
	(7) 田口福寿会育英金	108
	(8) J R通勤定期乗車券の特別割引	109
	(9) 母子父子寡婦福祉資金貸付	109
4	施 設	110
	(1) キッズピアおおがき子育て支援センター	110
	(2) 大垣市児童館	110
	(3) 墨俣児童館	111

第5章 福祉医療・後期高齢者医療 112

1	老人医療費助成制度「垣老」	112
2	心身障害者医療費助成制度	113
3	子ども医療費助成制度	114
4	母子家庭等（父子家庭）医療費助成制度	115
5	後期高齢者医療制度	117

第6章 国民健康保険 123

- 1 国民健康保険 123
 - (1) 国民健康保険 123
 - (2) 大垣市国民健康保険診療所（上石津診療所） 137

第7章 国民年金 138

- 1 国民年金 138
 - (1) 国民年金 138
 - (2) 年金生活者支援給付金 147
 - (3) 特別障害給付金制度 148

第8章 健康福祉 150

- 1 健康づくり 150
 - (1) 食生活改善 150
- 2 母子保健 151
 - (1) 母子保健事業体系 151
 - (2) 保健指導・健康教育 152
 - (3) 健康診査 155
 - (4) 家庭訪問 159
 - (5) すこやか赤ちゃん訪問 159
 - (6) ふたごちゃんみつごちゃん育児応援事業 159
 - (7) 母子保健推進員活動 159
 - (8) 未熟児養育医療の給付 160
 - (9) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談事業 160
- 3 成人保健 161
 - (1) 成人・高齢者保健事業体系 161
 - (2) 健康手帳 162
 - (3) 健康教育 162
 - (4) 健康相談 162
 - (5) 訪問指導 162
 - (6) 健康診査 163
 - (7) がん予防事業 164
- 4 予防接種 166
 - (1) 定期の予防接種 166
- 5 高齢者保健 169
 - (1) 健康教育 169
 - (2) 健康相談 170
 - (3) 訪問指導 170
 - (4) シルバーリハビリ体操指導士養成講座 170
 - (5) 在宅ねたきり者訪問歯科健康診査 170
 - (6) 結核検診 170
- 6 食育の推進 171
 - (1) 高齢者の食育講座「つるかめキッチン」 171
- 7 休日診療事業 171
 - (1) 急患医療センター 171
 - (2) 休日歯科診療所 171

第9章 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会 172

- 1 概要 172
- 2 事業内容 172

第10章 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団 174

- 1 概要 174
- 2 事業内容 174

第 11 章 市内の社会福祉施設等一覧	177
----------------------------	------------

1	障がい者福祉施設	177
	(1) 指定一般・特定・障害児相談支援事業所	177
	(2) 指定障害者支援施設（入所）	178
	(3) 障害者共同生活援助	178
	(4) 日中活動等サービス事業所	180
	(5) 児童発達支援事業所	183
	(6) 保育所等訪問支援事業所	183
	(7) 放課後等デイサービス事業所	184
	(8) 障がい者の在宅福祉サービス指定事業者	185
	(9) 相談委託支援	189
	(10) 障がい者就労支援センター	189
	(11) 地域活動支援センター	190
	(12) 障がい者プール	190
	(13) 精神科デイケア施設	190
2	救護施設	190
3	高齢者福祉施設	191
	(1) 老人福祉施設等	191
	(2) 介護保険施設	192
	(3) 居宅サービス・介護予防サービス等事業所	193
	(4) 地域密着型サービス	204
	(5) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所	207
	(6) 地域包括支援センター	210
4	児童福祉施設	210
	(1) 児童福祉施設	210
	(2) 公立保育園・認定こども園・幼稚園	211
	(3) 民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園	213
5	その他社会福祉施設	215
6	関係機関	215
＜巻末＞ 掲載内容に関する問い合わせ先一覧		217

巻 頭 索 引

障がいのある方へ

制度について	障がい者の手帳を取得したい	身体障害者手帳 (身体障がい者のための手帳)	1ページ
		療育手帳 (知的障がい者のための手帳)	1ページ
		精神障害者保健福祉手帳 (精神障がい者のための手帳)	2ページ
	福祉サービスを利用したい	障害者総合支援法によるサービス ・介護給付 ・訓練等給付 ・相談支援給付 ・地域生活支援事業 ・障害児通所支援(児童福祉法によるサービス)	7～11ページ
		訪問入浴サービス	17ページ
医療費について	病院にかかった時の 費用が心配	心身障害者医療費助成制度 (医療費の自己負担分の助成)	31・113ページ
		自立支援医療給付 (精神通院・更生医療・育成医療)	29～30ページ
相談について	困ったときの相談窓口は？	・岐阜県身体障害者更生相談所 ・岐阜県知的障害者更生相談所 ・西濃子ども相談センター ・岐阜県精神保健福祉センター ・西濃保健所 ・西濃障がい者就業・生活支援センター ・身体障害者・知的障害者相談員 ・大垣市障がい者生活支援センター ・大垣市障がい者就労支援センター ・大垣市障がい者虐待防止センター ・大垣市障がい者基幹相談支援センター	3～7ページ

障がいのある方へ

生活に役立つ支援	万一のときに備えたい	非常用電源装置等の購入費助成	16ページ
		見守りほっとライン事業 (緊急時のための通報装置の貸与・給付)	19ページ
		心身障害者扶養共済制度 (心身障がい者を扶養する保護者の方)	34ページ
	割引や減免の制度を利用したい	税金・公共料金等の減免	37ページ
		公共施設料金・駐車場料金の免除 (大垣市独自の事業)	44～45ページ
		生活環境料金の助成 (大垣市独自の事業)	17ページ
		リフトタクシー料金助成 (大垣市独自の事業)	18ページ
		青い鳥郵便葉書の無償配布	21ページ
社会参加に役立つ制度	選挙権を行使したい	郵便等による不在者投票など	20ページ
	社会参加に役立つ制度を知りたい	社会参加促進のための各種制度 (大垣市独自の事業)	22～26ページ
	自動車で出かけたい	駐車禁止除外指定車標章の交付 (駐車禁止地域を除外する標章の交付)	28ページ
		自動車運転免許取得助成 (自動車運転免許取得の経費の助成)	27ページ
		自動車改造費用助成 (操向装置等を改造する費用の助成)	27ページ
		介助用自動車購入等助成 (リフト付等に改造する費用等の助成)	27ページ
	通所施設へ通うため 鉄道やバスを利用したい	精神障害者通所施設等への 交通費助成事業	22ページ

障がいのある方へ

手当について	家族の介護に経済的な支援がほしい	特別障害者手当 (20歳以上の常時特別な介護が必要な方)	34ページ
		障害児福祉手当 (20歳未満の常時介護が必要な方)	34ページ
		特別児童扶養手当 (障害のある児童を養育する家庭)	32ページ
助成金・給付事業について	生活費が心配	障害基礎年金・特別障害給付金 (20歳以上で一定の障がいがある方)	33・144・148ページ
		手当・年金等の助成制度 (大垣市独自の事業)	36ページ
	車いすや日常生活用具がほしい	補装具費の支給 (補装具の交付・修理を補う費用の支給)	12ページ
		日常生活用具費の支給 (日常生活の向上に適した用具の給付費用の支給)	13ページ
		ねたきり身体障害者生活用品購入費助成 (在宅のねたきり身体障がい者の紙おむつ購入費用の助成)	17ページ
		ニュー福祉機器助成 (先進的な福祉機器の購入費用の助成)	19ページ

高齢の方や介護が必要な方へ

生活に役立つ支援について	日常生活で少し手を借りたい	軽度生活援助事業 (軽易な日常生活の援助)	60ページ
	病院に通院したいけど車の運転ができない	高齢者おでかけバス助成事業 (市内での通院や買い物等で利用した路線バス利用額の助成)	60ページ
	寝具類の洗濯、乾燥がなかなか出来ない	寝具洗濯乾燥消毒サービス事業 (布団と毛布の洗濯及び消毒乾燥サービス)	61ページ
	上石津地域に住んでいるが交通機関を利用するのが困難	外出支援サービス事業 (上石津地域)	62ページ
	理容院等にしかけるのが困難	訪問理美容サービス事業 (在宅での理容サービス)	62ページ
	日常生活に必要な福祉用具が買えない	福祉用具の給付事業 (消火器、火災警報器などの給付)	63ページ
医療保険について	75歳以上の方	後期高齢者医療制度	117ページ
	75歳未満の国民健康保険に加入している方	国民健康保険	123ページ
医療費について	病院にかかった時の費用が心配	老人医療費助成制度(垣老) (71歳～74歳) (医療費の自己負担分の助成)	112ページ
健康診査について	75歳以上の後期高齢者医療制度該当の方	ぎふ・すこやか健診	122ページ
		ぎふ・さわやか口腔健診	122ページ
	40歳から75歳未満の国民健康保険に加入している方	国民健康保険 特定健康診査	135ページ
見守りについて (安否確認)	定期的な訪問と見守りを お願いしたい	高齢者配食サービス事業	61ページ
	ひとり暮らしで 何かあった時に不安	ひとり暮らし高齢者等見守りほっとライン事業 (緊急通報用機器の貸与)	63ページ
		IoT活用ひとり暮らし高齢者等見守り事業 (見守り電球サービス利用料の助成)	63ページ
身近な相談窓口	介護や福祉に関する 相談をしたい	・大垣市地域包括支援センター 地区: 安井・洲本・浅草・川並 0584-82-1166 ・地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会 地区: 興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎 0584-77-2255 地区: 和合・三城・墨俣 0584-84-7111 地区: 上石津 0584-48-0068 ・大垣市地域包括支援センターお勝山 地区: 宇留生・赤坂・青墓 0584-71-5536 ・大垣市地域包括支援センター中川ふれあい 地区: 北・中川 0584-82-1701	

高齢の方や介護が必要な方へ

予防接種について	高齢者の予防接種について知りたい	・高齢者インフルエンザ ・高齢者肺炎球菌 ・新型コロナウイルス感染症 ・带状疱疹	168ページ
介護予防と 生きがいづくり	生活習慣などの社会適応力に不安がある	生活管理指導短期宿泊事業 (短期入所による日常生活に対する指導)	60ページ
	仕事を通じて社会参加したい	シルバー人材センター	67ページ
	生きがいづくりのために 仲間と楽しい活動をしたい	老人クラブ活動	65ページ
		老人福祉センター	66ページ
	要支援・要介護状態を予防するにはどうしたらいいの	地域支援事業(介護予防と自立した日常生活の支援)	87～88ページ
	健康のため教室や相談会などに参加したい	わっ はっ はっ どうじょう ・笑・話・歯 動場 ・体びんびん教室 ・健康教育	169ページ
年金について	年金をもらうにはどうしたらいいの	老齢基礎年金	141ページ
認知症について	認知症が進んで徘徊したら心配	・高齢者位置情報提供サービス事業 (位置検索端末機を貸与するサービス) ・認知症高齢者見守りシール交付事業	61～62ページ
	相談をしたい	認知症初期集中支援チーム	88ページ
		認知症カフェ	88ページ
	サポートしたい	認知症サポーター養成事業	88ページ
介護について	在宅で介護しているので 支援を受けたい	在宅医療・介護の連携の相談をしたい (コーディネータの配置)	87ページ
		家族介護慰労事業 (紙おむつ等介護用品の支給)	61ページ
	介護サービスを利用したい	・施設への入所を検討したい ・デイサービスを利用したい ・ホームヘルパーをお願いしたい ・介護用品をレンタル、購入したい ・手すりの取付けや段差解消をしたい ・その他介護制度について知りたい	70ページ

子育て世代の方へ

医療費について	病院にかかった時の費用が心配で…	子ども医療費助成制度 (医療費の自己負担分の助成)	114ページ
		母子家庭等(父子家庭)医療費助成制度 (医療費の自己負担分の助成)	115ページ
出産について	妊娠された方	母子健康手帳の交付	152ページ
		妊婦支援給付	160ページ
		マタニティ教室・もうすぐパパママ教室	152ページ
	出産された方	出産祝金 (第2子以降の出生に対し祝金を支給)	99ページ
		すこやか赤ちゃん訪問	159ページ
		妊婦支援給付	160ページ
		ふたごちゃんみつごちゃん育児応援事業	159ページ
		出産育児一時金 (大垣市国民健康保険加入者)	133ページ
子育て支援に関する 手当や給付等	高校修了前の児童を 養育している方	児童手当	101ページ
	金銭的に大学等に行かせる ことができるか心配…	育英資金 (奨学金の貸付け及び助成金の支給)	54ページ
	小学6年生以下の子どもと路 線バスを利用したい	親子バス利用支援事業	98ページ
	1歳未満の多胎児を養育して いる方	多胎家庭おでかけ アシストタクシー事業	98ページ
	離婚等により保護者一人で 子育てをしている方	児童扶養手当	105ページ
	就職に向け教育訓練講座 を受講したい	自立支援教育訓練給付金事業 (主体的な能力開発の取組みを支援)	107ページ
	就職に向け資格を取得した い	高等職業訓練促進費事業 (就職に有利となる資格取得を支援)	108ページ
	金銭的に高校に進学や 就学が難しい	田口福寿会育英金	108ページ
	通勤定期券を割引購入 できます	JR通勤定期乗車券の特別割引	109ページ
	就学資金などの貸付を 受けたい	母子父子寡婦福祉資金貸付	109ページ
予防接種について	子ども・中学生の予防接種 について知りたい	各種予防接種(定期)	167～168ページ

ひとり親家庭
向けの制度

子育て世代の方へ

健康づくりについて	健康診査を受けたい	・妊婦健康診査 ・産婦健康診査 ・マタニティ歯科健康診査 ・1か月児健康診査 ・4か月児健康診査 ・10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査	155～159ページ
	自分自身や家族の健康について学びたい	健康相談	162ページ
保育について	子育てしながら働きたい	保育園・認定こども園(保育) (就労等家庭で保育が出来ない場合)	91ページ
		休日保育事業 (休日に家庭での保育が困難なとき)	93ページ
		病児保育事業 (病気などの回復期に保育できないとき)	94ページ
		ファミリー・サポート・センター事業 (育児に関する地域の相互援助)	96ページ
	育児不安やストレスを軽減したい	ホームスタート事業 (訪問員が家庭訪問して育児を協働)	97ページ
	病気、事故などで一時的に手を借りたい	一時保育事業 (緊急、一時的に保育園等で預かります)	92ページ
		エンゼルサポーター事業 (サポーターが出向いて育児を援助)	97ページ
	家庭での養育が一時的に困難なので施設に預けたい	短期入所生活援助(ショートステイ事業) (養護施設等で一時的に養育・保護)	96ページ
子どもの健診、子育て交流について	子どもの健診について知りたい	・1か月児健康診査 ・4か月児健康診査 ・10か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査	157～159ページ
	子育て世代と交流したい	子育てひろば ピヨピヨ (一緒に遊んだり、相談・交流を行います)	99ページ
		・子育てサロン ・地域子育て支援センター	101ページ
		・キッズピアおおがき子育て支援センター ・大垣市児童館 ・墨俣児童館	110～111ページ

子育て世代の方へ

子育て情報提供について	子育てに関する情報が知りたい	・子育てハンドブック「水都っ子」の発行 ・子育て応援サイト「ママフレ」の運営 ・子育て支援アプリ・ポータルサイトの運営	102ページ
相談したいときは	子育てが不安なので相談したい	子育て相談（保育士による相談）	99ページ
	妊娠・出産・育児について相談したい	こども家庭センター	100ページ
	乳幼児の身体発達、精神発達などについて相談したい	子育て相談（保健師による相談）	153ページ
	子どもの発達が心配	発達相談・訪問支援・発達支援関連事業 （子どもに合った支援を一緒に考えます）	104ページ
		スマイルブックの活用 （ライフステージを通じた支援）	105ページ
		障害児通所支援事業 （動作の指導、集団生活への適応訓練）	105ページ
	土日に、育児・発育など子育て全般について相談したい	休日乳幼児期相談 （保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談）	103ページ
	養育に関連するさまざまな問題を相談したい	家庭児童相談（こども家庭センター） （家庭相談員による相談）	103ページ
	子育てに関するさまざまな問題について相談したい	・利用者支援事業相談窓口 （子育てアドバイザーによる相談） ・子育てなんでも相談 （相談員による相談）	103ページ
	母子父子家庭のことを相談したい	母子父子自立支援相談 （母子・父子自立支援員による相談）	103ページ
保健指導について	児童虐待について相談したい	児童虐待相談	104ページ
	離乳食などについて知りたい	・ひよこ（離乳食初期）学級 ・ひよこステップ（離乳食中期～後期）学級	153ページ

健康づくりに関すること

健康診査について	18～39歳の方	成人健康診査	163ページ
	40歳から75歳未満の国民健康保険に加入している方	国民健康保険 特定健康診査	135ページ
	75歳以上の後期高齢者医療制度該当の方	ぎふ・すこやか健診	122ページ
		ぎふ・さわやか口腔健診	122ページ
	健(検)診等を受けたい	がん検診(胃・子宮・肺・乳・大腸・前立腺)	164～166ページ
		・肝炎ウイルス検診 ・骨粗しょう症検診 ・歯周病健康診査(40～74歳の方) ・胃がんリスク検診	163～164ページ
		・在宅ねたきり者訪問歯科健康診査 ・結核検診 (65歳以上を対象とした結核検診)	170ページ
健康増進について	健全な食生活により生活習慣を見直したい	食生活改善 (「食えること」を支援する健康教室)	150ページ
	心身の健康について相談したい	健康相談	162ページ
		特定保健指導 (国民健康保険加入者)	136ページ
		メンタルヘルスに関する相談	4ページ
	生活習慣病の予防などに関する正しい知識を得たい	・糖尿病予防教室 ・スッキリボディ教室 ・一般健康教育(40～64歳の方)	162ページ
予防接種について	子ども・中学生の予防接種について知りたい	各種予防接種(定期)	167ページ
	高齢者の予防接種について知りたい	・高齢者インフルエンザ ・高齢者肺炎球菌 ・新型コロナウイルス感染症 ・带状疱疹	168ページ

各種相談一覧とその他の生活支援

各種相談について	地域の身近な相談相手	民生委員・児童委員	58ページ
	差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題の相談をしたい	人権よろず相談	59ページ
	電話でDV等の相談をしたい	女性相談員による相談	58ページ
	子育てが不安なので相談したい	子育て相談(保育士による相談)	99ページ
	乳幼児の身体発達、精神発達について相談したい	子育て相談(保健師による相談)	153ページ
	土日に、育児・発育など子育て全般について相談したい	休日乳幼児期相談 (保健師・管理栄養士・歯科衛生士による相談)	103ページ
	養育に関連するさまざまな問題を相談したい	家庭児童相談(こども家庭センター) (家庭相談員による相談)	103ページ
	子育てに関するさまざまな問題について相談したい	子育てなんでも相談(子育て総合支援センター) (相談員による相談)	103ページ
	母子父子家庭のことを相談したい	母子父子自立支援相談 (母子・父子自立支援員による相談)	103ページ
	児童虐待について相談したい	児童虐待相談	104ページ
	心身の健康について相談したい	健康相談 (40～64歳の相談希望者)	162ページ
		特定保健指導 (国民健康保険加入者)	136ページ
		メンタルヘルスに関する相談	4ページ
	75歳未満の国民健康保険に加入している方	国民健康保険	123～137ページ
	年金について相談したい	各相談窓口	138～149ページ
	障がいに関する相談をしたい	各相談窓口	3～7ページ
	介護や成年後見制度などについて知りたい	包括支援センターによる相談 (大垣市・大垣市社会福祉協議会・大垣市社会福祉事業団)	90ページ
生活に役立つ支援	失業して家賃が払えない、家計改善のため転居したい生活していけるかとても不安	住居確保給付金支給事業 (離職者向け) 大垣市生活支援相談センター	55ページ

第 1 章 障がい者福祉

第 1 章 障がい者福祉

1 障がい者福祉

(1) 障害者手帳の申請・交付 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

※ 障害者手帳別等級・程度表につきましては 46 ページ以降をご覧ください。

ア 身体障害者手帳

身体障害者手帳には、障がいの程度により 1 級から 6 級までの等級区分があります。等級は、指定医師の意見を参考にして知事が決定します。

（肢体不自由（上肢・下肢）の障がいについては、7 級に該当する障がいが 2 つ以上重複すると 6 級となります。）

【交付までの流れ】

- ・ 市役所障がい福祉課で身体障害者診断書・意見書の様式をもらいます。
- ・ 指定医師に身体障害者診断書・意見書の記載を依頼します。
- ・ 必要な書類を障がい福祉課に提出し、申請となります。
- ・ 障がい福祉課から県に書類を提出し、県により身体障がい者の認定や手帳の作成が行われます。
- ・ 認定されると県から障がい福祉課に手帳が送られてきます。
- ・ 障がい福祉課から手帳を交付します。

※ 手帳申請から交付までには、1 か月程度かかります。

※ 15 歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することになっています。

※ 指定医師については、障がい福祉課にお尋ねください。

【申請に必要なもの】

- ・ 指定医師による身体障害者診断書・意見書
診断書の有効期限は、作成日（診断書記載日）から 3 か月以内となります。
- ・ 対象者の顔写真（タテ 4 c m × ヨコ 3 c m） 1 枚
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（免許証など）

イ 療育手帳

療育手帳には、知的障がいの程度により、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。（中度の知的障がいの方が、3 級以上の身体障害者手帳を所持しているときは、区分が「A2」になります。）

【交付までの流れ】

- ・ 市役所障がい福祉課で手帳申請の手続きをします。
- ・ 申請手続きの際に、障がい福祉課から判定機関に判定日の予約をします。
- ・ 判定機関に出向いて、判定を受けてもらいます。

- ・ 認定されると判定機関から障がい福祉課に手帳が送られてきます。
- ・ 障がい福祉課から手帳を交付します。
- ※ 判定日から交付までには、1か月程度かかります。
- ※ 療育手帳は、原則、交付後に再判定が必要となります。手帳の判定欄に次回判定年月が記載されていますので、それまでに再判定の申請をしてください。
- ※ 18歳以上で療育手帳の申請をする場合には、申請前に成績表や特別支援学校（学級）の在籍証明などを提出する必要があります。

【申請に必要なもの】

- ・ 対象者の顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm） 1枚
- ・ 母子手帳
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（免許証など）

ウ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳には障がいの程度により1級から3級までの等級の区分があります。等級は、医師の意見を参考にして知事が決定します。

【交付までの流れ】

- ・ 市役所障がい福祉課で診断書の様式をもらいます。（または、障害年金証書等の写し及び同意書を準備します。この場合、年金事務所等に照会しますので、診断書の場合より認定までに時間を要します。）
- ※ 障害年金（障害基礎、障害厚生ともに）は、当該精神疾患で認定を受けていることが条件となります。
- ・ 診断書の記載を依頼します。
- ・ 必要な書類を障がい福祉課に提出し、申請となります。
- ・ 障がい福祉課から県に書類を提出し、県により精神障がい者の認定や手帳の作成が行われます。
- ・ 認定されると県から障がい福祉課に手帳が送られてきます。
- ・ 障がい福祉課から手帳を交付します。
- ※ 手帳申請から交付までには、2～3か月程度かかります。
- ※ 15歳未満の児童については、保護者の方が代わって申請することになっています。

【申請に必要なもの】

- ・ 医師の診断書、または障害年金証書等の写し及び同意書（自署または押印）
診断書の有効期限は、作成日（診断書記載日）から3か月以内となります。
- ・ 対象者の顔写真（タテ4cm×ヨコ3cm） 1枚
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（免許証など）

※ 診断書は、精神保健指定医、または精神障がいの診断、治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月を経過した日以後のものであることが必要です。

※ 障害年金証書等の写しとは、障害年金証書、直近の年金振込通知書、または年金支払通知書の写しです。（現在も精神障がいのみを事由に障害年金を受給されている方の場合に限り、こちらの書類で申請することができます。）

(2) 相談窓口

ア 岐阜県身体障害者更生相談所

医師・義肢装具士・身体障害者福祉司などの専門職員が、身体障がいに関する医学的・心理学的判定および相談・指導を行っています。また、身体障害者手帳の交付に関する事務を行っています。

〈所在地〉岐阜市鷺山向井 2563 番地 18（岐阜県障がい者総合相談センター内）

〈電話番号〉058-231-9715

〈F A X〉058-231-9716

補装具についての判定日時

科目	判定日	受付時間
整形外科	毎週木曜日	午後1時～2時
耳鼻科	毎月第1月曜日	午後1時～2時
眼科	随時（相談所に確認してください。）	

※ 不定期ですが、各地域で巡回相談も行っています。（大垣市では、整形外科のみ年2回程度開催）

※ 判定を希望する場合は、事前に市役所での申請が必要です。

イ 岐阜県知的障害者更生相談所

医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が、知的障がいに関する医学的・心理学的判定や、職能判定などを行っています。

遠隔地で来所が困難な方や、外出が困難な方のために、巡回相談も行っています。

〈所在地〉岐阜市鷺山向井 2563 番地 18（岐阜県障がい者総合相談センター内）

〈電話番号〉058-231-9723

〈F A X〉058-233-5133

ウ 西濃子ども相談センター

医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が、障がい児の問題について専門的、総合的な判定や必要な助言・指導、施設入所手続きなどを行っています。（所在地等は 216 ページ参照）

エ 岐阜県精神保健福祉センター

医師・保健師・ケースワーカー・臨床心理士などの専門職員が、精神障がい者の方や家族からのメンタルヘルスに関する相談を行っています。

〈所在地〉岐阜市鷺山向井 2563 番地 18（岐阜県障がい者総合相談センター内）

〈電話番号〉058-231-9724

〈F A X〉058-233-5133

オ 西濃保健所

こころの健康、アルコール、思春期、青年期、認知症等について、精神科医・保健師による専門的な相談、指導を行っています。（所在地等は 216 ページ参照）

カ 西濃障がい者就業・生活支援センター

西濃圏域で就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問により指導、相談を行います。

〈施設名〉西濃障がい者就業・生活支援センター

〈実施者〉社会福祉法人 あゆみの家

〈所在地〉不破郡垂井町栗原 2066 番地 2

〈電話番号〉0584-22-5861

〈F A X〉0584-71-8200

キ 身体障害者相談員

市内の身体障がい者の方やその関係者の中から選ばれ、身体障がい者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに、福祉事務所（市役所）など、関係機関業務への協力を行い、地域活動の中心となって活動しています。

・大垣市身体障害者相談員名簿

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

氏 名	電話番号
藍澤 平義	78-6417
高木 弘明	78-4594
杉原 一誠	74-0178
林 佐多哲	81-4512
奥田 武雄	89-1895
橋本 康夫	89-8171
高橋 芳郎	91-8035
中田 忠勝	91-8889
小川 政明	91-4286
岡本 敏美	91-3771
川瀬 薫	71-1298

氏 名	電話番号
清水 京子	71-3862
伊藤 和則	91-1056
岩田 洋子	89-3082
津田 洋子	78-5723
説田 真理	73-5043
木田 由美子	47-2659
篠田 泰明	81-2881
小塚 幸則	81-1413
三浦 眞由美	81-2627
鈴木 昭彦	75-0515
橋川 智子	91-3224
奥田 美智子	91-1180
伊藤 春美	74-4620
安田 久美子	73-1097
小倉 和雄	74-6193
中嶋 朋之	75-3240
平松 薫	090-7689-0665
荒井 五三	71-5315

ク 知的障害者相談員

知的障がい者に最も理解があり、知的障がい者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動できる人の中から選ばれ、知的障がい者の身近な問題について相談に応じるとともに、福祉事務所（市役所）など、関係機関業務への協力を行い、地域活動の中心となって活動しています。

・大垣市知的障害者相談員名簿（令和 7 年 4 月 1 日現在）

氏 名	電話番号
近藤 則朗	89-9155
加代 雅美	91-8447
宮野 卓二	090-9907-3481
寸田 さつき	090-4088-7406

ケ 障がい者生活支援センター等

（ア） 身体障がい者の相談支援

在宅の身体障がい者やその家族が、地域の中でより良い生活が続けられるよう生活支援を図るために、在宅福祉サービスの利用援助、ピアカウンセリング、介護相談等を総合的に行っています。

〈施設名〉大垣市障がい者生活支援センター（総合福祉会館 2 階）

〈実施者〉大垣市社会福祉協議会

〈所在地〉大垣市馬場町 124 番地

〈日 時〉 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※ピアカウンセリング 9:00～15:30

土曜日（ピアカウンセリングのみ） 9:00～15:30

〈電話番号〉 0584-75-0183（月曜日～金曜日）

0584-78-8181（内線 200）（土曜日）

〈携帯番号〉 090-7918-0400

〈F A X〉 0584-71-7533

※ 市役所障がい福祉課にて個別相談会を毎週水曜日 13:00～15:00
に実施

（イ） 知的障がい者の相談支援

在宅の知的障がい者（児）等が、地域の中でより良い生活が続けられるよう生活支援を図るために、在宅福祉サービスの利用援助等の相談・支援、情報の提供等を行っています。

〈施設名〉 大垣市柿の木荘

〈実施者〉 大垣市社会福祉事業団

〈所在地〉 大垣市古宮町 397 番地 1

〈電話番号〉 0584-89-9503

〈携帯番号〉 090-9122-6130

〈施設名〉 相談支援事業所 ゆう

〈実施者〉 社会福祉法人 あゆみの家

〈所在地〉 不破郡垂井町栗原 2066 番地 2

〈電話番号〉 0584-84-2161

（ウ） 精神障がい者の相談支援

地域で生活する精神障がい者の日常的な相談の対応や在宅福祉サービスの利用援助等の相談・支援、情報の提供等を行い、社会復帰や自立、さらに社会参加の促進を図っています。

〈施設名〉 地域活動支援センター せせらぎ

〈実施者〉 医療法人 静風会

〈所在地〉 大垣市中野町 1 丁目 10 番地

〈電話番号〉 0584-81-8521

〈施設名〉 精神障害者地域生活支援センター グリーンヒル

〈実施者〉 社会福祉法人 楽山・杜の会

〈所在地〉 海津市南濃町津屋 1491 番地 1

〈電話番号〉 0584-55-2501

コ 大垣市障がい者就労支援センター

大垣地域で就業およびそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問により相談、助言等を行います。

〈施設名〉大垣市障がい者就労支援センター

〈実施者〉大垣市社会福祉協議会

〈所在地〉大垣市馬場町 124 番地 大垣市総合福祉会館

〈日時〉月曜日～金曜日 8:30～17:15 ※祝日休み

〈電話番号〉0584-78-8186（直通）

〈F A X〉0584-71-7533

サ 大垣市障がい者虐待防止センター

虐待の通報や届出、相談を受けて、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに対応方法を協議して、解決に向けた支援を行います。

〈実施者〉大垣市

〈所在地〉大垣市丸の内 2 丁目 29 番地 （障がい福祉課内）

〈電話番号〉0584-73-0202

〈F A X〉0584-81-5500

シ 大垣市障がい者基幹相談支援センター

身体障がい、知的障がい、精神障がい及び発達障がいを対象とした総合的な相談支援センターとして、地域の相談支援事業所に対する専門的な情報の提供や助言を行うほか、関係機関との連携の支援を行います。

また、障がい者への差別や合理的配慮の不提供に関する相談や関係機関との連携の支援を行います。

〈実施者〉大垣市

〈所在地〉大垣市丸の内 2 丁目 29 番地 （障がい福祉課内）

〈電話番号〉0584-47-7298

〈F A X〉0584-81-5500

(3) 障がい者（児）のための在宅・施設サービス

障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病）に関わらず、必要に応じて在宅や施設でのサービスを受けることができます。

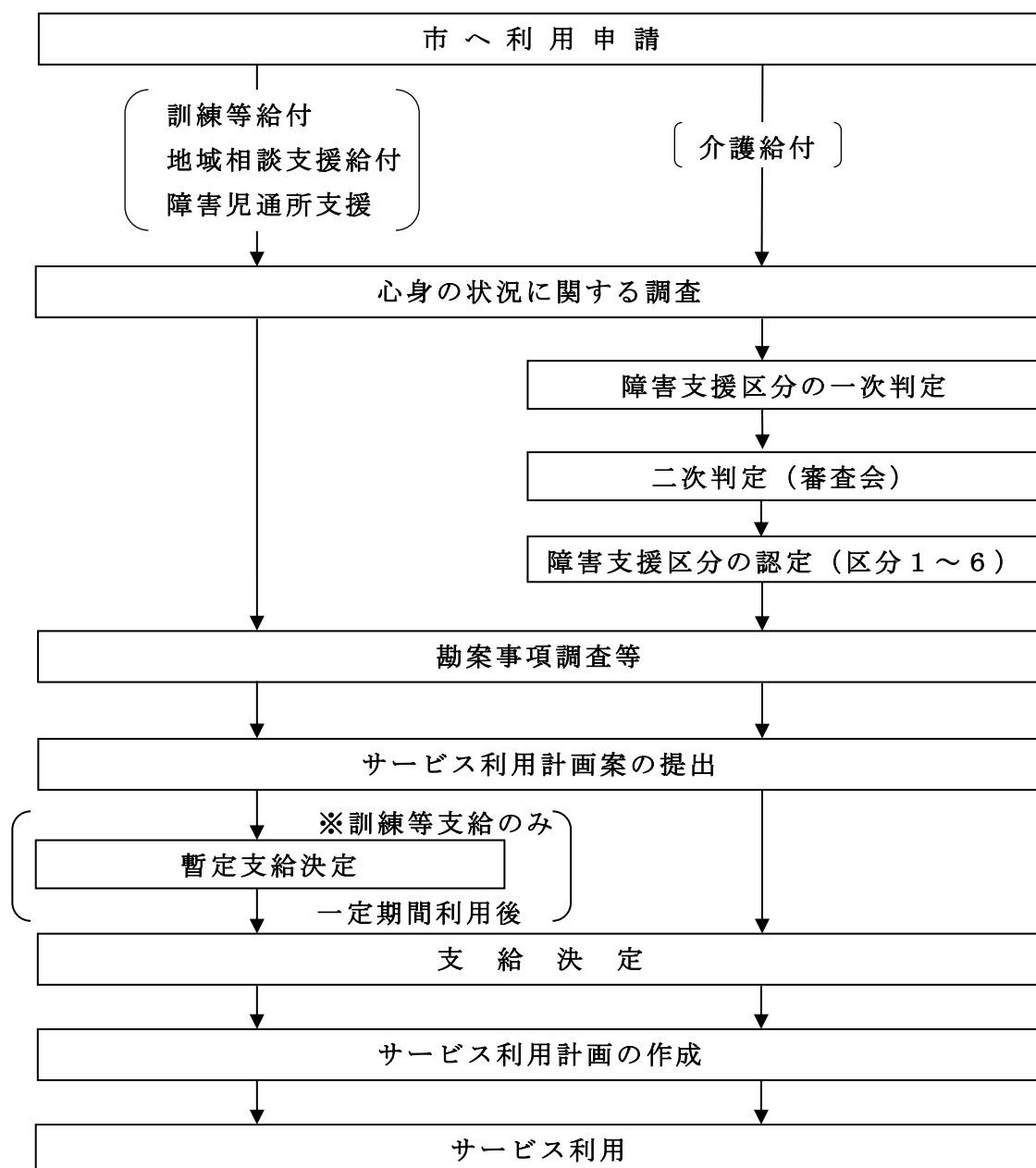
介護認定を受けている方、または介護認定が受けられる方（65 歳以上の方（第 2 号被保険者においては 40 歳以上））は、介護保険制度の利用が優先となります。

【サービス一覧】

	サービス名称	サービス内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難のある人で、常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などで、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
支地援域給相付談	地域移行支援	障害者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している人に、住居の確保や地域生活に移行するための相談支援を行います
	地域定着支援	在宅で単身生活をする人に、常時の連絡体制を確保し、緊急相談や訪問等の支援を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	宿泊型自立訓練	知的または精神障がいを有する人に、居室や他の設備の利用、日常生活能力を向上するための支援、生活等に対する相談・助言を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、環境変化に伴う生活面での問題、課題解決に向けて必要な支援を行います

	就労選択支援 ※令和7年10月～	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択をするための支援を行います
	共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他日常生活上の援助を行います
	自立生活援助	障害福祉施設等を利用していた人が一人暮らしをする時に、定期的に訪問等の支援を行います
地域生活支援事業	相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や、権利擁護のために必要な援助を行います
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に同行し、外出のための支援を行います
	日中一時支援事業	日中活動の場を提供し、見守りまたは社会に適應するための日常的な訓練等を行います
	重度心身障害児者サービス円滑利用事業	重度心身障がい児者の短期入所・日中一時支援事業の利用促進を図ります
	重度訪問介護利用者大学修学支援事業	重度障がい者に対して、大学等の修学に必要な身体的介護等を提供する支援員を派遣します
	重度障害者等就労支援事業	重度障がい者に対して、通勤支援や職場等における支援を行います
	意思疎通支援事業	障がいのある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います
障害児通所支援	児童発達支援	療育が必要な未就学児に、日常生活の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行います
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理の要する支援が必要な障がい児に、児童発達支援及び治療を行います
	放課後等デイサービス	療育が必要な就学児に、生活能力の向上のため必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います
	居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います
	保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います

【サービス利用までのおもな流れ】



- ① サービス利用申請
- ② 「指定特定相談支援事業者」と契約
- ③ 市による調査
- ④ 審査判定（介護給付の障害福祉サービスを利用する場合）
- ⑤ 「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案」の提出
- ⑥ 障害福祉サービス等の支給決定
- ⑦ 「サービス等利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約
- ⑧ サービス利用開始
- ⑨ モニタリング

【費用の負担】

利用者は、1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定に基づき、月ごとに利用したサービスの費用を事業者等に支払います。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税課税世帯 所得割 16 万円以下 〔 児童に対するサービスの場合 所得割 28 万円以下 〕	居宅で生活する障がい者及び 20 歳未満の施設入所者 9, 300 円 〔 居宅で生活する児童 4, 600 円 〕
一般 2	市町村民税課税世帯 (「一般 1」に該当するもの以外)	37, 200 円

※ 所得割 16 万円以下の世帯は、収入が概ね 600 万円以下の世帯が、28 万円以下の世帯は、概ね 890 万円以下の世帯が対象となります。

※ 「世帯」の範囲は、18 歳以上の障がい者（施設に入所する 18、19 歳を除く。）の場合は、本人及び配偶者とし、障がい児（施設に入所する 18、19 歳を含む。）の場合は、原則保護者の属する住民票の世帯員とします。

※ 20 歳以上の入所施設利用者、グループホーム利用者における市町村民税課税世帯の負担上限月額は、一律、一般 2 となります。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（どれかお持ちの手帳）
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（免許証など）

【市内の指定事業者一覧】 177 ページ以下を参照してください。

【お問い合わせ】 市障がい福祉課 0584-47-7198

市子育て支援課 0584-47-7291

【サービスに関する苦情解決の仕組み】

サービスの質や量に関する疑問や不満等の苦情の申し出は、事業所の苦情受付担当者に申し出てください。事業所で解決しない場合や、直接申し出にくい場合は、岐阜県運営適正化委員会でも利用者からの苦情を直接受け付けます。

岐阜県運営適正化委員会

〈所在地〉岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号 岐阜県福祉・農業会館 6 階

〈日 時〉月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始は除く

〈電話番号〉058-278-5136

〈F A X〉058-278-5137

(4) 日常生活への支援

ア 補装具費の支給

【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

【対象者】

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方、難病患者等に対し、障がいを補うための補装具の交付・借受け・修理に限られます。
- ・ 介護保険制度により同一の補装具の貸与を受けることができる方は、本制度による交付・借受け・修理を受けることができない場合があります。

【申請から交付・借受け・修理まで】

- ・ 市と契約している指定業者の中から業者を決め、見積書を作成してもらい、障がい福祉課で補装具費の支給申請手続きをします。
- ・ 交付・借受けの場合は、申請に基づき岐阜県身体障害者更生相談所の判定または医師の意見書が必要になる場合があります。
- ・ 費用支給が決定後、対象者及び業者に決定通知を送付します。
- ・ 補装具が納品された時点で、決定通知に記載されている自己負担額を業者に支払ってください。

※ 18 歳以上の障がい者の方は、補装具の種類により、岐阜県身体障害者更生相談所の判定が必要となります（岐阜県身体障害者更生相談所での判定を受けることができない方は、医師の意見書が必要となります）。

※ 18 歳未満の障がい児の方は、原則、指定医師に意見書を記載してもらいます（意見書の様式は障がい福祉課にあります）。

【費用の負担等】

- ・ 原則 1 割負担ですが、当該支給対象者または家族の所得（課税）状況により支給対象外となる場合があります。
- ・ 市と契約している指定業者からの購入となりますので、補装具の交付・借受け・修理を希望される方は、事前に障がい福祉課への申請が必要となります。

【補装具の種類】

肢体不自由者（児）	義肢、装具、車いす（※）、電動車いす（※）、歩行器（※）、歩行補助つえ（※）、姿勢保持装置（18 歳未満の障がい児のみ座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具）、重度障害者用意思伝達装置
視覚障がい者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者（児）	補聴器
内部障がい者（児）	手押し型車いす（※）、歩行補助つえ（※）、歩行器（※）

（※）印の補装具給付は、原則として介護保険対象者を除きます。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 医師の意見書（18歳未満の障がい児及び18歳以上の方で岐阜県身体障害者更生相談所での判定を受けることができない場合）
- ・ 指定業者の見積書
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（免許証など）

イ 日常生活用具費の支給 **【障がい福祉課 ☎ 47-7298】**

在宅の重度障がい者（児）に対して、その日常生活を容易にするために、その利用に適した用具の給付を行う費用を支給します。

介護認定を受けている方、または介護認定が受けられる方（65歳以上の方（第2号被保険者においては40歳以上））は、介護保険制度の利用が優先となります。

なお、市と契約している指定業者からの購入となりますので、事前に障がい福祉課へ相談してください。

【日常生活用具の種類、対象者等】

種 目	障がい部位	程度及び給付条件	耐用年数
視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	視 覚	1、2級	6年
歩行時間延長信号機用 小型送信機			10年
点字タイプライター		1、2級 就労中、就労見込又は就学中の方	5年
視覚障害者用体温計 （音声式）		1、2級 視覚障がい者のみの世帯又は これに準ずる世帯	5年
視覚障害者用拡大読書器		本装置により文字等を読むこと が可能になる方	8年
視覚障害者用 活字文書読上げ装置		1、2級	6年
視覚障害者用時計		1、2級 音声時計は手指触覚に障がいの ある方	10年
視覚障害者用体重計		1、2級 視覚障がい者のみの世帯又は これに準ずる世帯	5年
点字図書		情報の入手を点字によっている 視覚障がいのある方 ※年間6タイトル又は24巻を限度	—
点字ディスプレイ		視覚障害2級以上の方で必要な 方	6年
電磁調理器		1、2級	6年

種 目	障がい部位	程度及び給付条件	耐用年数
点字器	視 覚		5年(携帯用) 7年(標準型)
外出補助用具		5級以上 本用具により夜間の外出等が可能になる方	5年
視覚障がい者用 音声化ソフト		パーソナルコンピュータのディスプレイ装置による表示を確認することが困難な方	5年
視覚障がい者用 ワープロソフト			
暗所視支援眼鏡	視 上	1、2級 小学校第1学年以上で、網膜色素変性症による夜盲又は視野狭窄を有する方	8年
情報・通信支援用具		1、2級 通常周辺機器によるパーソナルコンピュータ等の操作が困難な方	5年
聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴 覚	1、2級 聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる方	10年
聴覚障がい者用 情報受信装置		必要と認められる方	6年
人工内耳用体外装置		人工内耳を装用してから5年以上経過している方	5年
聴覚障がい者用通信装置	聴 音 覚 音 声 言 語	コミュニケーション、緊急時の連絡等の手段として必要と認められる方	5年
携帯用会話補助装置	音 声 言 語 肢 体	発声・発語に著しい障がいを持つ方	5年
特殊便器	上 肢	1、2級又は難病患者 ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8年
移動用リフト(※)	下 体 肢 幹	1、2級又は難病患者 ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年
入浴担架		1、2級 入浴に介助を要する方	5年
入浴補助用具(※)		入浴に介助を要する方 (難病患者を含む) ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	8年
訓練いす		1、2級 3歳以上の方	5年
便器(※)		1、2級又は難病患者 ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	8年
特殊尿器(※)		1級又は難病患者 常時介護を要する方	5年

種 目	障がい部位	程度及び給付条件	耐用年数
体位変換器(※)	下 体 肢 幹	1、2級又は難病患者 下着交換等に介助を要する方	5 年
訓練用ベッド		1、2級又は難病患者 学齡児以上の方	8 年
特殊寝台(※)		1、2級又は難病患者	8 年
特殊マット(※)		1級又は難病患者 常時介護を要する方	5 年
エアーパッド		1級又は、それぞれ2級で総合 等級1級 常時介護を要する方	5 年
居宅生活動作補助用具 (※)	視 覚 下 体 肢 幹	1、2、3級又は難病患者 ただし、特殊便器への取替えを する場合は上肢2级以上	1 回のみ
歩行支援用具(※)	平衡機能 下 体 肢 幹	家庭内での移動等において介助 を要する方 (難病患者を含む) ただし、設置にあたり住宅改修 を伴うものを除く	8 年
透析液加温器	じん臓	1、3級 自己連続携行式腹膜灌流法(C A P D)による透析療法を行う方	5 年
酸素ボンベ運搬車	呼吸器	医療保険における在宅酸素を行う 方	10 年
ネブライザー		1、3級又は、同程度の身体障がい 者であって必要と認められる方 (難病患者を含む)	5 年
電気式たん吸引器		呼吸管理上必要と認められる方 (難病患者を含む)	5 年
パルスオキシメーター			
火災警報機	身体障害 知的障害	1級、2級、A、A1、A2 火災発生の感知及び避難が著しく 困難な障がい者のみの世帯又は これに準ずる世帯	8 年
自動消火器		1級、2級又は難病患者 火災発生の感知及び避難が著しく 困難な障がい者のみの世帯又は これに準ずる世帯	
頭部保護帽	平衡機能 下 体 肢 幹 知的障害	A、A1、A2で てんかんの発作等により頻繁に 転倒する方	3 年
人工喉頭	音声言語 そしゃく	咽頭摘出者	4 年 (笛式) 5 年 (電動式)
歩行補助つえ (一本杖)	平衡機能 下 体 肢 幹		3 年
集尿器	ぼうこう		1 年
ストーマ装具	ぼうこう 直 腸		—

種 目	障がい部位	程度及び給付条件	耐用年数
紙おむつ		ストーマ装具の使用が困難な方又は、3歳以上で高度の排便・排尿機能障がいの方又は、脳原性運動機能障がいかつ意思表示の困難な方	—
障がい児位置確認機器	知的障害	徘徊する可能性があるため、位置確認が必要な18歳未満の方	1年

(※)印の日常生活用具給付は、介護保険対象者を除きます。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 指定業者の見積書
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（免許証など）

【費用の負担】原則1割負担ですが、当該支給対象者または家族の所得（課税）状況に応じて、費用の一部または全部を負担していただく場合があります。

【備 考】既に給付を受けた用具と同一用具の再交付は、耐用年数を経過していないと対象となりません。また、耐用年数を経過していても、修理不能または、修理、部品交換よりも合理的・効果的または操作機能の改善等で新しい機器で使用効果の向上が認められる場合に限りま。

なお、修理に対する助成はありません。

ウ 非常用電源装置等の購入費助成 【障がい福祉課 ☎47-7298】

人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の重度障害者（児）に対して、災害等による停電時において、その日常生活を継続するために必要な非常用電源装置等を購入する費用を助成します。

【非常用電源装置等の種類】

種目	耐用年数
正弦波インバーター発電機	10年
ポータブル蓄電池	5年
DC/ACインバーター（カーインバーター）	3年

【対象者】

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている呼吸器機能障がいの方または電源を必要とする医療機器を使用する重度障がいの方
- ・ 市内において在宅で生活する方または福祉施設等に入所もしくは病院等に入院している間に自宅へ一時外出する方
- ・ 市の個別避難計画及び大垣市社会福祉協議会の作成する緊急連絡のてびきに登録されている方

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳または医師が作成した使用証明書
- ・ 見積書
- ・ 購入する装置等の詳細が確認できる資料

エ 訪問入浴サービス 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

自宅の浴室での入浴が困難または居宅介護の入浴支援、デイサービスを利用することができない場合に、移動入浴車で入浴のお世話をします。

【対象者】 在宅で、身体障害者手帳の1級または2級の方で障がい福祉サービス等の利用による入浴が困難な方が対象となります。

※ 介護保険対象者は、原則として本サービスの対象になりません。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 健康診断書

【備考】 利用回数は週2回までです。また、原則として、サービスに係る料金の1割を負担していただきます。

オ ねたきり身体障害者生活用品購入費助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

在宅のねたきり身体障がい者の方が紙おむつを購入したときに、費用の一部を助成する制度です。

【対象者】

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている下肢または体幹機能障がいの1級または2級の方で、自宅でねたきり状態にあり、常時介護が必要な方
- ・ 5歳以上65歳未満の方
- ・ 市民税所得割額10万円未満の世帯
- ・ 市内に1年以上居住している方

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 預金通帳（対象者名義のもの）

カ 生活環境料金の助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

在宅で生活されている障がい者の福祉増進を図るため、水道料金等の一部を助成する制度です。

【対象者】 身体障害者手帳1～3級または療育手帳A、A1、A2、B1をお持ちで、在宅で生活されている市民税非課税世帯の方

【助成額】

	上水道	簡易水道	下水道	し尿汲取り
大垣地域	770 円／月	－	1,280 円／月	当該し尿汲取り 料金（最高限度額 840 円／月）
上石津地域	－	710 円／月	2,480 円／月	
墨俣地域	770 円／月	－	1,280 円／月	

※ 一部上記の金額と異なることがあります。

※ 浄化槽、井戸水については、助成対象外です。

※ 生活保護を受けている方は助成を受けることができません。

【申請に必要なもの】

- ・ 上下水道・し尿汲取り料金等の領収書
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳

【申請時期】

9 月 1 日～9 月 25 日、3 月 1 日～3 月 25 日（年 2 回申請）

キ リフトタクシー料金助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

障がいや疾病のため、車いすや寝台等を使用している方が、リフトタクシーを利用した場合に、料金の一部を助成する制度です。

【対象者】

- ・ 本市に住民登録し、居住している方
- ・ 障がいや疾病のため、車いすや寝台等を使用している方

※ 利用者世帯の所得が規定金額（特別児童扶養手当における所得制限額を適用）以下の方

【助成額】 リフトタクシー料金と中型タクシー料金の差額（乗車 1 回につき 5,000 円が上限）

【利用方法】

- ・ タクシーは予約制です。
- ・ 規定のリフトタクシー料金を支払った後、乗車証明を受けた大垣市リフトタクシー利用者助成申請書を障がい福祉課または市民サービスセンターへ提出してください。

【予約先】

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	所在地	電話番号
スイトタクシー	大垣市旭町 3 丁目 11 番地	0584-78-7155
大垣タクシー(株)	大垣市藤江町 5 丁目 105 番地 2	0584-78-6586
大垣介護タクシー	大垣市外渚 2 丁目 32 番地 11	0584-89-0828
介護タクシー スマイルぎふ	羽島郡笠松町奈良町 160 番地 2	080-2623-1515
介護タクシー ひろ	瑞穂市十九条 372 番地 10	058-327-1075
介護・福祉サービスでかけよう	本巣郡北方町天狗堂 2 丁目 48 番地 2	080-4533-3838
(株) 雅	羽島市足近町坂井 64	058-216-9630
福祉タクシー 3G ごうど	安八郡神戸町斉田 328	0584-27-2268
あさひ福祉タクシー	養老郡養老町飯田 1350 番地 24	0584-51-1224

名 称	所在地	電話番号
すみれ介護タクシー	瑞穂市牛牧 1528 番地 7	080-9727-2332
幸介護タクシー	岐阜市今嶺 3 丁目 12 番地 7	090-1109-2828
介護タクシーさくらゆき	岐阜市鷺山南 24 番地 5	090-6583-0039
介護タクシーさくら	大垣市日の出町 1 丁目 30 番地	090-8550-5511
福祉タクシー三里	岐阜市六条東 2 丁目 8 番地 4	080-8704-0186
介護タクシーハーベスト	岐阜市今嶺 3 丁目 10 番地	058-210-3080

ク 見守りほっとライン事業 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

ひとり暮らしの身体障がい者の方に対し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するとともに、日常生活における不安を軽減するため、緊急通報装置を貸与または給付する制度です。

【対象者等】市内在住の身体障害者手帳 1 級・2 級のひとり暮らしの方

※ 65 歳以上の方については、高齢福祉課に同様の制度があります。

【費用の負担】前年所得税課税状況に応じて、利用費用の一部負担があります。(63 ページ 見守りほっとライン事業参照)

【申請に必要なもの】

- ・ 承諾書（障がい福祉課にあります）

※ 承諾書には、協力員の方が 3 名必要となります。協力員には、民生委員が 1 名、親類や近所の方で協力員となっていたりいただける方が 2 名必要です。

(5) 社会参加

ア ニュー福祉機器助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

在宅の身体障がい者がその自立のため、先進的な福祉機器を購入する場合、その購入費用の一部を助成します。対象者等は機器の種別により異なりますので、お問い合わせください。

なお、申請手続きは機器購入前にしてください。また、介護保険制度により同一の機器の貸与等を受けることができる方は、本制度による助成は受けられません。

【申請から助成まで】

- ・ 機器購入前に申請手続きをし、助成決定後に自費で購入していただきます。
- ・ 助成金額は購入費用の半額ですが、機器ごとに助成上限額が決まっています。
- ・ 機器購入後、所定の請求書を購入機器の領収書とともに提出していただきますと、後日助成金を指定口座に振り込みます。

【対象機器、対象者】

(令和6年4月1日現在)

対象機器	対象者
パーソナルコンピュータ デスクトップ型・ノートブック型・タブレット型 (プリンタを含む。ただし、同時に購入する場合に限る。)	上肢障がい2級以上若しくは言語・上肢障がい2級以上の身体障がい者又は身体障がい児(文字を書くことが困難な者に限る。)及び外出又は意志伝達が困難な視覚・聴覚障がい者(視覚又は聴覚に障がいがある身体障がい児を含む。)
音声炊飯ジャー	視覚障がい者(視覚に障がいがある身体障がい児を含む。以下同じ。)のみの世帯又はそれに準ずる世帯(操作時に音声による案内を必要とする方に限る。)
音声ICタグレコーダ	視覚障がい者で、物の識別が困難な方
人工呼吸器(医療保険の対象となる場合を除く。)	在宅療養をするにあたって人工呼吸器を必要とする筋ジストロフィー患者の方
音声血圧計	視覚障がい者で、血圧管理が必要な方
色彩音声案内装置	視覚障がい者で、物の色の識別が困難な方
障害物感知センサー	視覚障がい者で、物の識別が困難な方
電子白杖	視覚障がい者
呼び鈴(専用スイッチを含む場合のみ)	重度(2級以上)の両上肢および言語障がい者であって意思伝達が困難な方または難病患者等については神経・筋疾患である方で意思伝達が困難な方

【申請に必要なもの】

- ・ 購入機器の見積書、カタログ
- ・ 身体障害者手帳

※ 機器に応じて、その他の書類が必要となる場合があります。

イ 郵便等による不在者投票など 【大垣市選挙管理委員会 ☎47-8292】

選挙権の行使が困難な身体障がい者の方などのために、代理・点字投票制度や、自宅などにおいて投票用紙に記載する郵便等による不在者投票・代理記載制度があります。

(ア) 代理・点字投票

心身の故障、その他の事由により自ら投票用紙に記載する事ができない方には、投票事務従事者が代わって記載する代理投票制度が、視覚障がいのため点字による投票を希望される方には、点字投票制度があります。いずれも投票所係員に申し出てください。

(イ) 郵便等による不在者投票の対象者

区分	障がい部位	障がいの程度
身体障がい者 (身体障害者手帳の 交付を受けている方)	両下肢、体幹又は移動機能に障がいのある方	1 級・2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸に障がいのある方	1 級・3 級
	免疫又は肝臓に障がいのある方	1 級・2 級・3 級
	※両下肢等の障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを県知事が書面により証明した方	
戦傷病者 (戦傷病者手帳の 交付を受けている方)	両下肢又は体幹に障がいのある方	特別項症～ 第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓に障がいのある方	特別項症～ 第3項症
	※両下肢等の障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを県知事が書面により証明した方	
要介護者 (介護保険の被保険者証の交付を受けている方)	介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方	

(ウ) 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

区分	障がい部位	障がいの程度
身体障がい者 (身体障害者手帳の交付を受けている方)	上肢又は視覚に障がいのある方	1 級
戦傷病者 (戦傷病者手帳の交付を受けている方)	上肢又は視覚に障がいのある方	特別項症～ 第2項症
身体障がい者 戦傷病者	※上肢又は視覚の障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することを県知事が書面により証明した方	

※(イ)(ウ)の制度を利用するためには事前の申請が必要になります。

ウ 青い鳥郵便葉書の無償配布

日本郵便株式会社から身体障がい者及び知的障がい者への理解促進のために発行される青い鳥郵便葉書が、次の照会先に申し出られた方に配布されます。

【対象者】

区分	対象等級
身体障がい者	身体障害者手帳1・2級
知的障がい者	療育手帳A、A1、A2

【申出受付期間】

4月1日から5月31日まで(曜日の関係により期間が前後することがあります。)

【照会先】

- ・ 日本郵便株式会社 大垣郵便局 郵便部
〈所在地〉 大垣市郭町4丁目1番地
〈電話番号〉 0584-78-2001

エ 精神障害者通所施設等への交通費助成事業 【障がい福祉課 ☎47-7298】

精神障がい者の方が、通所施設等へ通うため鉄道またはバスを利用した場合、その費用の一部を助成する制度です。

【対象者】精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく指定障害福祉サービス事業所等へ通っている方

【助成額】対象者の住所から通所施設まで、鉄道またはバスを利用した実費の2分の1に相当する額を助成します。

※各公共交通機関より割引等受けられる場合は、助成対象外です。

【備考】あらかじめ登録が必要です。市役所障がい福祉課で申請書をもらい、通所している施設の証明を受けてください。

オ 障害者社会参加（タクシー券・ガソリン代）助成 【障がい福祉課 ☎47-7298】

日頃、在宅になりがちな重度障がい者の方の社会参加を進めるため、タクシー券またはガソリン代の一部を助成する制度です。

【対象者】本市に住民登録し、世帯全員の市民税が非課税であり、在宅の方のうち次のいずれかに該当する方

- ・ 下肢または体幹機能障害1級、2級の方
- ・ 視覚障害1級の方
- ・ 内部障害1級の方（心臓、じん臓、呼吸器機能障害等）
- ・ 免疫障害1級、2級の方
- ・ 療育手帳A、A1、A2の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証または小児慢性特定疾病医療費医療受給者証の交付を受けている方

※ 世帯全員の市民税が非課税の場合に限ります。

※ 障害者情報収集等助成を受けている方、生活保護を受けている方は助成を受けることができません。

【助成内容等】

	タクシー券	ガソリン代助成
助成内容	・乗車1回につき560円分の乗車券を年間24枚を限度に交付（年度途中で新規申請の方は、1か月あたり2枚）	・月額1,000円を上限に助成
申請から助成まで	・申請書提出時に所得制限確認後、当該年度分を交付 ＜毎年の交付時期＞ ・9月下旬頃～ ※実際の交付時期は、通知にてご案内します。	・申請書を提出（申請月から助成の対象になります） ・毎年2回決められた請求時期の締切日までに、請求書に各月の領収書を添付して提出 ＜請求時期＞ ・9月1日～9月25日 ・3月1日～3月25日 ・市民税課税状況など確認後、指定の金融機関口座に振り込みます。
申請に必要なもの	・各種手帳または各医療受給者証 ＜毎年受取時＞ ・市から送付する通知 ・各種手帳または各医療受給者証	＜申請＞ ・各種手帳または各医療受給者証 ・自動車検査証（電子車検証も可） ・記録事項用紙（電子車検証での申請の場合） ・免許証 ＜各回請求＞ ・各月のガソリン代領収書（レシート等） ・各種手帳または各医療受給者証 ・振込金融機関の通帳

カ 障害者情報収集等助成

【障がい福祉課 ☎47-7298】

在宅の重度障がい者（児）の情報収集、意思伝達用の電話及び情報通信機器の利用料金の一部を助成する制度です。

【対象者】本市に住民登録し、在宅で次のいずれかに該当する市民税非課税世帯の方

- ・ 下肢または体幹機能障がい1級、2級の方
- ・ 視覚障がい1級の方
- ・ 聴覚障がい1級、2級の方

※ 障害者社会参加（タクシー券、ガソリン代）助成を受けている方、生活保護を受けている方は助成を受けることができません。

【助成額】月額 1,000円まで

【申請時期】9月1日～9月30日、3月1日～3月31日（年2回申請）

【申請に必要なもの】

- ・ 電話料金等の領収書
- ・ 身体障害者手帳

キ 在宅知的障害者交通費助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

在宅の知的障がい者（児）及びその付添人が通学、通所（通園）、通勤、通院のため鉄道またはバスを利用した場合に、交通費の一部を助成する制度です。

【対象者】

- ・ 療育手帳所持者
- ・ 療育手帳 A、A 1、A 2、B 1 の付添人

利用交通機関		助成率
鉄道	普通運賃 100km 以下	5 割
	急行料金	
	定期運賃	
バス	普通運賃	5 割
	定期運賃	3 割

※ 他の制度等により割引を受けている場合は助成の対象となりません。

【申請に必要なもの】

- ・ 定期券等で、利用日・利用機関・金額・利用者の確認ができるもの
- ・ 通院先等の確認ができるもの
- ・ 預金通帳

【申請時期】

7 月 1 日～8 月 10 日、11 月 1 日～12 月 10 日、3 月 1 日～3 月 31 日
(年 3 回申請)

ク 車いすの貸出 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

外出が困難な下肢・体幹の不自由な方に、1 か月を限度として無料で車いすの貸出を行います。(身体障害者手帳の交付を受けていない方にも貸出を行います)

【対象者】

- ・ 大垣市に住民登録がある方
- ・ 傷病等により、一時的に車いすが必要な方

※ 介護保険の要介護認定を受けている方については、原則、貸出を行っていません。高齢福祉課の該当項目（福祉用具貸与・75 ページ）を参照してください。

ケ 手話通訳の窓口

聴覚障がい者等の公共機関等における相談、諸手続き等の円滑化を推進するために、手話通訳を行う者を次のように設置しています。

設置場所	日 時	F A X
大垣市役所障がい福祉課	月～金曜日 8:30～17:15	0584-81-5500
大垣市総合福祉会館 (大垣市社会福祉協議会)	月～金曜日 9:00～15:30	0584-71-7533

コ 声の広報等・点字の広報等の発行 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

視覚障がい者等、文字による情報入手が困難な障がい者のために、録音による音訳、点字による点訳により、広報おおがき及び大垣市議会だよりを提供しています。

サ 手話通訳者等の派遣

手話を用いて、聴覚障がい等の日常生活上の初歩的なコミュニケーション支援と、聴覚障がい者等との交流活動を促進するため、聴覚障がい者等の申し出により、登録している手話通訳者または手話奉仕員を派遣しています。

【派遣対象者】

- ・ 大垣市在住の聴覚障がい者等（事前に市役所で利用登録が必要です）
- ・ 公的機関等

【派遣の範囲】

- ・ 公共機関等における相談、諸手続等
- ・ 教育機関における行事等への参加
- ・ 医療機関等における受診・相談（ただし、生命に係る手話通訳については手話通訳者のみの派遣となります）
- ・ 障がい者福祉、文化に係る大会行事等への参加

※ 政治・宗教・営利関係、公序良俗に反すること等には派遣できません。

【申請窓口】

大垣市社会福祉協議会（総合福祉会館内）

〈電話番号〉 0584-78-8181

〈F A X〉 0584-71-7533

シ 要約筆記者等の派遣

要約筆記を用いて、聴覚障がい者等（中途失聴者・難聴者等）の日常生活上の初歩的なコミュニケーション支援と、聴覚障がい者等との交流活動を促進するため、聴覚障がい者等の申し出により、登録している要約筆記者または要約筆記奉仕員を派遣しています。

【派遣対象者】

- ・ 大垣市在住の聴覚障がい者等（事前に市役所で利用登録が必要です）
- ・ 公的機関等

【派遣の範囲】

- ・ 公共機関等における相談、諸手続等
- ・ 教育機関における行事等への参加
- ・ 医療機関等における受診・相談（ただし、生命に係る要約筆記は除く。）
- ・ 障がい者福祉、文化に係る大会行事等への参加

※ 政治・宗教・営利関係、公序良俗に反すること等には派遣できません。

【申請窓口】

大垣市社会福祉協議会（総合福祉会館内）

〈電話番号〉 0584-78-8181

〈F A X〉 0584-71-7533

ス 重度障害者パソコンアシスト

重度障がいのためにパソコン研修に参加できない方や、パソコンやタブレット端末等利用の一步が踏み出せない方を対象に、自宅へ訪問し、個々の障がいに合わせた入力装置の相談・指導から導入までの技術的支援を行います。

【対象者】 大垣市在住の身体障害者手帳 1・2 級の方

【定 員】 年間 2 名程度

【申請窓口】

大垣市社会福祉協議会（総合福祉会館内）

〈所 在 地〉 大垣市馬場町 124 番地

〈電話番号〉 0584-78-8181

〈F A X〉 0584-71-7533

セ 障害者生活訓練事業

身体障がい者に対し、創作活動や社会見学を通して、歩行訓練ほか日常生活上で必要な訓練・指導を行います。

【対象者】 肢体不自由、視覚障がい及び内部障がい身体障害者手帳をお持ちの方

【定 員】 40 名

【利用者負担】 市内：1 回 500 円 市外：1 回 1,000 円

【申請窓口】

大垣市障害者団体連絡協議会（総合福祉会館内）

〈所 在 地〉 大垣市馬場町 124 番地

〈電話番号〉 0584-78-8181

〈F A X〉 0584-78-8185

(6) 自動車

ア 自動車運転免許取得助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

身体障がい者または知的障がい者が、就労等のため自動車を必要とし、第1種普通自動車運転免許を取得した場合、その費用の一部を助成する制度です。

【対象者】身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、市内在住の満18歳以上の方が対象となります。

【助成対象等】

- ・ 経費の3分の2が助成の対象です。ただし、10万円を限度とします。
- ・ 所得制限はありません。

【申請に必要なもの】

- ・ 運転免許証の写し
- ・ 領収書の写し
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳

イ 自動車改造費用助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

身体障がい者または知的障がい者が、就労等のために本人又はその同一生計者が自動車を所有し、自動車の操向装置・駆動装置等を改造する必要がある方に対し、費用の一部を助成する制度です。

【対象者】身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、自動車を就労等のため本人又はその同一生計者が所有し、かつ運転する方

【助成額等】

- ・ 助成額は、10万円を限度とします。
- ・ 所得制限は、本人において特別児童扶養手当における所得制限額が適用となります。

【申請に必要なもの】

- ・ 運転免許証の写し
- ・ 見積書
- ・ 自動車検査証の写し（改造済車両を購入する場合は納車後必要）
- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（免許証など）

ウ 介助用自動車購入等助成 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者の介助者が運転する自動車について、リフト付等に改造するために要する費用、またはすでに改造された自動車を購入する費用の一部を助成する制度です。

【対象者】身体障害者手帳1・2級の下肢または体幹機能障がいの方で、移動に車いす等を使用する身体障がい者がいる世帯が対象となります。

【助成額等】

- ・ 助成額は、24 万円を限度とします。
- ・ 所得制限は、世帯における特別児童扶養手当の所得制限額が適用となります。
- ・ 対象車は、有料道路通行料金の優遇措置及び自動車税の減免措置を受けている車両となります。

【申請に必要なもの】

- ・ 介助者の運転免許証の写し
- ・ 自動車の改造または購入の見積書
- ・ 自動車検査証の写し（改造済車両を購入する場合は納車後に必要）
- ・ 身体障害者手帳

エ 駐車禁止除外指定車標章の交付

歩行困難な身体障がい者等の生活圏を拡大し、日常生活活動の利便を図るため、県公安委員会が指定した駐車禁止地域における「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。

※ 標章を掲出する際は、用務先、連絡先等を記載したメモを併せて掲出する必要があります。

【交付対象者の範囲】

障害区分	等級
視覚障がい	1 級～4 級
聴覚障がい	2・3 級
平衡機能障がい	3 級
上肢機能障がい	1 級、2 級の 1 および 2 級の 2
下肢機能障がい	1～4 級
体幹障がい	1～4 級
乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい	1～4 級
乳幼児以前の非進行性の脳病変による上肢機能障がい	1 級・2 級 (片肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
心臓機能障がい	1・3 級
じん臓機能障がい	1・3 級
呼吸器機能障がい	1・3 級
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3 級
小腸機能障がい	1・3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～3 級
肝臓機能障がい	1～3 級
療育手帳	A、A 1、A 2
精神障害者保健福祉手帳	1 級

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 印かん（朱肉を使用するもの）
- ・ 手数料 2,000 円（身体障害者手帳所持者の方で、岐阜県身体障害者福祉協会で申請する場合）

【申請窓口】

＜身障手帳＞岐阜県身体障害者福祉協会 大垣支部

〈所在地〉大垣市馬場町 124 番地 大垣市総合福祉会館内

〈電話番号〉0584-78-8181

＜身障手帳・療育手帳・精神手帳＞

岐阜県警察本部 交通部 交通規制課 2 階特設受付（毎週水曜日）

〈所在地〉岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

〈電話番号〉058-271-2424 内線 5183

＜身障手帳・療育手帳・精神手帳＞

大垣警察署

〈所在地〉大垣市江崎町 422 番地 10

〈電話番号〉0584-78-0110

(7) 保健・医療

ア 自立支援医療費（精神通院）給付 【障がい福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 9 8】

精神科の病院等で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です。認定は、県知事が申請に基づいて審査を行い、認定されると自立支援医療受給者証（精神通院）が交付されます。

【通院医療の範囲】

- ・ 医療の対象は、精神障がいとそれに付随する軽易な疾病に対して、病院または診療所に入院しないで行われる医療です。

【申請に必要なもの】

- ・ 県の指定する診断書（※診断書の提出は 2 年に一度）
- ・ 同意書 ・ 健康保険証
- ・ 重度かつ継続の意見書（提出は任意）
- ・ マイナンバー及び本人を証明する書類（運転免許証など）

※ 診断書は、県の指定する指定医療機関の医師によって作成されたものが必要です。指定医療機関については、障がい福祉課にお尋ねください。

【費用の給付と自己負担】

医療保険の給付または他の公費負担制度の適用後の残額である自己負担分が給付対象ですが、市町村民税課税状況等により給付が受けられない場合があります。

また、医療費のうち原則 1 割は自己負担となりますが、医療保険の世帯の市町村民税課税状況等に応じて一月の負担上限額が設定される場合があります。

「更生医療・育成医療」とは、一般医療によって、すでに治癒（欠損治癒・変形治癒など、いわゆる不完全治癒）したと考えられている障がいに対し、日常生活や職業生活をしていくうえで便利のように障がいを軽くしたり、回復させたりする手術を行うなどの特別な医療をいいます。

【更生医療・育成医療の範囲】

- ・ 肢体不自由については、動かなくなった関節を再び動かせるようにする手術(人工関節置換術)、慢性じん不全患者に対する人工透析療法、心臓患者のペースメーカー埋込術などが更生医療の適用を受けます。
- ・ 18歳未満の児童については、更生医療の給付と同様の内容で、育成医療が適用されます。

【申請に必要なもの】

- ・ 県が指定する医療機関による更生医療意見書・育成医療意見書（意見書の様式は障がい福祉課にあります）
- ・ 身体障害者手帳（育成医療の場合は所持している方のみ）
- ・ 医療保険の資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書など）（本人と同一保険に加入の方の分も必要になる場合があります。）
- ・ 特定疾病療養受療証（腎臓機能障がいに対する人工透析療法を行っている方）
- ・ 受診者本人が公的年金等受給者の場合、公的年金等の振込通知書等
※手術、治療前の申請が必要です。

【費用の給付と自己負担】

医療保険の給付または他の公費負担制度の適用後の残額である自己負担分が給付対象ですが、市町村民税課税状況等により給付が受けられない場合があります。

また、医療費のうち原則1割は自己負担となりますが、医療保険の世帯の市町村民税課税状況等に応じて一月の負担上限額が設定される場合があります。

＜自立支援医療の自己負担図＞

(令和7年4月1日現在)

- 1 受診者：自立支援医療の対象者
- 2 負担額：自己負担については原則1割負担（ 部分）。ただし、所得水準等に応じて、次のとおり負担の上限額が設定される場合があります。

世帯：受診者本人の属する同一健康保険の世帯

※一定所得以上で「重度かつ継続」に該当される方は、経過的特例措置（令和9年3月31日まで）により、自立支援医療の対象となっています。

注：「重度かつ継続」の対象範囲

← 一定所得以下 →			← 中間所得層 →		一定所得以上
生活保護 世帯	市町村民税 非課税世帯 かつ 受診者本人収入 が 80 万円以下	市町村民税 非課税世帯 かつ 受診者本人収入 が 80 万円超	世帯の市町村民税 の 所得割課税額 が 3 万 3 千円未満	世帯の市町村民税 の 所得割課税額が 3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満	世帯の市町村民税の 所得割課税額が 23 万 5 千円以上
0 円	負担上限額 2, 5 0 0 円	負担上限額 5, 0 0 0 円	負担上限額（1 割）または 医療保険の自己負担限度額 ただし、育成医療の場合は		公費負担の 対象外 （医療保険の 負担割合 ・負担限度額）
			負担上限額 5, 0 0 0 円	負担上限額 1 0, 0 0 0 円	
			重度かつ継続 （範囲について下記の注を参照）		
			負担上限額 5, 0 0 0 円	負担上限額 1 0, 0 0 0 円	負担上限額 2 0, 0 0 0 円

・疾病、症状等から対象となる方

- ①「精神通院」の場合・・・統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、その他精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
- ②「更生医療」又は「育成医療」の場合・・・腎臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓の機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

ウ 心身障害者医療費助成制度 【国保医療課 ☎47-8140】

障がい者の健康の保持増進に寄与し、障がい者福祉向上のために健康保険法に定める医療費の自己負担分を助成するものです。

【対象者】健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている方
- ② 戦傷病者手帳特別項症～第4項症で、身体障害者手帳4級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳A～B1の交付を受けている方

- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けている方
- ⑤ 身体障害者手帳 4 級の交付を受けている方
- ⑥ 療育手帳 B 2 の交付を受けている方

【所得要件】

- ・ 上記①～④の方：本人、配偶者及び扶養義務者の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額未満であること
- ・ 上記⑤、⑥の方：本人、配偶者及び扶養義務者が市民税非課税であること

【給付の内容】

- ・ 健康保険法に規定する一部負担金
 - ※ 高校生世代の方で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用対象となる場合を除く。

【給付の方法】

受給者証の提示により、県内の医療機関等では窓口での支払いは無料になります。県外医療機関等での受診に要した医療費は、申請により償還されます（ただし、保険給付外のものについては対象となりません）。

（ア） 受給者証の交付

＜申請に必要なもの＞

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等（※））
 - ※ 受給対象者が未成年の場合は、保護者の方も必要です。

＜申請窓口＞

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所

（イ） 償還手続き

＜申請に必要なもの＞

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ 受給者証 ・ 領収書 ・ 預金通帳
- ・ 健康保険から療養費等の給付を受けたときは、その額がわかるもの
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等（※））
 - ※ 受給対象者が未成年の場合は、保護者の方も必要です。

＜申請窓口＞

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所、各市民サービスセンター、上石津地域の各支所

(8) 年金・手当等の制度

ア 特別児童扶養手当

【子育て支援課 ☎ 47-7092】

特別児童扶養手当は、知的、精神または身体に障がいのある児童の生活向上を図るため、その児童を監護または養育されている父母等に対し支給される制度です。

【対象者】

- ・ 日本国内に住所があること
- ・ 知的、精神または身体に中程度以上の障がいのある児童（20歳未満）を監護している父母、または養育している父母以外の方など

【手当月額】（令和7年4月現在）

- ・ 1級（重度）…56,800円／人
- ・ 2級（中度）…37,830円／人

【手当の支給】

4月、8月、12月の11日（休みの日の場合は前日）に支給します。

【所得制限】

受給者または、その方と生計を同一にしている方の前年の所得が一定限度額以上ある場合は、その年の8月から翌年7月まで手当が支給されなくなります。

（令和6年1月～12月の所得額）

扶養親族・配偶者数	受給者本人	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人目以上加算額	扶養親族1人につき 380,000円	扶養親族1人につき 213,000円

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本
- ・ 印かん（朱肉を使用するもの）
- ・ 請求者名義の預貯金通帳等
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（所持している方のみ）
- ・ 所定の診断書
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）

※ この他にも、申請される方の状況に応じて必要なものがあります。

イ 障害基礎年金・特別障害給付金

20歳以上で、国民年金法等に定められている程度の障がいがある方は、障害基礎年金または特別障害給付金を受けられる場合があります。

詳細については、国民年金の該当項目を参照してください。（144・148ページ参照）

【照会先】

- ・ 障害基礎年金・特別障害給付金：
市役所国保医療課 年金グループ ☎47-8129
- ・ 障害厚生年金：大垣年金事務所（所在地等は 216 ページ参照）

ウ 特別障害者手当・障害児福祉手当 【障がい福祉課 ☎47-7298】

【制度の内容】

区分	特別障害者手当	障害児福祉手当
支給対象者	身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の障がい者で、次のいずれかに該当する方 1. 身体障害者手帳1・2級程度の障がいを二つ以上重複して有する方 2. 知能指数がおおむね20以下で日常生活において常時介助を要する状態にある方 3. 上肢・下肢・体幹のいずれかに機能障がい有し、かつ、寝たきり等で常時介護を必要とする方 4. 内部障がい等で絶対安静の状態にある方 5. その他、上記と同程度以上の障がい有し、常時特別な介護を必要とする方	身体又は精神に重度の障がいがあるため、日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の障がい児で、次のいずれかに該当する方 1. 身体障害者手帳1級及び2級の一部 2. 療育手帳Aの一部（知能指数がおおむね20以下の方） 3. その他、上記と同程度以上の障がい児で常時介護が必要と認められる方
支給制限	1. 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき 2. 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・老人福祉法等の福祉施設に入所しているとき 3. 病院又は診療所等に3か月以上入院しているとき	1. 本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上あるとき 2. 施設（通所施設を除く。）に入所中の児童 3. 政令に定める障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合
手 当	月額 29,590 円	月額 16,100 円
必要な書類	1. 所定の認定診断書 2. 年金証書または「年金支払通知書」等、年金受給金額を証明するもの 3. 扶養義務者等の源泉徴収票または確定申告書の控 4. 身体障害者手帳・療育手帳など 5. 印かん（朱肉を使用するもの） 6. 障がい者本人様名義の通帳 7. マイナンバーカード等個人番号がわかるもの（受給者本人、配偶者、扶養義務者）	1. 所定の認定診断書 2. 扶養義務者等の源泉徴収票または確定申告書の控 3. 身体障害者手帳・療育手帳など 4. 印かん（朱肉を使用するもの） 5. 障がい児本人様名義の通帳 6. マイナンバーカード等個人番号がわかるもの（受給者本人、扶養義務者）
支 給 月	年4回（5、8、11、2月） ※その前月分までが本人名義の金融機関の口座に振り込まれます	

エ 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が加入申込（1人の心身障がい者につき2口まで）をし、加入が決定した月から加入者の年齢に応じた毎月一定額の掛金を納付します。加入者が65歳以上に達し、かつ20年以上継続して加入者であった場合は、その後の掛金が免除となります。

加入者が死亡または重度障がいとなった場合に、残された心身障がい者に毎月1口当たり2万円の終身年金が支給されます。

【対象者】（心身障がい者）

- ・ 身体障害者手帳の交付を受けている方で、等級が1級から3級までの方
- ・ 療育手帳の交付を受けている方
- ・ 精神または身体に永続的な障がいのある方で、上記要件と同程度の障がいと認められるもの

【申請要件】心身障がい者を扶養している保護者であって、加入時に次のいずれにも該当する場合です。

- ・ 岐阜県内に住所があり、65歳未満であること。（当該年度4月1日現在）
- ・ 加入時に特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となることができる健康状態であること。

【掛金】

加入時の年齢	掛金月額	備考
35歳未満	9,300円	掛金月額は、加入時（加入決定日が属する年度の4月1日現在）の年齢により固定されます。
35歳以上40歳未満	11,400円	
40歳以上45歳未満	14,300円	
45歳以上50歳未満	17,300円	
50歳以上55歳未満	18,800円	
55歳以上60歳未満	20,700円	
60歳以上65歳未満	23,300円	

【申請に必要なもの】

- ・ 加入等申込書
- ・ 申込者告知書
- ・ 障害証明書
- ・ 年金管理者指定届書（任意）
- ・ 納入通知書送付依頼書
- ・ 印かん（朱肉を使用するもの）
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳（交付を受けている場合のみ）

※ 心身障がい者が県外に居住している場合は、加入者及び心身障がい者の住民票または戸籍抄本（謄本でも可）が必要です。

【申請窓口】

岐阜県障害福祉課

<所在地> 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1

<電話番号> 058-272-8309

オ 障害者福祉年金**【障がい福祉課 ☎ 47-7298】**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方に対し、福祉の増進を図るため年金を支給しています。

【対象者及び年金額】

対象等級		年金額
		市民税非課税世帯
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	1・2級 A1、A2 1級	年 20,900 円
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	3級 B1 2級	年 14,200 円
身体障害者手帳	4級	年 5,200 円

※ 手帳の等級が変更となった場合については、等級が変更となった月から年金額を月割りで計算して支給されます。

※ 障がいにより手帳を重複で所持されている場合は、いずれかの手帳で年金額の高いほうが支給されます。

※ 市民税課税世帯に属する方については、当該年度は支給停止となります。

※ 毎年7月1日を基準日とし、7月～翌年6月までを年額とします。

(所得判定についても、毎年7月1日に見直しを行います。)

【支給月】

9月末、3月末の年2回に分けて振り込みます。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
(交付を受けている、いずれかの手帳をお持ちください。)
- ・ 預金通帳(本人名義のもの)

カ 外国人心身障害者福祉金**【障がい福祉課 ☎ 47-7298】**

障害基礎年金を受けることができない外国人重度心身障がい者の方に対し、福祉の増進を図るため福祉金を支給しています。

【対象者】

- ・ 身体障害者手帳1級、2級
- ・ 療育手帳A1、A2

※ 昭和57年1月1日以前に20歳に達していて、市内に1年以上在住の外国人(大垣市内に住民登録をしている方)

※ 昭和57年1月1日以前に手帳の交付を受けた方

※ 昭和57年1月2日以降に手帳の交付を受けている方のうち、障がい

の発生原因となった傷病に係る初診日が昭和 57 年 1 月 1 日以前の方
 ※ 障害基礎年金等を受けていない方

【年金額】

- ・ 年金額：18 万円（年額）
- ・ 支給月：2 月、8 月（年 2 回）

※ 年額 18 万円未満の公的年金等を受けている方については、公的年金を控除した額となります。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳または療育手帳
- ・ 印かん（朱肉を使用するもの）
- ・ 公的年金を受けている方は年金手帳または年金証書

(9) 税金・公共料金等の減免

ア 税金の減免及び控除

種類	内容		金額		備考
所 得 税 及 び 住 民 税	障 害 者 控 除 の 適 用	区 分	所 得 税 控 除 額	住 民 税 控 除 額	身体障害者手帳・療育 手帳・精神障害者保健 福祉手帳の所持者 〈窓口〉 所得税に関すること 大垣税務署 電話 0584-78-4101 住民税に関すること 森林環境税に関する こと 市役所課税課 市民税グループ (内線 2344～2347)
		障 害 者 (本人又は控除対象配偶者、扶養親 族が重度以外の障がい者の場合)	27 万円	26 万円	
		特別障害者 (上記の障がい者が重度(身体障害者 手帳1・2級、療育手帳A、精神障害 者保健福祉手帳1級)である場合)	40 万円	30 万円	
		同居特別障害者 (扶養者に適用)	75 万円	53 万円	
住 民 税 及 び 森 林 環 境 税	前年の合計所得金額が 135 万円以下 の障がい者		・非課税		
個 人 事 業 税	重度の視覚障がい者（失明又は両目の 矯正視力 0.06 以下の者）が行うあん ま、マッサージ、指圧、はり灸、柔道 整復等医業に類する事業		・非課税 (申請による)		身体障害者手帳の所 持者 〈窓口〉 西濃県税事務所 電話(代)0584-73-1111
	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉 手帳の所持者で前年の合計所得金額が 300 万円以下の障がい者		年 5,000 円以下が 減免 (申請による)		

種類	内容	金額	備考
環境性能割及び普通自動車税種別割	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で県の定める要件に該当する方が取得または所有する自動車についての自動車取得税及び自動車税の減免 ※軽自動車税の減免との重複は不可	・環境性能割 (300万円に環境性能割の税率を乗じて得た額を限度) ・自動車税種別割 (年税額で45,000円(重量対象車は45,400円)を限度)	〈窓口〉 岐阜県自動車税事務所 電話(代)058-279-3781 西濃県税事務所 電話(代)0584-73-1111
	〈減免手続に必要なもの〉 各障害者手帳等、自動車検査証、運転免許証(障がい者または運転者のもの)、障がい者本人と運転者との関係がわかる書類(住民票、生計同一証明書、常時介護証明書など)		
軽自動車税種別割	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で市の定める要件に該当する方が納税義務者となる軽自動車税種別割の減免 ※自動車税種別割の減免との重複は不可	・免除	〈窓口〉 市役所課税課 諸税グループ (内線 2342・2343)
	〈減免手続に必要なもの〉 各障害者手帳、自動車検査証、運転免許証(運転者のもの)、マイナンバーのわかるもの(マイナンバーカード等)		
相続税	相続又は遺贈により財産を取得した者が法定相続人に該当し、かつ障がい者の場合	85歳に達するまでの年数に10万円(特別障害者は20万円)を乗じて計算した金額を相続税額から控除	〈窓口〉 大垣税務署 電話 0584-78-4101

イ 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が鉄道を利用される場合に、運賃の割引を受けることができます。また一部の鉄道会社では、精神障害者保健福祉手帳所持者が鉄道を利用する場合に、運賃の割引を受けることができます。

手帳の種別・手帳所持者の年齢、鉄道会社により適用範囲が異なる場合がありますので注意してください。

【申請方法】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を係員のいる窓口で提示し、行き先、乗車券の種類等を申し込んでください。

【割引の範囲】（ＪＲ東海の場合）

割引対象の区分		券種	割引率	
			本人	介護者
介護者あり	第１種	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	50%	50%
	第２種（本人が12歳未満のとき）	定期乗車券		
単独	第１種・第２種ともに、片道の営業キロが100キロを超える場合に限る	普通乗車券	50%	—

※定期乗車券の割引については小児定期乗車券を除きます。

※鉄道会社によって適用範囲が異なる場合がありますので注意してください。

【照会先】ＪＲ・私鉄各社

ウ バス運賃の割引

岐阜県が発行する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が路線バスを利用する場合に、運賃の割引を受けることができます。

※ 手帳の種別・手帳所持者の年齢、バス会社によって適用範囲が異なる場合がありますので注意してください。

【申請方法】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を、運賃支払いの際、乗務員に提示してください。

※ バスカードをご利用になる場合は、運賃支払いの際、事前に乗務員に申し出てください。

【割引の範囲】

割引対象の区分	券種	割引率	
		本人	介護者
身体障害者手帳・療育手帳			
第 1 種	普通	50%	50%
	定期	30%	30%
第 2 種	普通	50%	50%
	本人が 12 歳未満で介護者ありの時	定期	—
精神障害者保健福祉手帳	普通	50%	50%
	定期	30%	30%

【照会先】各バス会社

エ 国内旅客船運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持の方が旅客船を利用される場合に、運賃の割引を受けることができます。

※ 手帳の種別・手帳所持者の年齢、旅客船会社により適用範囲が異なる場合がありますので注意してください。

【申請方法】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を乗船券発売窓口に提示し、行き先や、乗船券の種類等を申し込んでください。

【割引範囲】旅客船会社ごとに、割引範囲や利用条件が異なりますので事前にご確認ください。

※ 旅客運賃に適用し、車両運賃（乗用車・オートバイ・自転車）は割引の対象となりません。

【照会先】各旅客船会社

オ 航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持の方が航空機（国内の定期航路区間）を利用される場合に、運賃の割引を受けることができます。

※ 手帳の種別・手帳所持者の年齢、対象となる手帳要件は航空会社により適用範囲が異なる場合がありますので注意してください。

【申請方法】各航空会社、営業所または指定代理店で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示し、割引を受けてください。

【割引範囲】航空会社ごとに、割引範囲等が異なりますので事前にご確認ください。

※ 割引率については、各航空会社にお問い合わせください。

【照会先】各航空会社

カ 有料道路の通行料金の割引 【障がい福祉課 ☎ 47-7298】

身体障害者手帳、療育手帳所持者、または、その家族の方等が運転される自家用自動車で有料道路を利用される場合に、通行料金の割引を受けることができます。

【申請方法】有料道路の割引を受けるには二種類の方法があり、どちらの方法においても申請に必要な書類等をお持ちいただき、障がい福祉課で割引を受けるための登録（証明）手続きをしてください。

【割引利用方法】

- ・ 手帳の提示による割引（一般レーンのみ利用可）
- ・ ETCを利用しての割引（ETCレーンまたは一般レーンで利用可）

【対象者の範囲】

対象者	免除の範囲
身体障害者手帳（第1種） 療育手帳（第1種）	本人または介護者が運転
身体障害者手帳（第2種）	本人運転のみ

【申請に必要なもの】

項目	必要な書類
手帳を提示して割引を受ける方（ETCを利用しない方）	・身体障害者手帳または療育手帳 ・自動車検査証（車両登録する方のみ） ・運転免許証（障害者手帳第2種の方のみ）
ETCを利用して割引を受ける方	・身体障害者手帳または療育手帳 ・自動車検査証 ・自動車検査証記録事項（電子の自動車検査証で申請する方のみ） ・運転免許証（障害者手帳第2種の方のみ） ・ETCカード（原則、障がい者本人名義の物）※1 ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書

※1 未成年の重度障がい者に限り、親権者または法定後見人名義のETCカードが対象になる場合があります。

※ 有料道路を通行する車両の変更、更新等の手続きにも申請手続きと同様の書類が必要となります。（ETCを利用される方に限り、オンラインでの手続きが可能です。）

※ ETCの新規登録、更新または変更の手続きには日数がかかりますので、ご利用の予定がある方は、早めの手続きが必要です。

※ 更新手続きは、有効期限の2か月前からできます。

※ 割引有効期限は、新規及び変更の申請時においては、その手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。なお、更新の申請時（割引有効期限の2か月前から割引有効期限の前日における申請）においては、その手続きを終了した日からその後の3回目の誕生日（最長2年2か月）までとなります。

※ 割引率は、通行料金の約50%となります。（ETC利用時はクレジットカードの引き落としの時に割引されます。）

※ 保護者名義のETCカードで登録している18歳未満の方は、18歳の誕生日を迎えた際、本人名義のETCカードで再登録をする必要があります。

【備考】

- ・ 障がい者1人につき、登録車両は1台です。（車両要件等により、登録ができない車両があります。）
- ・ 登録車両以外でも割引の対象になることがあります。

【照会先】

- ・ 障がい福祉課 障がい福祉グループ ☎47-7298
- ・ 有料道路 E T C 割引登録係 ☎045-477-1233（平日 9:00～17:00）

キ NHK放送受信料の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方などに対し、日本放送協会（NHK）が定める受信料免除基準により、放送受信料の半額免除または全額免除が受けられます。

【申請方法】申請に必要な書類等をお持ちいただき、障がい福祉課で手続きに必要な証明を行います。市で証明を受けた書類を日本放送協会に申請（郵送）してください。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 印かん（朱肉を使用するもの）

【対象者の範囲】

免除の範囲	対象者
全 額 免 除	・ 障がい者の方を世帯構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半 額 免 除	障がい者の方が世帯主の世帯で、 ・ 視覚又は聴覚障がいの場合 ・ 重度の身体障がい（身体障害者手帳 1・2 級）の場合 ・ 重度の知的障がい（療育手帳 A、A1、A2）の場合 ・ 重度の精神障がい（精神障害者保健福祉手帳 1 級）の場合

※ 免除区分の変更や手帳の一時喪失後の再取得時などはその都度、免除申請が必要です。

【照会先】

- ・ 障がい福祉課 障がい福祉グループ ☎47-7298
- ・ 日本放送協会（NHK）岐阜放送局
 〈所在地〉岐阜市京町 2 丁目 3 番地
 〈電話番号〉058-264-4612
 〈F A X〉058-264-4638

ク NTT104 番（電話番号案内）の無料措置**【対象者】**

- ①身体障害者手帳の交付を受けている次のいずれかの障がいのある方
- ・ 視覚障がい（1 級～6 級）
 - ・ 肢体不自由（上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい）（1 級、2 級）
 - ・ 聴覚障がい（2 級、3 級、4 級、6 級）
 - ・ 音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい（3 級、4 級）

②戦傷病者手帳の交付を受けている次のいずれかの障がいのある方

- ・ 視覚障がい（特別項症～第 6 項症）
- ・ 上肢の障がい（特別項症～第 2 項症）
- ・ 聴覚障がい（第 2 項症、第 4 項症）
- ・ 音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい（第 1 項症、第 2 項症、第 4 項症）

③療育手帳の交付を受けている方

④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【申請方法】

- ① フリーダイヤル ☎0120-104174 または F A X 0120-104134（N T T ふれあい案内事務局）へ申込み
- ② 所定の申込書が郵送されてくる
- ③ 申込書に必要事項を記載する
- ④ 申込書と手帳のコピーを添えて N T T 西日本ふれあい案内担当へ郵送
- ⑤ 完了通知（郵送又は電話により通知）

【利用方法】

〈電話による利用〉

N T T 1 0 4 番（電話番号案内）を利用される際、N T T のオペレーターに最初に「ふれあい案内」と申し出ていただき、N T T に届け出た登録電話番号、暗証番号を告げていただきますと、無料で番号案内が受けられます。

〈F A X による利用〉

任意の用紙に、「名前・返信先 F A X 番号、N T T に届け出た登録番号、暗証番号」と「番号案内を希望する先の住所・名前・業種等」を記入の上、フリーダイヤル F A X 0120-000104 へ送信してください。N T T より折り返し F A X にて番号案内があります。

【照会先】フリーダイヤル ☎0120-104174 F A X 0120-104134

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜・日曜・祝日と年末年始を除く）

ケ 携帯電話料金等の割引

障がいのある方が携帯電話を利用する際、通話料やオプションの割引、障がい者用料金プランが利用できる場合があります。

【対象者】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【割引内容】携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。

【照会先】携帯電話各社

コ タクシー運賃の割引

身体障害者手帳または療育手帳所持者がタクシー（岐阜県内）を利用される場合に、運賃の割引を受けることができます。

【割引範囲】 身体障害者手帳または療育手帳所持者

※ タクシー乗車の際（降車の際も可）に手帳を提示すると、乗車した区間の運賃についてタクシーメーター表示額から1割が割引されます。

【照会先】 岐阜県タクシー協会

〈所在地〉 岐阜市日置江 2468 番地 2

岐阜県自動車会館 5 階

〈電話番号〉 058-279-3728

〈F A X〉 058-279-3677

サ 市営駐車場料金の免除

身体障害者手帳の交付を受けている方が、市営駐車場を利用するときに、優待券で駐車料金が無料になります。

【優待券発行】

- ・ 優待が受けられる駐車場は身体障がい者1人に対して1か所となります。
- ・ また、駐車場により優待が受けられない場合があります。
- ・ 優待券交付までには申請から約1週間程度かかります。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 運転される方の運転免許証
- ・ 自動車検査証
- ・ 身体障がい者および運転者の顔写真各2枚（タテ4cm×ヨコ3cm）

【申請窓口】 丸の内駐車場

〈所在地〉 大垣市丸の内2丁目23番地

〈電話番号〉 0584-81-4134

※ 月曜～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15

シ スイトピアセンター駐車場料金の免除

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方が、スイトピアセンター駐車場を利用するときに、福祉駐車券で駐車料金が無料になります。

【福祉駐車券】

- ・ 福祉駐車券は1枚で20回まで使用できます。
- ・ 使用後は、再度申請が必要となります。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳
- ・ 自動車検査証
- ・ 運転される方の運転免許証
- ・ 手帳所持者の顔写真1枚（タテ3cm×ヨコ2.4cm）

【申請窓口】 スイトピアセンター 施設管理課

〈所在地〉 大垣市室本町 5 丁目 51 番地

〈電話番号〉 0584-74-6050

ス 市民病院駐車場料金の免除

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方に、市民病院有料駐車場の無料定期駐車券を発行しています。

※ 歩行困難者等専用駐車場に優先的に駐車できるものではありません。

【申請に必要なもの】

- ・ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳
- ・ 主に使用する車の自動車検査証
- ・ 運転される方の運転免許証
- ・ 手帳所持者の顔写真 2 枚（タテ 3 c m × ヨコ 2.5 c m）

【申請窓口】 市民病院 事務局施設課

〈所在地〉 大垣市南頬町 4 丁目 86 番地

〈電話番号〉 0584-81-3341 （内線 6153）

セ 大垣駅周辺自転車駐車場料金の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方が、市営自転車駐車場（3 か所）を利用するときに、駐車料金が無料になります。

【優待券発行】 優待が受けられる駐車場は手帳所持者 1 人に対して 1 か所となります。

【申請に必要なもの】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳

【申請窓口】

名 称	所在地	電話番号
大垣駅西自転車駐車場	大垣市宮町 1 丁目地内	0584-73-1609
大垣駅東自転車駐車場	大垣市高屋町 2 丁目地内	0584-73-1604
大垣駅北自転車駐車場	大垣市林町 5 丁目地内	0584-73-1614

ソ 勤労身体障害者等市民プール料金の免除

身体障害者手帳の交付を受けている岐阜県内在住の方は無料となります。所在地等は 190 ページを参照してください。

【期 間】 7 月 1 日から 8 月 31 日まで
（期間については変更することがあります。）

【時 間】 午前 10 時から午後 6 時まで

【照会先】 大垣市体育連盟 事務局管理課 施設係 （大垣市総合体育館）
〈電話番号〉 0584-78-1122

障害者手帳別等級・程度表

身体障害者手帳の等級表（R 1.11. 1 現在）※今後の法改正により変更される場合があります

（ア） 視覚障害、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
		聴 覚 障 害	平衡機能障害	
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が 0.01 以下のもの			
2 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50 パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5 級	1. 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2. 両眼による視野の 2 分の 1 以上がかけているもの 3. 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害	

6 級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの (40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの		
備 考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1 級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。 3. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘よりくるぶし下端までを計測したものをいう。			

(イ) 肢体不自由 (1)

級別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上 肢 機 能	移 動 機 能
1 級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2 級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢の全ての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がるものが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3 級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4 級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

(イ) 肢体不自由 (2)

級別	肢体不自由				
	上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
5級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘よりくるぶし下端までを計測したものをいう。				

(ウ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により家庭内での日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

療育手帳の程度表

	内 容
最重度 (A 1)	(1) 日常生活面の介助 基本的生活習慣が形成されていないため、常時すべての面で介助が必要 (2) 行動面の監護 多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い監護が必要 (3) 保健面の看護 身体的健康に厳重な看護が必要 (4) 知能面の発達 標準化されて知能検査、発達検査による I Q (知能指数) がおおむね 20 以下
重度 (A 2)	(1) 日常生活面の介助 基本的生活習慣が形成されていないため、常時多くの面で介助が必要 (2) 行動面の監護 多動、自閉などの行動があり、常時監護が必要 (3) 保健面の看護 身体的健康につねに注意、看護が必要 (4) 知能面の発達 標準化されて知能検査、発達検査による I Q (知能指数) がおおむね 35 以下 (5) その他 知能面の発達が I Q 50 以下の児(者)で、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの
中度 (B 1)	(1) 日常生活面の介助 基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要 (2) 行動面の監護 行動面での問題に対し注意したり、指導したりすることが必要 (3) 保健面の看護 発作、あるいは周期的精神変調がある等のため、一時的又は時々看護が必要 (4) 知能面の発達 標準化されて知能検査、発達検査による I Q (知能指数) がおおむね 50 以下
その他 (B 2)	最重度、重度、中度以下の知的障害児(者) (1) 知能面の発達 標準化されて知能検査、発達検査による I Q (知能指数) がおおむね 70 以下

精神障害者保健福祉手帳の等級表

障害等級	障害の状態	
	精神疾患（機能障害）の状態	能力障害（活動制限）の状態
1級 精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものの	1. 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状が高度であるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度のもの 6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度のもの 7. 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1. 調和のとれた適切な食事摂取ができない 2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持ができない 3. 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない 4. 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない 6. 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない 7. 社会的手続をしたり、一般の公共施設を利用することができない 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
2級 精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものの	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7. 発達障害によるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1. 調和のとれた適切な食事摂取は援助なしにはできない 2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は援助なしにはできない 3. 金銭管理や計画的で適切な買物は援助なしにはできない 4. 通院・服薬を必要とし、規則的に行うことは援助なしにはできない 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない 6. 身の安全保持や危機的状況での適切に対応は援助なしにはできない 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用は援助なしにはできない 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)
3級 精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のものの	1. 統合失調症によるものにあつては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2. 気分（感情）障害によるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの 3. 非定型精神病によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記1、2に準ずるもの 4. てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5. 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6. 器質性精神障害によるものにあつては、記憶障害、遂行機能障害、注意障害、社会的行動障害のいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7. 発達障害によるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8. その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの	1. 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする 2. 洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする 3. 金銭管理や計画的で適切な買い物はおおむねできるがなお援助を必要とする 4. 規則的な通院・服薬はおおむねできるがなお援助を必要とする 5. 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりはなお十分とはいえず不安定である 6. 身の安全保持や危機的状況での対応はおおむね適切であるが、なお援助を必要とする 7. 社会的手続や一般の公共施設の利用はおおむねできるが、なお援助を必要とする 8. 社会情勢や趣味・娯楽に関心はあり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする (上記1～8のうちいくつかに該当するもの)

第2章 社 会 福 祉

第2章 社会福祉

1 地域福祉

(1) 災害時要援護者台帳登録事業 【社会福祉課 ☎47-7256】

ひとり暮らし高齢者や障がい者などの災害時要援護者（避難行動要支援者）の情報を、市、自治会、民生委員・児童委員、大垣市社会福祉協議会、警察署、消防署が共有し、災害が発生したときの援護に役立てます。

【対象者】本市で在宅生活をしており、災害時において本人や家族などによる避難が困難または制約を受ける方で、次のいずれかに該当する方

対 象 者	申し込み先
65 歳以上のひとり暮らし高齢者の方	高齢福祉課または、 民生委員・児童委員
要介護認定を受けている方(要介護 1 以上)	社会福祉課
身体障害者手帳を持っている方	
療育手帳を持っている方	
精神障害者保健福祉手帳を持っている方	
その他災害時に地域の援護が必要な方	

2 災害に対する援護

(1) 災害見舞金の支給 【社会福祉課 ☎47-7256】

火災、爆発または風水害、地震その他の異常な自然現象により重大な被害を受けた市民に対し、災害見舞金または災害弔慰金を支給します。

【大垣市災害見舞金等支給要綱による支給】

区分		住家の全壊、 流失又は全焼	住家の半壊 又は半焼
災害見舞金	1人世帯	20,000円	10,000円
	2人～3人世帯	50,000円	30,000円
	4人～5人世帯	80,000円	50,000円
	6人以上世帯	100,000円	70,000円
	住家の床上浸水	1世帯につき 10,000円	
	重傷	1人につき	20,000円
災害弔慰金	死亡	1人につき	30,000円

(2) 災害弔慰金の支給等**【社会福祉課 ☎47-7256】**

災害救助法の適用を受けるような災害により被害を受けた場合は、災害弔慰金の支給等に関する法令等の規定に準拠して、災害弔慰金の支給等が行われます。

【大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例、同施行規則による支給・貸付】

ア 災害弔慰金

災害による死亡者の遺族に支給されるものです。

- ・ 死亡者が生計を主として維持していた場合・・・500万円
- ・ その他の場合・・・・・・・・・・・・・250万円

イ 災害障害見舞金

災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に著しい障がいがあるときに、本人に支給されるものです。

- ・ 当該障がい者が生計を主として維持していた場合・・・250万円
- ・ その他の場合・・・・・・・・・・・・・125万円

ウ 災害援護資金の貸付

災害による被害の種類・程度に応じて、災害援護資金の貸付が行われます。

- ・ 限度額・・・・・・・・・・・・・150万円～350万円

3 育 英 資 金

(1) 育英資金の貸付け等**【社会福祉課 ☎47-7256】**

大垣市では、学費の支弁が困難な生活状況にあり、大学等に修学し難い学生に対し、奨学金の貸付け及び助成金の支給を行い、英才の育成に努めています。

【対象となる学校】（学校教育法に規定する学校）

区分	備考
大学	大学院及び短期大学を含み、専攻科及び別科を除く
高等専門学校	第4学年及び第5学年に限る
専修学校	修業年限が2年以上の専門課程に限る

【貸付額及び交付額】

区分	名称	月額
貸付額	奨学資金	22,500円（無利子）
助成額	奨学助成金	2,500円

【資格】

- ・ 市内に6か月以上居住し、かつ、本人又は本人の生計を維持する者が引き続き居住すること

- ・ 学業成績が優秀であること
- ・ 修学に堪え得る健康状態であること
- ・ 経済的理由により学資の支弁が困難な状態にあること

【必要書類】

- ・ 大垣市育英資金申請書
- ・ 大垣市育英資金奨学生推薦書
- ・ 健康診断書 ・ 成績証明書
- ・ 在学証明書 ・ 住民票謄本
- ・ 本人の生計を維持する者（保護者）の所得課税証明書
- ・ 世帯全員の市税完納証明書

4 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援事業

生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じます。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

(2) 住居確保給付金支給事業

離職等により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者のうち、一定の所得以下の方に有期で住居確保給付金を支給します。

また、収入が大きく減少し、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められる生活困窮者に対し、転居費用を支給します。

【相談窓口】詳しくは、大垣市生活支援相談センターへ

〈所 在 地〉大垣市馬場町 124 番地

〈電話番号〉0584-75-0014

〈相談日時〉月～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3) 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、一般就労に向けた準備として、就労体験による訓練などを行います。

(4) 家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計を管理する力を高めるために必要な情報提供や助言等を行います。

5 生 活 保 護

(1) 生活保護について

【社会福祉課 ☎47-7214】

生活保護は、資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。

【保護の種類】

- (ア) 生活扶助 (イ) 教育扶助 (ウ) 住宅扶助 (エ) 医療扶助
(オ) 介護扶助 (カ) 出産扶助 (キ) 生業扶助 (ク) 葬祭扶助

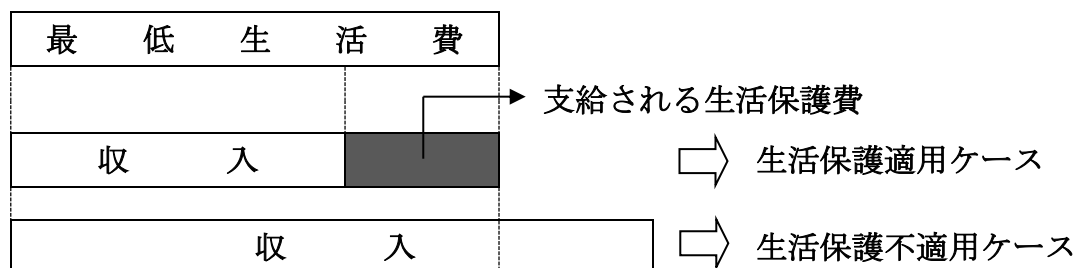
【申請の手続】

本人または、同居の親族、扶養義務者が手続きをしてください。なお、緊急の場合は福祉事務所が行います。

保護の申請をされると、家庭訪問及び関係機関の調査を行います。

【生活保護の要否の判定と支給の程度】

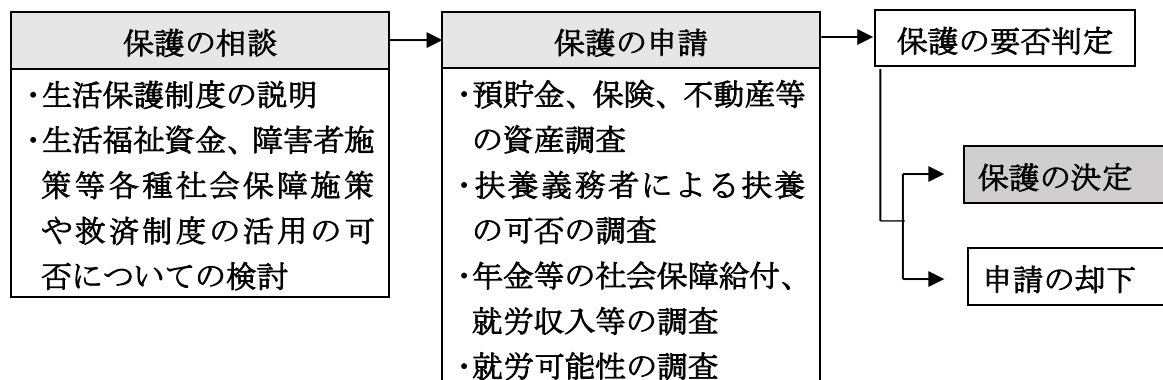
- 生活保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を決定します。
- 生活保護は、保護を必要とする世帯ごとに厚生労働大臣が定める最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に適用されます。



- 収入に含まれるもの

就労収入、年金収入、社会保障給付、親族による援助、保険解約金、交通事故の補償金、不動産売却収入 等

【生活保護決定までの主な流れ】



(2) 救護施設	【社会福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 1 4】
-----------------	--------------------------------

身体上または精神上著しい障がいがあるなど、日常生活を営むことが困難な、保護を要する方を救護し、入所による生活扶助を行うことを目的とした施設です。

【施設名】大垣市牧野華園（190 ページ）

6 中国残留邦人等の援護

(1) 支援給付制度	【社会福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 1 4】
-------------------	--------------------------------

支援給付制度は、中国残留邦人等の方々の特別な事情に鑑み、中国残留邦人等の方々に安心して老後の生活を送っていただけるよう、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、平成 20 年 4 月 1 日から実施されている制度です。

中国残留邦人及び樺太残留邦人の方々に対して老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が図れない場合に、その本人及び配偶者の方に支給されるものです。

7 戦傷病者及び戦没者遺族への援護

(1) 恩給等の支給

旧軍人軍属等であった方が、公務のためまたは職務に関連して死亡した場合は、次の恩給等が遺族の方に支給されます。

- ・ 公務扶助料、特例扶助料など（軍人等の遺族）
- ・ 遺族年金、遺族給与金など（軍属・準軍属の遺族）

【備 考】詳しくは、総務省恩給相談室へ（恩給証書の記号番号が必要です）

〈所在地〉 東京都新宿区若松町 19-1

〈電話番号〉 03-5273-1400 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日休み

(2) 特別給付金・特別弔慰金の支給	【社会福祉課 ☎ 4 7 - 7 2 5 6】
---------------------------	--------------------------------

戦没者等の遺族のうち、一定の条件を満たす方には、次の特別給付金・特別弔慰金が支給されます。

ア 戦没者等の妻に対する特別給付金

戦没者の妻で、遺族年金・公務扶助料等を受給中の者に支給される一時金（国債）

イ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

障害年金・傷病恩給等を受給中の戦傷病者の妻に支給される一時金（国債）

ウ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

遺族年金・公務扶助料等を受けられる遺族がいない場合、戦没者の遺族に支給される一時金（国債）

8 各 種 相 談

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めること」を、児童委員は、児童福祉法により「児童、妊産婦の福祉に関する援助及び指導をするとともに児童福祉司や社会福祉主事の行う職務に協力すること」を任務としています。

現在、365 人が厚生労働大臣の委嘱を受けて活動を行っています。その中には、厚生労働大臣の指名を受けて、児童福祉を専門的に行う主任児童委員が 38 人います。

なお、民生委員法による民生委員は、児童福祉法で児童委員に充てられています。

お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員がわからないときは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】社会福祉課 企画総務グループ（内線 2915）

(2) 女性相談員による相談

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、女性相談員を配置し、家庭内不和、離婚など、社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性の相談に幅広く応じるとともに、問題解決と社会的自立に向け、助言・保護などの支援を行っています。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）についての相談にも応じ、休日、深夜などで緊急の場合は緊急一時保護を行います。

なお、これらの支援は施設、警察及び関係機関や他市町村との密接な連携のもとに行っています。

【相談窓口】

- ・ 相談室 社会福祉課 よりそい支援グループ（内線 2470）
〈相談日時〉月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
- ・ 岐阜県女性相談支援センター
〈電話番号〉058-213-2131
〈相談日時〉・ 面接相談 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00
・ 電話相談 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～16：00
- ・ 岐阜県DV専用ダイヤル
〈電話番号〉058-201-5610 〈相談日時〉毎日 9：00～24：00

(3) よりそい支援窓口

複雑化・複合的な生活課題を抱えた方の相談に対し、他の機関等と連携しながら、必要な支援を行います。

【相談窓口】社会福祉課 よりそい支援グループ（内線 2912）

9 人 権 擁 護

(1) 人権施策 【人権擁護推進室 ☎47-8576】

市は、平成6年に「大垣市人権を尊重する都市」を宣言し、庁内組織「大垣市人権施策推進会議」を設置して、全庁体制で人権教育・啓発に取り組んでいます。

また、平成20年には、「大垣市人権施策推進指針」を策定し、人権問題に関わる各種団体の代表者などで構成される「大垣市人権のまちづくり懇話会」を通じて、市民との協働を図っています。令和5年には、社会情勢や市民意識調査の結果などを踏まえて同指針の第三次改定を行い、人権尊重のための教育、啓発及び擁護活動をはじめ、各種人権課題に対応した施策を進めています。

(2) 人権よろず相談 【人権擁護推進室 ☎47-8576】

人権擁護推進のため、差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題で悩んでいる人の相談窓口として、人権擁護委員を相談員とした「人権よろず相談」を次のとおり開設して対応しています。

相談日	場 所	内 容
毎月第3金曜日 13:00 ～ 16:00	市役所人権擁護推進室 TEL 47-8576	差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題
奇数月第2水曜日 9:30 ～ 11:30	上石津地域事務所住民相談室 TEL 45-3111	
奇数月第3木曜日 13:00 ～ 16:00	墨俣地域事務所相談室 TEL 62-3111	

※ この他に、6月及び12月に特設人権相談を開設します。

※ 相談日などを変更することがありますので、事前にご確認ください。

(3) その他の人権相談窓口

法務省も電話やインターネットによる相談窓口を開設しています。電話相談では、地域の法務局（岐阜地方法務局本局または同大垣支局）へつながり、人権擁護委員または法務局職員が対応します。

相談名称	電話番号	時 間	内 容
みんなの人権 110 番 (全国共通人権相談ダイヤル)	0570-003-110	月～金 8:30～17:15	差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題
こどもの人権 110 番	0120-007-110		いじめ、体罰、児童虐待などこどもをめぐる人権問題
女性の人権ホットライン	0570-070-810		DV、セクハラ、ストーカー行為などの女性をめぐる人権問題
外国語人権相談ダイヤル (Foreign-language Human Rights Hotline)	0570-090-911	月～金 9:00～17:00	日常生活での差別や、学校でのいじめなどの人権問題(10言語)
法務省インターネット 人権相談窓口	URL : https://www.jinken.go.jp/		差別や虐待、パワハラなどのさまざまな人権問題

第3章 高齡者福祉

第3章 高齢者福祉

1 在宅福祉サービス

(1) ひとり暮らし高齢者台帳への登録 【高齢福祉課 ☎47-7424】

ひとり暮らし高齢者を適切に把握して、緊急時対応や福祉サービスの提供を適切に行うため、「ひとり暮らし高齢者台帳」に登録していただいています。

(2) 在宅福祉サービス

ア 高齢者おでかけバス助成事業 【高齢福祉課 ☎47-7424】

市内での通院や買い物等で路線バスを利用された方の利用額の一部を助成します。
(バス会社等の運賃割引制度の利用者は除きます)

【対象者】65歳以上の車を運転できない方で、市内におでかけするため、路線バスを利用する方

【サービスの内容】利用額の半額を助成（週1回が限度）します。

イ 軽度生活援助事業 【高齢福祉課 ☎47-7424】

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、自立した生活が継続できるよう軽易な日常生活上の援助を行います。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、虚弱等の理由で日常生活上の援助が必要な方

【サービスの内容】（介護保険制度の介護保険サービス該当分を除く）

- ・ 食材・日用品の買物 ・ 家周りの雑草除去 ・ ガラス拭き
- ・ 家具転倒防止器具取付 ・ 住民票等の宅配

※ サービスの内容により、利用回数・時間等に制限があります。

【委託先】公益社団法人 大垣地域シルバー人材センター

【利用者負担】1人当たり1時間200円です。材料費等の実費も利用者の負担になります。

ウ 生活管理指導短期宿泊事業 【高齢福祉課 ☎47-7416】

基本的な生活習慣等の社会適応力に不安がある方が、施設で短期間入所することにより、日常生活に関する指導・支援を行うとともに、体調調整を図ることにより、要支援・要介護状態への進行を予防します。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、介護保険制度の要支援・要介護認定で「非該当（自立）」または「要支援」と判定された方のうち、基本的な生活習慣等の社会適応力に不安がある方。

【利用施設】大垣市養老華園（191ページ）

【利用期間】原則として1か月に7日以内。

【利用者負担】1日393円（生活保護世帯は無料）、食事代は1日1,122円。

エ 高齢者配食サービス事業	【高齢福祉課 ☎47-7424】
----------------------	-------------------------

心身の障がいや疾病等により調理をすることが難しい方に対し、食事のお届けと安否確認を行うことで、健康の維持と自立生活の促進を図ります。

【対象者】65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、心身の障がいや疾病等により調理をすることが困難な方。

【サービスの内容】高齢者食の配送、安否確認等

【食事の配送】1月1日を除く毎日（昼食または夕食）

【利用者負担】1食450円

オ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業	【高齢福祉課 ☎47-7424】
-------------------------	-------------------------

心身の障がい等により布団と毛布の衛生管理が難しい方に、洗濯及び乾燥消毒サービスを行います。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、心身の障がい等により寝具の衛生管理が難しい方

【実施回数】年2回

【利用者負担】1回600円（生活保護世帯は無料）

カ 家族介護慰労事業	【高齢福祉課 ☎47-7424】
-------------------	-------------------------

65歳以上の要援護高齢者を在宅で介護している方の負担を軽減し、福祉の増進を図ることを目的に介護用品を給付します。

【対象者】要介護認定が要介護3～5に認定された高齢者を在宅で介護する方。
（同居者全員が市民税非課税であること。特別障害者手当の受給者、入院・入所中の方の介護者は除きます。）

【支給品目】次のどちらか1つを選んでいただきます。

番号	品目
1	紙おむつ（パンツ・テープタイプ）
2	尿とりパッド

※ 原則として偶数月にご自宅へ配送します。

キ 高齢者位置情報提供サービス事業	【高齢福祉課 ☎47-7416】
--------------------------	-------------------------

認知症高齢者等を介護する方に対し、位置検索端末機（GPS）を貸与し、高齢者の徘徊による事故の防止、保護の迅速化及び介護負担の軽減を図ります。

【対象者】要支援、要介護認定を受けている要援護高齢者で、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」がIランク以上、かつ、「障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」がB2ランク以下の方の介護者。または40歳以上で、認知症の疑いにより警察の保護を受けた方の介護者

【利用者負担】利用年度毎に利用総額3万円までは無料。3万円を超えた額は利用者負担となります。

ク 訪問理美容サービス事業	【高齢福祉課 ☎47-7424】
----------------------	-------------------------

心身の障がいや傷病等により理容院に出かけることが難しい高齢者に対し、在宅で理容サービスを行います。

【対象者】要介護認定で要介護または要支援と認定された 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯等で、心身の障がいや傷病等により、理容院に出かけることが難しい方

【サービスの内容】理容業者が自宅への訪問に要する出張費用等を市が負担します。
(年 6 回まで)

【利用者負担】理容料金 (実費)

【利用できる理容院】次の組合の加盟店が原則利用できますが、事前に加盟店へご相談ください。

- ・ 岐阜県理容生活衛生同業組合大垣支部 (大垣地域)

ケ 外出支援サービス事業 (上石津地域)	【高齢福祉課 ☎47-7424】
-----------------------------	-------------------------

一般の交通機関を利用することが難しい在宅の高齢者について、医療機関への送迎を行い、住み慣れた地域の中で引き続き生活していけるよう支援します。

【対象者】上石津地域に住所を有し、介護保険法に基づく保険給付を受けることができる方で、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の 60 歳以上の高齢者。

【サービスの内容】上石津地域内の医療機関、大垣市民病院、西美濃厚生病院、国保関ヶ原診療所、いなべ総合病院、博愛会病院、大垣病院、関ヶ原クリニック、大垣徳洲会病院及び養南病院への送迎を行います。

【利用回数】1 か月当たり往復で 15 回を限度とします。

【利用者負担】1 kmあたり 30 円

コ 認知症高齢者見守りシール交付事業	【高齢福祉課 ☎47-7416】
---------------------------	-------------------------

認知症高齢者の衣類や持ち物に QR コードが印字された見守りシールを貼り、行方不明となった場合に発見者がスマートフォンで QR コードを読み取ることで、認知症高齢者の情報 (個人情報を含まない) を知ることができ、その家族に通知が送信されることで、迅速な保護に繋がります。

【対象者】市内在宅で、認知症により行方不明になるおそれのある方

【利用者負担】無料

サ 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	【高齢福祉課 ☎47-7416】
----------------------------	-------------------------

認知症高齢者の徘徊時の事故等により、認知症高齢者やその家族が損害賠償責任を負った場合に補償する保険に加入することにより、認知症高齢者やその家族の不安を軽減し、安心して地域で生活できる環境を整えます。

【対象者】「キ 高齢者位置情報提供サービス事業」及び「コ 認知症高齢者見守りシール交付事業」の利用者 (被保険者は認知症の人)

【利用者負担】無料

2 ひとり暮らし高齢者等への支援

(1) ひとり暮らし高齢者等見守りほっとライン事業 【高齢福祉課 ☎47-7424】

ひとり暮らし高齢者等に緊急通報用機器を貸与し、健康相談等ができる環境を整えるとともに、家庭内での急病や事故等の緊急時の連絡・支援体制を整備します。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等

【サービスの内容】

- ・ 緊急通報用機器の貸与
- ・ 福祉電話の貸与

【利用者負担】所得税課税世帯の方は、次のとおり利用期間に応じてご負担いただきます。

所得税	利用者負担
非課税世帯	0円／月
課税世帯	520円／月

(2) 福祉用具の給付事業 【高齢福祉課 ☎47-7424】

火災その他の非常の場合に備えて、消火器、ガス漏れ警報器、火災警報器を給付します。

【対象者】ひとり暮らし高齢者台帳へ登録している方

【用具の内容】用具は、消火器（8年ごとに更新）、ガス漏れ警報器（5年ごとに更新）、火災警報器（10年ごとに更新）です。

【利用者負担】

市民税課税状況の区分	利用者負担額
生活保護世帯・非課税世帯	0円
上記以外	実費

(3) I・T活用ひとり暮らし高齢者等見守り事業 【高齢福祉課 ☎47-7424】

離れて暮らす家族による見守りを支援するため、通信機能のある端末機を用いた、見守りサービスの初期費用（機器本体代等）及び月額利用料を助成します。

※ 事業者 서비스에 申込み前に、市に利用計画書を提出してください。

【対象者】65歳以上のひとり暮らし高齢者等（申請は見守る家族等も可）

【助成額】サービス利用にかかる初期費用及び月額利用料

（対象期間は最長6か月分・上限額は15,000円まで）

3 その他の高齢者サービス

(1) 成年後見制度利用支援事業 【高齢福祉課 ☎47-7424】

重度の認知症等により十分な判断能力がない65歳以上の高齢者に対して、本来有する能力の発揮と自立生活の支援及び生活の質の向上等の権利擁護を図る成年後見制度の活用を支援します。

- 【支援内容】 ・ 申立て支援 ・ ・ ・ 申立て事務手続きを支援します。
 ・ 成年後見人等報酬支援 ・ ・ ・ 後見人等への報酬を助成します。

【申立て支援対象者】 本人及び2親等内の親族に成年後見制度利用の申立てをする者がいないなど、身寄りがいない高齢者

【報酬支援対象者】 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は成年後見人報酬を負担することにより、生活保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した基準生活費の額に満たない高齢者

(2) 敬老祝金及び金婚祝金の支給 **【高齢福祉課 ☎47-7424】**

ア 敬老祝金

【対象者】 次の①及び②のいずれにも該当する方

- ① 77歳、88歳、100歳（年齢の算定は、100歳を除き9月15日現在で行います。）
- ② 9月1日（100歳については誕生日の属する月の初日）現在で市内に住民登録があり、かつ、9月15日現在で1年以上居住している方

【祝金の額】 ・ 77歳（喜寿） ・ ・ ・ 5,000円 ・ 88歳（米寿） ・ ・ ・ 10,000円
 ・ 100歳（百寿） ・ ・ ・ 50,000円

【支給日】 敬老の日頃に支給（100歳については誕生日）

イ 金婚祝金

【対象者】 次の①及び②のいずれにも該当する方

- ① 12月31日現在で婚姻後50年に達する夫婦
- ② 9月1日現在で市内に住民登録があり、かつ、9月15日現在で1年以上居住している夫婦

【祝金の額】 1夫婦に対し10,000円

【支給日】 敬老の日頃に支給

(3) 長寿を祝う会 **【高齢福祉課 ☎47-7424】**

敬老の日に90歳の高齢者を招待し、記念品等の贈呈及びレクリエーションを開催します。

(4) 運転免許証自主返納支援事業 **【交通政策課 ☎47-7386】**

公共交通機関の利用促進・公共交通機関へスムーズに移行しやすいきっかけづくりを目的とし、運転免許証自主返納者に対して、公共交通機関の回数券等を贈呈します。

【対象者】 運転免許証を自主返納（申請による取消）し、大垣市内に住民登録のある方
 ※令和7年4月1日より対象者を全ての運転免許証自主返納者に拡大しました。

【支援内容】 鉄道・バス・タクシーいずれかの回数券等（5,000円程度）を贈呈（1回限り）

【必要書類】

- ・ 申請書（返納者本人以外が代理で申請に来られる場合は、委任状及び代理申請される方の身分証明書が必要となります。）

- ・ 申請による運転免許の取消通知書の写し
- ・ 運転経歴証明書の写し

【申請窓口】

- ・ 交通政策課（即日交付）
- ・ 各市民サービスセンター（後日郵送）
- ・ 上石津地域事務所・支所、墨俣地域事務所（後日郵送）

【申請期限】運転免許証を自主返納した日から起算して、1年以内を申請期限とします。

【その他サービス等】

- ・ 名阪近鉄バス：運転経歴証明書の提示で運賃が半額
（年齢制限なし、同伴者も1人半額）
※一部対象外路線があります。
- ・ タクシー：運転免許証自主返納割引
（運転経歴証明書を提示した65歳以上の高齢者は1割引）
※各タクシー会社によって年齢制限等の要件が異なります。

4 施設サービス

(1) 養護老人ホーム

老人福祉法に基づき、環境上及び経済的理由により、在宅において生活することが困難な方の養護を目的とした施設です。

【施設名】大垣市養老華園（191ページ）

【費用】本人や扶養義務者に収入がある場合は、その金額に応じて負担金を徴収します。

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の方で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、一定の費用負担ができる方を対象とした施設です。申込みは、施設で行っています。

【施設名】ケアハウスお勝山（191ページ）

【費用】本人の収入に応じて負担が必要です。

5 生きがい・健康づくりの推進

(1) 老人クラブの育成事業

【高齢福祉課 ☎47-7424】

老人クラブは、健康の保持増進を図り、新しい人間関係や交流を開拓し、長年培ってきた知識と経験を、仲間や地域社会のために生かすことを目的にしています。

おおむね60歳以上の会員30人以上で組織され、運営は会員によって自主的に行われるものとされており、クラブ活動の費用は、会員の会費を充てることになっています。

国・県・市は、老人クラブの育成を図るために老人クラブ連合会及び単位クラブに対し活動費を助成しています。なお、29人以下の会員を持つクラブについては、市単独で助成しています。

【窓 口】かがやきクラブ大垣事務局

〈所 在 地〉大垣市室本町5丁目51番地

スイトピアセンター内（学習館3F）

〈電話番号〉0584-73-7775

〈F A X〉0584-73-7775

(2) 介護予防教室開催事業

高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、健康や介護に関する基礎知識を習得し介護予防を図るため、介護予防教室を開催します。

【対象者】高齢者やその家族等で、介護予防等に関する知識の習得を希望する方

【内 容】①通いの場型介護予防教室

運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、転倒予防、閉じこもり予防、認知症予防、うつ予防及び介護方法等に関する教室の開催

②買い物支援型介護予防教室

買い物支援と機能訓練士による体操等を組み合わせたフレイル予防講座を開催。

③入浴施設活用型介護予防教室

機能訓練士による入浴時にできるフレイル予防講座を開催。

【利用者負担】無料（材料費等の負担がある教室もあります。）

【実施機関】

- ・ 介護老人福祉施設 （192 ページ）
- ・ 在宅介護支援センター （191 ページ）
- ・ 介護老人保健施設 （193 ページ） 他

(3) 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、健康で明るい生活を営んでいただくことを目的としています。

【施設名】

- ・ 大垣市老人福祉センター （191ページ）
- ・ 大垣市かたらいプラザ （191ページ）
- ・ 大垣市上石津老人福祉センター （191ページ）
- ・ 大垣市墨俣老人福祉センター （191ページ）

【事業内容】

- ・ 生活相談、健康相談
- ・ 機能回復訓練の実施
- ・ レクリエーション等の実施（書道・茶道・華道・俳句・詩吟・囲碁・将棋等）

【利用料】無料

【利用できる方】市内在住の60歳以上の方

(4) 大垣地域シルバー人材センター

豊かな経験と能力を生かして、健康の増進や生活の充実、社会参加を図りながら、高齢者の生きがいづくりを目的としています。

会員は、市内在住のおおむね 60 歳以上の方で、仕事のできる健康な方ならどなたでも入会できます。年会費は、3,600 円です。

【窓 口】公益社団法人 大垣地域シルバー人材センター 事務局

〈所 在 地〉大垣市馬場町 124 番地 総合福祉会館内

〈電話番号〉0584-74-8080

〈F A X〉0584-74-7404

上石津事業所

〈所 在 地〉大垣市上石津町牧田 4780 番地 上石津老人福祉センター
悠楽苑内

〈電話番号〉0584-46-3338

〈F A X〉0584-46-3338

6 介 護 保 険

制度の運営主体（保険者）		大垣市
区分	第 1 号被保険者	第 2 号被保険者
加入する方 （被保険者証の交付）	65 歳以上の方 （65 歳に到達する前月に「介護保険被保険者証」が交付されます。）	40 歳以上 64 歳以下で医療保険に加入している方 （要介護認定を受けた方等に「介護保険被保険者証」が交付されます。）
サービスが利用できる方 （要介護認定を受ける必要あり）	○ ねたきりや認知症等で常に介護を必要とする状態（要介護状態）の方 ○ 常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方	初老期認知症、脳血管疾患等の老化が原因とされる病気（特定疾病）により要介護状態や要支援状態となった方・・・ア
負担割合証の交付	○ 認定を受けた方に利用者の負担割合を示す証書が交付されます。 ○ 本人の合計所得金額が 160 万円以上の方は 2 割※ 1、220 万円以上の方は 3 割※ 2、それ以外の方は 1 割負担の証書が交付されます。 ※ 1 年金収入とその他の合計所得金額が単身で 280 万円未満、65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 346 万円未満の方は 1 割負担となります。 ※ 2 年金収入とその他の合計所得金額が単身で 340 万円未満、65 歳以上の方が 2 人以上いる世帯で 463 万円未満の方は 2 割負担となります。	認定を受けた方に利用者負担割合が 1 割の証書が交付されます。
保険料	○ 市独自に設定 ○ 世帯の市民税の課税状況や前年の所得等に応じて 13 段階に分かれます。・・・イ	加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。・・・ウ
保険料の支払方法	○ 老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金が年額 18 万円以上の方は、年金から天引きされます。（特別徴収） ○ それ以外の方は、納付書による納付または口座振替となります。（普通徴収）	加入している医療保険の保険料に上乗せして納付します。

ア 特定疾病に該当する 16 種類の病気

- (ア) がん ※ (イ) 関節リウマチ (ウ) 筋萎縮性側索硬化症
 (エ) 後縦靭帯骨化症 (オ) 骨折を伴う骨粗鬆症 (カ) 初老期における認知症
 (キ) 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
 (ク) 脊髄小脳変性症 (ケ) 脊柱管狭窄症 (コ) 早老症
 (サ) 多系統萎縮症 (シ) 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 (ス) 脳血管疾患 (セ) 閉塞性動脈硬化症 (ソ) 慢性閉塞性肺疾患
 (タ) 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※ 医師が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

イ 大垣市の第1号被保険者の介護保険料年額（令和6年度～令和8年度）

段階	対象者	保険料年額
第1段階（基準額×0.285）	・生活保護を受給している方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方等 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円（令和6年度は80万円）以下の方等	21,682 円
第2段階（基準額×0.485）	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円（令和6年度は80万円）超120万円以下の方等	36,898 円
第3段階（基準額×0.685）	・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方等	52,114 円
第4段階（基準額×0.9）	・本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円（令和6年度は80万円）以下の方等	68,472 円
第5段階（基準額）	・本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる方のうち、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万9千円（令和6年度は80万円）を超える方等	76,080 円
第6段階（基準額×1.2）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方等	91,296 円
第7段階（基準額×1.3）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方等	98,904 円
第8段階（基準額×1.5）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方等	114,120 円
第9段階（基準額×1.7）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方等	129,336 円
第10段階（基準額×1.9）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方等	144,552 円
第11段階（基準額×2.1）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方等	159,768 円
第12段階（基準額×2.3）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方等	174,984 円
第13段階（基準額×2.4）	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	182,592 円

- ・ 1年以上滞納したとき：介護サービスを受けたとき、介護費用をいったん全額負担していただくことになります。（申請により介護保険給付分が戻ってきます。）
- ・ 1年半以上滞納したとき：一時的に給付の一部または全部を差し止められます。

- ・ 2年以上滞納したとき：サービスを利用するときに、未納期間に応じて自己負担が1割・2割の方は3割、3割の方は4割に引き上げられ、高額介護サービス費等が受けられなくなります。
- ※ 災害等の特別な事情がある場合で、保険料の納付が困難であると認められた場合は、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しいときはご相談ください。

ウ 第2号被保険者の介護保険料

(ア) 健康保険の場合（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）

- ・ 加入している医療保険の算定方法によって決まります。
- ・ 医療分と介護分を合わせて一つの健康保険料として給料から天引きされます。
- ・ 保険料は原則として事業主と折半になります。
- ・ 健康保険の被扶養者の保険料（40歳～64歳のみ）は、加入している医療保険の被保険者が皆で負担しますので、原則として直接の負担はありません。

(イ) 国民健康保険の場合

- ・ 介護保険料は、所得等に応じて高くなったり低くなったりします。
- ・ 医療分と介護分を合わせて一つの国民健康保険料として世帯主が納めます。

(1) 介護保険のサービスの利用手順

介護や支援が必要であると、「要介護認定・要支援認定」を受けた場合にサービスを利用できます。

【申請】介護サービスを利用する場合、市介護保険課で「要介護認定・要支援認定」の申請をしてください。（介護保険被保険者証を添付。第2号被保険者の場合は医療保険証の提示が必要です。）

申請は、本人や家族のほか、次のところでも申請できます。

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 介護保険施設

【訪問調査】申請に基づき、市職員または市が委託した「介護認定調査員」が訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。

【認定】調査結果と主治医の意見書をもとに審査判定をし、原則として申請から30日以内に認定結果通知書と認定区分を記載した介護保険被保険者証が郵送されます。要介護（要支援）の認定がされると、申請日からサービスが利用できます。

※ 要介護度とその状態の例（めやす）

要支援 1	（社会的支援を要する状態） ① 居室の掃除など身の回りの世話の一部に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 食事や排せつはほとんど自分ひとりでできる。
要支援 2	（社会的支援を要する状態） ① 身だしなみや居室の掃除など身の回りの世話に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に、何らかの支えを必要とする。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に、何らかの支えを必要とすることがある。 ④ 食事や排せつはほとんど自分ひとりでできる。
要介護 1	（社会的支援を必要とする状態） ① 要支援 2 の状態の例に該当し、行動障害や理解の低下がみられることがある。 ② 要支援 2 の状態の例に該当し、短期間で心身の状態等が変化することが予測され、概ね 6 か月程度以内に要介護状態等の見直しが必要である。
要介護 2	（軽度の介護を要する状態） ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話の全般に、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とする。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に、何らかの支えを必要とする。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作に、何らかの支えを必要とする。 ④ 食事や排せつに、何らかの介助（見守りや手助け）を必要とすることがある。 ⑤ 行動障害や理解の低下がみられることがある。
要介護 3	（中等度の介護を要する状態） ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、自分ひとりでできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、自分ひとりでできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、自分ではできないことがある。 ④ 排せつが自分ひとりでできない。 ⑤ いくつかの行動障害や理解の低下がみられることがある。
要介護 4	（重度の介護を要する状態） ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、ほとんどできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、ほとんどできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、自分ひとりでできない。 ④ 排せつがほとんどできない。 ⑤ 多くの行動障害や全般的な理解の低下がみられることがある。
要介護 5	（最重度の介護を要する状態） ① 身だしなみや居室の掃除などの身の回りの事が、ほとんどできない。 ② 立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作が、ほとんどできない。 ③ 歩行や両足での立位保持などの移動の動作が、ほとんどできない。 ④ 食事や排せつがほとんどできない。 ⑤ 多くの行動障害や全般的な理解の低下がみられることがある。

【ケアプラン】認定を受けたら、原則として「居宅サービス計画（ケアプラン）」の作成を「居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）」に依頼します。（自己負担はありません。）

このとき、どの居宅介護支援事業者に依頼するかを市介護保険課に届け出る必要があります。要支援 1・2 の認定を受けた人は、原則として地域包括支援センター、又は市から指定を受けた居宅介護支援事業所で「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」を作成します。

【自己負担】 ケアプランにそって介護（介護予防）サービスを利用します。原則として、かかった費用の1割または2・3割（一定所得以上の方）が自己負担となります。

【有効期限】 認定を受けた要介護度は、原則として12か月ごとに見直しとなり、引き続き介護保険サービスの利用を希望される場合は、初回と同じ手続き（更新）が必要となります。

【備考】 要介護度等の更新手続きは、認定の有効期限満了の60日前に「要介護・要支援認定 更新のお知らせ」をお送りしますので、介護保険被保険者証に記載の有効期限を確認のうえ、担当のケアマネジャー等にご相談するなどして、手続きをしてください。

なお、ご本人の状態に変化があった場合は、有効期限の前でも変更の申請ができますので、その場合も担当のケアマネジャー等にご相談ください。

(2) 介護保険のサービスの種類・内容及び利用料

介護サービスの利用料については、原則として要介護度ごとに定められています。「ア 居宅サービス」「イ 施設サービス」「ウ 介護予防サービス」「エ 地域密着型サービス」の自己負担額は、原則としてかかった費用の1割または2・3割（一定所得以上の方）になります。

なお、実際にかかる費用は、事業所の所在地・体制・加算などにより変わります。

災害などの特別な事情があると認められたときは、利用料の減免を受けられることがあります。利用料を負担することが難しいときは、ご相談ください。

ア 居宅サービス（要介護1～5の方）

（ア） 訪問サービス

a 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

（a）身体介護：食事、入浴、排泄の世話等

【利用料】 自己負担（1割）のめやす

20分未満	167円
20分以上30分未満	250円
30分以上1時間未満	396円

（b）生活援助：住居の清掃、洗濯、買い物、食事の準備、調理等

【利用料】 自己負担（1割）のめやす

20分以上45分未満	183円
45分以上	225円

- ・ 通院時の乗車・降車等の介助の場合、1回につき99円（別途加算あり）

b 訪問看護

保健師や看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助等を行います。

【利用料】

- ・ 指定訪問看護ステーションの場合 自己負担（1割）のめやす

30分未満	481円
-------	------

（別途加算あり）

- ・ 医療機関の場合 自己負担（1割）のめやす

30分未満	408円
-------	------

（別途加算あり）

c 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす

20分間（1回につき）	314円
-------------	------

（別途加算あり）

d 訪問入浴介護

看護職員と介護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介護を行います。

【利用料】 1回につき 1,293円（別途加算あり）

e 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす（1回につき）

		同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合
医師	月2回まで	515円
歯科医師	月2回まで	516円
医療機関の薬剤師	月2回まで	565円
薬局の薬剤師	月4回まで	518円
歯科衛生士等	月4回まで	362円

（別途加算あり）

（イ） 通所（日帰りで通う）サービス

a 通所介護

定員 19 人以上のデイサービスセンターで食事、入浴等の介護や機能訓練等が日帰りで受けられます。

【利用料】 通常規模の施設（所要時間 7～8 時間）の場合

自己負担（1割）のめやす

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
668円	788円	913円	1,038円	1,164円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

b 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを受けられます。

【利用料】通常規模の施設（所要時間7～8時間）の場合

自己負担（1割）のめやす

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
775円	919円	1,064円	1,236円	1,403円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

(ウ) 施設への短期入所サービス

a 短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排泄の介護や機能訓練等が受けられます。

【利用料】介護老人福祉施設 多床室〔併設型〕の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
614円	684円	758円	829円	899円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、居住費と食費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

b 短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練等が受けられます。

【利用料】介護老人保健施設 多床室の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
842円	893円	958円	1,011円	1,067円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、居住費と食費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

(エ) 福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

a 福祉用具貸与

在宅での日常生活上の便宜を図るため、福祉用具を借りることができます。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。貸出しの対象となる福祉用具は、次の13種類です。

- ① 車いす ② 車いす付属品（クッション、電動補助装置等）
- ③ 特殊寝台 ④ 特殊寝台付属品（マットレス、サイドレール等）
- ⑤ 床ずれ防止用具 ⑥ 体位変換器 ⑦ 手すり（工事をとまなわないもの）
- ⑧ スロープ（工事をとまなわないもの） ⑨ 歩行器 ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 ⑫ 移動用リフト（吊り具を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置

※ 要介護1の方は、原則として⑦～⑩の品目が利用できます。

※ 要介護2・3の方は、原則として①～⑫の品目が利用できます。

※ 要介護4・5の方は、原則として①～⑬の品目が利用できます。

※ 福祉用具貸与対象用具のうち固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉つえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員、又はケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

※ 要介護度から、対象外となっている用具も、市介護保険課へ届出をし、必要と認められた場合は例外的に利用できます。

b 特定福祉用具購入費の支給

入浴や排泄に用いる福祉用具を購入した場合、保険給付を行います。

保険の対象となるものは、次の6種類です。

- ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器 ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動用リフトの吊り具の部分

※ 要介護状態区分（要介護1～5）にかかわらず、利用できる上限額は同一年度10万円で、県知事が指定した特定福祉用具販売事業者から購入したものが対象です。

※ 購入費用をいったん全額支払っていただき、市介護保険課に申請後、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。

c 居宅介護住宅改修費の支給

在宅で生活するために必要な住宅改修を行った場合、保険給付を行います。

保険の対象となるものは、次の6種類です。

- ① 手すりの取付け ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替 ⑤ 和式から洋式への便器の取替
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要になる工事

※ 要介護状態区分（要介護1～5）にかかわらず、利用できる上限額は原則1回住所地の住居につき20万円です。

※ 事前に市介護保険課へ申請し、許可後、着工します。

※ 工事完了後、改修費用をいったん全額支払っていただき、必要書類を提出後、工事が介護保険の対象であると認められた場合、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。

※ 市民税非課税世帯であること等の条件に該当する要介護(要支援)者が、受領委任払い取扱い事業者として登録された施工事業者へ工事を依頼し、事業者から受任することの同意を得ている場合、受領委任払い（被保険者は改修費用の自己負担分のみ支払い、残りは市から事業者へ支払う方法）を選択することもできます。

(オ) その他

a 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で介護や機能訓練等のサービスが受けられます。

【利用料】 自己負担（1割）のめやす（30日）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
16,488 円	18,526 円	20,656 円	22,633 円	24,732 円

(別途加算あり)

※ 1日あたりの利用料は、職員の配置により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費、家賃等が別途必要となります。

イ 施設サービス（要介護 1～5の方）

(ア) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、在宅生活が困難な人や認知症の方が入所する施設

【利用料】 多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）

要介護 3	要介護 4	要介護 5
22,268 円	24,397 円	26,496 円

(別途加算あり)

(イ) 介護老人保健施設

入院治療は必要ないが、機能訓練や介護が必要な方が入所する施設

【利用料】 多床室の場合 施設サービス費（1割）のめやす（30日）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
24,123 円	25,644 円	27,622 円	29,234 円	30,785 円

(別途加算あり)

(ウ) 介護医療院

日常的な医療や看取りの機能と、生活施設の機能を兼ね備えた施設

【利用料】多床室の場合

施設サービス費（1割）のめやす（30日）

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
25,340円	28,686円	35,957円	39,029円	41,828円

（別途加算あり）

※（ア）（イ）（ウ）について、1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※（ア）（イ）（ウ）について、理美容代等の日常生活費、食費と居住費が別途必要となります。
（低所得の方は、申請により、食費と居住費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

ウ 介護予防サービス（要支援1・2の方）

（ア）訪問サービス

a 介護予防訪問看護

保健師や看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行います。

【利用料】

- 指定訪問看護ステーションの場合

自己負担（1割）のめやす

30分未満	461円
-------	------

（別途加算あり）

- 医療機関の場合

自己負担（1割）のめやす

30分未満	390円
-------	------

（別途加算あり）

b 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす

20分間（1回につき）	314円
-------------	------

（別途加算あり）

c 介護予防訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車等で入浴支援を行います。

【利用料】1回につき874円（別途加算あり）

d 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす（1回につき）

		同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合
医師	月2回まで	515 円
歯科医師	月2回まで	517 円
医療機関の薬剤師	月2回まで	566 円
薬局の薬剤師	月4回まで	518 円
歯科衛生士等	月4回まで	362 円

（別途加算あり）

（イ） 通所（日帰りで行う）サービス

a 介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防リハビリテーション等が日帰りで受けられます。

【利用料】

自己負担（1割）のめやす（1月あたり）

要支援1	2,307 円
要支援2	4,300 円

（別途加算あり）

※ 利用する施設の職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

（ウ） 施設への短期入所サービス

a 介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、食事、入浴、排泄の介護や介護予防を目的とした機能訓練等が受けられます。

【利用料】 介護老人福祉施設 多床室〔併設型〕の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）

要支援1	459 円
要支援2	571 円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、食費と滞在費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

b 介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所して、医療によるケアや支援、介護予防を目的とした機能訓練等が受けられます。

【利用料】 介護老人保健施設 多床室の場合

自己負担（1割）のめやす（1日あたり）

要支援 1	622 円
要支援 2	785 円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ 理美容代等の日常生活費、食費と滞在費が別途必要となります。

（低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。）

（エ） 介護予防福祉用具の貸与・購入や介護予防住宅の改修

a 介護予防福祉用具貸与

在宅での日常生活上の便宜を図るため、福祉用具を借りることができます。月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。貸出しの対象となる福祉用具は、原則、次の4種類です。

- ① 手すり（工事をとまなわないもの）
- ② スロープ（工事をとまなわないもの）
- ③ 歩行器 ④ 歩行補助つえ

※ 福祉用具貸与対象用具のうち固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点つえ（松葉つえを除く）、多点つえについては、福祉用具専門相談員、又はケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

※ 要介護度から、対象外となっている用具も、市介護保険課へ届出をし、必要と認められた場合は例外的に利用できます。

b 特定介護予防福祉用具購入費の支給

入浴や排泄に用いる福祉用具を購入した場合、保険給付を行います。保険の対象となるものは、次の6種類です。

- ① 腰掛便座 ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器 ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽 ⑥ 移動用リフトの吊り具の部分

※ 要支援状態区分（要支援1・2）にかかわらず、利用できる上限額は同一年度10万円で、県知事が指定した特定介護予防福祉用具販売事業者から購入したものが対象です。

※ 購入費用をいったん全額支払っていただき、市介護保険課に申請後、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。

c 介護予防住宅改修費の支給

在宅で生活するために必要な住宅改修を行った場合、保険給付を行います。保険の対象となるものは、次の6種類です。

- ① 手すりの取付け ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 開き戸から引き戸等への扉の取替 ⑤ 和式から洋式への便器の取替
- ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要になる工事

- ※ 要支援状態区分（要支援 1・2）にかかわらず、利用できる上限額は原則 1 回住所地の住居につき 20 万円です。
- ※ 事前に市介護保険課へ申請し、許可後、着工します。
- ※ 工事完了後、改修費用をいったん全額支払っていただき、必要書類を提出後、工事が介護保険の対象であると認められた場合、保険対象額のうち介護保険給付分が支給されます。
- ※ 市民税非課税世帯であること等の条件に該当する要介護（要支援）者が、受領委任払い取扱い事業者として登録された施工事業者へ工事を依頼し、事業者から受任することの同意を得ている場合、受領委任払い（被保険者は改修費用の自己負担分のみ支払い、残りは市から事業者へ支払う方法）を選択することもできます。

（オ） その他

a 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練等のサービスが受けられます。

【利用料】 自己負担（1 割）のめやす（30 日）

要支援 1	5,567 円
要支援 2	9,522 円

（別途加算あり）

※ 1 日あたりの利用料は、職員の配置により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費、家賃等が別途必要となります。

エ 地域密着型サービス

（ア） 訪問サービス

a 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が受けられます。

【利用料】

- ・ 訪問介護のみ利用した場合〔連携型〕

自己負担（1 割）のめやす（1 月あたり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5,561 円	9,925 円	16,479 円	20,846 円	25,211 円

（別途加算あり）

- ・ 訪問介護と訪問看護を併せて利用した場合〔連携型〕

自己負担（1 割）のめやす（1 月あたり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
8,113 円	12,674 円	19,346 円	23,849 円	28,893 円

（別途加算あり）

※ 要支援 1・2 の方は利用できません。

b 夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回や緊急時の通報により、ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排泄等の介護が受けられます。

【利用料】基本対応の場合 自己負担（1割）のめやす

基本夜間対応型訪問介護（1月につき）	1,010 円
--------------------	---------

（別途加算あり）

※ 要支援1・2の方は利用できません。

(イ) 認知症高齢者を対象としたサービス

a 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者が食事・入浴・排泄等の介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

【利用料】単独型（所要時間7～8時間）の場合

自己負担（1割）のめやす

要支援1	876 円	要介護3	1,231 円
要支援2	978 円	要介護4	1,342 円
要介護1	1,011 円	要介護5	1,452 円
要介護2	1,121 円	（別途加算あり）	

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費が別途必要となります。

b 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴・排泄等の介護や支援、機能訓練等が受けられます。

【利用料】1ユニットの場合 自己負担（1割）のめやす（30日）

要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
23,150 円	23,272 円	24,367 円	25,066 円	25,584 円	26,131 円

（別途加算あり）

※ 1日あたりの利用料は、施設及び職員の配置等により異なります。

※ おむつ代・理美容代などの日常生活費、食材料費、家賃等が別途必要となります。

※ 要支援1の方は利用できません。

(ウ) 多機能なサービス

a 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら訪問や宿泊を組み合わせ、食事・入浴・排泄等の介護や支援が受けられます。

【利用料】同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合

自己負担（１割）のめやす（１月あたり）

要支援 1	3,509 円	要介護 3	22,740 円
要支援 2	7,091 円	要介護 4	25,097 円
要介護 1	10,636 円	要介護 5	27,672 円
要介護 2	15,632 円	(別途加算あり)	

※ おむつ代等の日常生活費、食費、宿泊費が別途必要となります。

(エ) 複合型のサービス

a 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や看護が受けられます。

【利用料】同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合

自己負担（１割）のめやす（１月あたり）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
12,659 円	17,711 円	24,898 円	28,238 円	31,942 円

(別途加算あり)

※ 要支援 1・2の方は利用できません。

(オ) 小規模な施設サービス

a 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で自宅では介護ができない方を対象として、定員 30 人未満の特別養護老人ホームで食事・入浴・排泄等の介護、機能訓練や健康管理を受けられます。

【利用料】ユニット型個室の場合 自己負担（１割）のめやす（30 日）

要介護 3	要介護 4	要介護 5
25,188 円	27,409 円	29,538 円

(別途加算あり)

※ 理美容代等の日常生活費、食費と居住費が別途必要となります。

(低所得の方は、申請により、居住費と食費について所得等に応じた自己負担の上限が設けられます。)

※ 要支援 1・2、要介護 1・2の方は利用できません。

b 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 30 人未満の介護専用の有料老人ホーム等で、食事・入浴・排泄等の介護や機能訓練等が受けられます。

【利用料】

自己負担（1 割）のめやす（30 日）

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
16,610 円	18,678 円	20,838 円	22,815 円	24,945 円

（別途加算あり）

※ 職員の配置により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費、食費、家賃等が別途必要となります。

※ 要支援 1・2 の方は利用できません。

（カ） 通所（日帰りで通う）サービス

a 地域密着型通所介護

定員 18 人以下のデイサービスセンターで食事、入浴等の介護や機能訓練等が日帰りで受けられます。

【利用料】 所要時間 7～8 時間の場合

自己負担（1 割）のめやす

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
764 円	903 円	1,047 円	1,189 円	1,331 円

（別途加算あり）

※ 1 日あたりの利用料は、施設及び職員配置等により異なります。

※ おむつ代等の日常生活費・食費が別途必要になります。

オ その他

(ア) 特定入所者介護サービス費

施設サービスや短期入所サービスでの居住費（滞在費）や食費が所得段階や預貯金の額等に応じて減額されます。

負担 段階	認定の要件		負担限度額（日額）					
			居住費				食費	
	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	従来型 個室	多床型	ユニッ ト型個 室	ユニット 型個室の 多床室	施設サ ービス	短期入 所サー ビス
第1 段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方等 ・生活保護等を受給されている方等	・単身： 1,000万円以下 ・夫婦： 2,000万円以下	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
第2 段階	・世帯全員が市民税非課税で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計が年間80万円以下の方等	・単身： 650万円以下 ・夫婦： 1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3 段階 ①	・世帯全員が市民税非課税で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方等	・単身： 550万円以下 ・夫婦： 1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3 段階 ②	・世帯全員が市民税非課税で、前年のその他の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金（遺族年金・障害年金）収入額の合計が年間120万円超の方等	・単身： 500万円以下 ・夫婦： 1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4 段階	・上記以外の方		介護保険負担限度額認定非該当					

※ （ ）内の金額は、介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

※ 配偶者については、世帯分離をしている配偶者又は内縁の者を含みます。

※ 世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者が課税されている場合は対象外となります。

※ 事前に市介護保険課への申請が必要です。

※ 令和7年8月から、一部制度が変わります。

(イ) 高額介護サービス費

介護サービスを利用した場合の月々の利用者負担が高額であるときは、所得等に応じて次の表を超えた金額について保険から払い戻します。

施設サービスでの居住費・食費・日常生活費等は対象になりません。

区分		世帯の上限額	個人の上限額
生活保護受給者の方等		月額 15,000円	月額 15,000円
世帯全員が 市民税非課税	高齢福祉年金受給者の方	月額 24,600円	月額 15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	月額 24,600円	月額 15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える方等	月額 24,600円	月額 24,600円
市民税課税世帯の方		月額 44,400円	月額 44,400円
課税所得	145 万円以上 380 万円未満	月額 44,400円	月額 44,400円
	380 万円以上 690 万円未満	月額 93,000円	月額 93,000円
	690 万円以上	月額 140,100円	月額 140,100円

※ 事前に市介護保険課への申請が必要です。

※ 令和 7 年 8 月から、一部制度が変わります。

(ウ) 高額医療・高額介護合算療養費制度

同じ医療保険の世帯内で、1 年間の医療保険と介護保険の自己負担額合計が世帯の限度額を超えた場合、その超えた額を医療保険と介護保険それぞれから按分して支給されます。ただし、計算した支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

合算した場合の限度額 年額（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日まで）

区分		70 歳未満の方
旧 た だ し 書 所 得 ※	901 万円超	212 万円
	600 万円超～901 万円以下	141 万円
	210 万円超～600 万円以下	67 万円
	210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯		34 万円

※ 旧ただし書所得＝前年の総所得金額等－基礎控除

区分	70 歳以上の方※
現役並み所得者（課税所得 690 万円以上の方）	212 万円
現役並み所得者（課税所得 380 万円以上 690 万円未満の方）	141 万円
現役並み所得者（課税所得 145 万円以上 380 万円未満の方）	67 万円
一般（市民税課税世帯の方）	56 万円
低所得者（市民税非課税世帯の方）	31 万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方（年金収入のみの場合 80 万円以下の方）	19 万円

※ 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

【申請方法】

- ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の方は、該当者に申請書が送付されますので、国保医療課に申請書を提出してください。
- ・ その他の医療保険加入の方は、介護保険課で「介護保険自己負担額証明書」の交付を受けて、医療保険の担当窓口を支給申請してください。

カ 居宅サービス等の限度額

居宅サービス・介護予防サービス・地域密着型サービスの場合は、次の表の利用限度額の範囲内でサービスを利用すると自己負担は原則として 1 割または 2 割・3 割（一定所得以上の方）ですが、限度額を超えた場合には、超えた分の全額が自己負担となります。

区 分	利用限度額（月額）	自己負担額（月額） 1 割
要支援 1	50,320 円	5,032 円
要支援 2	105,310 円	10,531 円
要介護 1	167,650 円	16,765 円
要介護 2	197,050 円	19,705 円
要介護 3	270,480 円	27,048 円
要介護 4	309,380 円	30,938 円
要介護 5	362,170 円	36,217 円

※ 利用者限度額は、利用できる金額の目安として、地域区分による上乗せのない 1 単位 10 円で計算した金額です。

※ 自己負担額は、利用限度額上限までサービスを利用した場合のひと月間の金額です。

※ 居宅サービス等の限度額は、単位数×大垣市の地域区分の単価(10.14 円から 10.21 円)によって算定されます。(ただし、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与は、地域区分がなく一律単価 10 円)

(3) 地域支援事業について

要支援・要介護状態になることを予防するとともに、介護状態等になった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

- ・ 高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的に、介護予防・日常生活支援総合事業を実施しています。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援認定を受けた人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

掃除、洗濯などの日常生活上の「訪問型サービス」と機能訓練や集いの場などの「通所型サービス」があります。要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、従来の介護予防サービスに加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることにより、要支援者等に対する効果的な支援を可能とし、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

(イ) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場等を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

イ 包括的支援事業

- ・ 総合相談支援業務（地域の高齢者の実態把握、介護保険以外の生活支援サービスの調整等）
- ・ 権利擁護業務（成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止等）
- ・ 介護予防ケアマネジメント業務（上記アの介護予防サービスのマネジメント）
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

ウ 在宅医療・介護連携推進事業

- ・ 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、「在宅医療・介護連携推進コーディネーター」を設置し、地域の医師・歯科医師・薬剤師・ケアマネジャー・看護師・介護サービス従事者等が連携して、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを行います。
- ・ 在宅医療を必要としている高齢者に専門的なアドバイスができるよう多職種間

での研修を充実するとともに、在宅医療を身近に感じてもらえるように、市民公開講座の開催など地域住民への普及啓発に取り組んでいます。

エ 生活支援体制整備事業

- ・ 高齢者の在宅生活を支えるため、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域に不足するサービスなど生活支援・介護予防サービスの提供できる体制づくりを行います。
- ・ 高齢者が多様な生活支援サービスを利用できるだけでなく、自らサービスの担い手として社会参加することで生きがいを見出し、介護予防にもつながる地域づくりを目指し、生活支援体制を充実・強化していきます。

オ 認知症総合支援事業

- ・ 認知症になっても、本人の意志が尊重され、出来る限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の方やその家族に早期に関わることができるように、「初期集中支援チーム」の設置や認知症地域支援推進員の配置など、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築します。
- ・ 認知症の人とその家族、医療・介護に携わる専門職、地域住民の誰もが参加でき、集う場所である「認知症カフェ」の普及を図ります。
- ・ 認知症の人と家族を支え、誰もが住みやすい地域をつくっていくため、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として「認知症サポーター」を養成し、地域ボランティアを養成するステップアップ講座など認知症の人を地域で支え合う体制づくりを進めます。

カ その他

介護給付等費用適正化事業、家族支援事業等を行います。

(4) 地域包括支援センターについて

社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3つの職種がチームとなって、地域の高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健・福祉サービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合的に支援していく機関です。

ア 総合相談支援・権利擁護

地域住民の総合的な相談を受け付け、関係機関との連携を図りながら必要な支援を行います。また、虐待の早期発見や防止、成年後見制度の活用等についての相談を受け付け、必要な機関につなぎます。

イ 介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者の方が、できるかぎり介護が必要とならないように、介護予防の観点で個々の総合的なマネジメントを行い、支援します。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する助言や指導などを行います。

(5) 介護保険に関するお問い合わせ・相談・苦情について

- ・ 資格及び給付に関するお問い合わせ 市介護保険課資格給付グループ ☎47-7406
 - ・ 認定に関するお問い合わせ 市介護保険課認定審査グループ ☎47-7415
 - ・ 地域支援事業に関するお問い合わせ 市高齢福祉課包括支援グループ ☎47-7416
- なお、内容によっては、次の専門の機関が調査、指導等を行います。

ア 要介護認定や保険料等、市の処分に対する不服

岐阜県介護保険審査会

- ・ 岐阜県高齢福祉課
〈所在地〉岐阜市藪田南2丁目1番1号
〈電話番号〉058-272-8296
- ・ 西濃県事務所
〈所在地〉大垣市江崎町422番地3 西濃総合庁舎
〈電話番号〉0584-73-1111

イ サービスへの苦情

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会
〈所在地〉岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内
〈電話番号〉058-275-9826

ウ 事業者の指定基準違反

- ・ 岐阜県高齢福祉課
〈所在地〉岐阜市藪田南2丁目1番1号
〈電話番号〉058-272-8298
- ・ 西濃県事務所
〈所在地〉大垣市江崎町422番地3 西濃総合庁舎
〈電話番号〉0584-73-1111

エ 大垣市内の地域包括支援センター

- ・ 大垣市地域包括支援センター
担当地区 : 洲本・浅草・安井・川並
〈所在地〉大垣市丸の内2丁目29番地（大垣市役所高齢福祉課内）
〈電話番号〉0584-82-1166
- ・ 地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会
担当地区 : 興文・東・西・南・南杭瀬・日新・静里・綾里・荒崎
〈所在地〉大垣市馬場町124番地（総合福祉会館内）
〈電話番号〉0584-77-2255
担当地区 : 和合・三城・墨俣
〈所在地〉大垣市今宿5丁目1番地4（在宅福祉サービスステーション内）
〈電話番号〉0584-84-7111
担当地区 : 上石津
〈所在地〉大垣市上石津町牧田4780番地（上石津老人福祉センター悠楽苑内）
〈電話番号〉0584-48-0068
- ・ 大垣市地域包括支援センターお勝山
担当地区 : 宇留生・赤坂・青墓
〈所在地〉大垣市牧野町2丁目150番地1（お勝山ふれあいセンター内）
〈電話番号〉0584-71-5536
- ・ 大垣市地域包括支援センター中川ふれあい
担当地区 : 北・中川
〈所在地〉大垣市中川町4丁目668番地1（中川ふれあいセンター内）
〈電話番号〉0584-82-1701

第4章 児 童 福 祉

第4章 児 童 福 祉

1 児 童 福 祉

(1) 保育園・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園

保育園・認定こども園（保育認定）・地域型保育事業所は、共働き家庭や保護者が病気や介護などの理由で、保育を必要とする小学校就学前の子どもを預かる施設です。保育園・認定こども園は、公立 16 園（保育園 5 園、認定こども園 11 園）、民間 15 園（保育園 8 園、認定こども園 7 園）の計 31 園で保育を行っています。また、地域型保育事業所は、民間 2 園で、0 歳～2 歳児を対象に保育を行っています。

保育需要は乳児保育・障がい児保育・延長保育と多様化傾向を示しています。その対策として、乳児保育は、公立 14 園、民間全園で実施しています。また、延長保育は全園で行い、障がい児保育は、公立 7 園を拠点にして実施しています。

さらに、一時保育事業を公立 3 園、民間 7 園で、休日において家庭での保育が困難な子どものための休日保育事業を民間 1 園で行っています。

幼稚園・認定こども園（教育認定）は、公立 13 園（幼稚園 2 園、認定こども園 11 園）、民間 14 園（幼稚園 3 園、認定こども園 7 園）の計 27 園で満 3 歳以上児を対象に幼児教育を行っています。

ア 保育園等の入園について

【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】

【保育の実施基準】

- ・ 保育園等の施設を利用するためには、市から保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。
- ・ 保育園等の支給認定は、子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該子どもを保育することができないと認められる場合に受けることができます。
 - ① 居宅外で労働することを常態としていること
 - ② 居宅内で当該子どもと離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
 - ③ 妊娠中であること、または出産後間がないこと（ただし、入園期間は産前 6 週間・産後 8 週間）
 - ④ 疾病にかかり、負傷し、または心身に障がい有していること
 - ⑤ 長期にわたり、疾病の状態にあること、または、精神もしくは身体の障がい有する同居の親族を常時介護していること
 - ⑥ 震災、風水害、火災その他の復旧にあたっていること
 - ⑦ 市長が認める前各号に類する状態であること

【入園の手続】

- ・ 新年度 4 月の入園の申込みは、前年 10 月の指定期間中に受付を行います。入園申込者数が定員を超えた場合は、保育の必要性を審査・判

定し、優先度が高い世帯の子どもから順に入園となります。

- ・ 年度途中の入園は、毎月 20 日までの申込み（3 月入園は前月の 10 日までの申込み）で、翌月から入園できますが、申込み順での入園となります。
※ただし、締切日が土・日・祝日の場合は直前の平日までの申込み。
- ・ 産休・育休明けなどで年度途中の入園を希望される場合は、入園希望月の 5 か月前の 21 日から予約を受け付けます。

【入園の制限】次の各号に該当する子どもは入園することができません。

- ① 伝染病疾患を有する子ども
- ② 身体虚弱等のため保育にたえない子ども
- ③ その他保育上支障があると認められる子ども

【申請に必要なもの】

- ・ 就労証明書または状況証明書
 - ・ 前年度所得課税証明書（申請日までに転入していない場合等）
 - ・ 申請者の個人番号確認資料（マイナンバーカード、個人番号付住民票等）
- ※ その他必要書類については、保育課までお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 4 月入園 各保育園・認定こども園（10 月の申込期間中）
- ・ 途中入園 保育課

イ 幼稚園等の入園について	【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】
----------------------	------------------------------

【入園の基準】

- ・ 原則、各年 4 月 1 日時点で満 3 歳から満 5 歳までの幼児

【入園の手続】

- ・ 各幼稚園・認定こども園にお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 各幼稚園・認定こども園

ウ 一時保育事業	【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】
-----------------	------------------------------

保育園等に入園していないお子さんで、保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないお子さんを緊急、一時的に施設で預かる制度です。

【対象子ども】生後 2 か月～小学校就学前の子ども（施設によって異なる）

【実施施設】ながさわこども園、みそぎ保育園、わかたけ保育園、きど保育園、木の花保育園、一之瀬保育園、かみいしづこどもの森、時保育園、牧田こども園、墨俣こども園

【定 員】1 日に 3 ～10 人程度（施設によって異なる）

【保育時間（延長保育を含む）及び利用料】

(ア) ながさわこども園（平日 8:30～16:30）

木の花保育園（平日 8:00～17:30）、一之瀬保育園（7:00～19:00）

かみいしづこどもの森（8:00～16:00）

利用区分	2 か月～3 歳未満児		3 歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
1 時間あたり	250 円	500 円	200 円	400 円

(イ) みそぎ・わかたけ保育園（平日 8:30～16:30、延長保育は要相談）

利用区分	2 か月～3 歳未満児		3 歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4 時間以内	900 円	1,800 円	700 円	1,400 円
以後 1 時間あたり	250 円	500 円	200 円	400 円
8 時間を超える	2,700 円	5,400 円	2,100 円	4,200 円

(ウ) きど保育園（8:30～16:30）

利用区分	2 か月～3 歳未満児		3 歳以上児	
	市内在住	市外在住	市内在住	市外在住
4 時間以内	1,150 円	2,300 円	1,020 円	2,040 円
4～8 時間	2,150 円	4,300 円	1,720 円	3,440 円
8 時間以上	3,150 円	6,300 円	2,520 円	5,040 円

(エ) 時保育園・牧田こども園・墨俣こども園（8:30～16:30、延長保育は要相談）

利用区分	6 か月～3 歳未満児	3 歳以上児
	市 内 在 住	市 内 在 住
4 時間以内	900 円	700 円
4～8 時間	1,800 円	1,400 円
8 時間以上	2,700 円	2,100 円

【休 日】日曜日・祝祭日、施設休業日

【備 考】給食費（おやつ代含む）は、別途必要となります。

【申請方法】実施施設に用意してある申込書に記入して提出してください。

緊急の場合は、電話などで申し込んでから施設へ申込書を提出していただくこともできます。

【お問い合わせ先】

- ・ 保育課
- ・ 各実施施設

エ 休日保育事業 **【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】**

保護者の就労形態等の多様化等により、休日において家庭での保育が困難となるお子さんを預かる制度です。

【対象園児】市内の保育園等に通園している、生後6か月以上の園児で、保護者の就労等の理由から日曜日や祝祭日に家庭での保育が困難である園児

【実施保育園】きど保育園

【定 員】1日につき10人程度

【保育時間】午前8時30分～午後4時30分(延長保育 午前7時～午後7時)

【利用料】勤務形態上、年間を通じて日曜日、祝祭日に出勤する方の利用は無料です。その他の利用については、きど保育園の一時保育の料金が適用されます。

【申請方法】

- ・ 通園している保育園等に申請書を提出してください。
- ・ 緊急の場合は、直接きど保育園に電話でお申込みいただくこともできます。

オ 病児保育事業	【保育課 ☎47-7096】
-----------------	-----------------------

病児保育は、病気やけが及びその回復期のお子さんが、保育園や家庭等で保育できないときに、医師の指示に基づき、看護師・保育士がお預かりする事業です。詳細については、保育課へお尋ねください。

カ 特別保育

【乳児保育】0歳児（生後2か月以上）のお子さんをお預かりします。

区分	公 立	民 間
2か月以上	丸の内、ゆりかご、南、北、日新、安井、綾里、すもと、三城、荒崎、赤坂、牧田、時、墨俣 ※牧田、時、墨俣は6か月以上	みつづか、ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、あおい、きど、みのり、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、木の花、浅草ひかり、一之瀬、かみいしづこどもの森、わかたけ小規模、はだしっこつくし

【延長保育】

区分	公 立	民 間
7:00～18:30	丸の内、ゆりかご、西、南、北、日新、安井、綾里、すもと、三城、荒崎、赤坂、青墓	
7:00～19:00		きど、みのり、木の花、一之瀬
7:15～19:15		みつづか、ながさわ、みそぎ、わかたけ、むつみ、あおい、宝林、大垣ひかり、はだしっこ、浅草ひかり、かみいしづこどもの森、はだしっこつくし
7:30～18:00	牧田、時	
7:30～18:30		わかたけ小規模
7:30～19:00	墨俣	

キ 要支援児（障がい児）保育**【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】**

市内の全園で発達の遅れや体の不自由なお子さんを受入れ、統合保育を行っています。専任保育者による個別保育（指導）を行う園もあります。

【個別保育（指導）対象の園児】

- ・ 3歳児以上から小学校就学の始期に達するまでの特別な配慮を要する園児
- ・ 保護者が入室を希望する園児
- ・ 面談により必要と判断された園児
- ・ 療育施設等で指導を受けていない園児を優先

【保育方法】専任保育士による個別保育（指導）および一般児との統合保育などを行います。

【個別保育（指導）実施園】

- ・ ゆりかごこども園
- ・ 日新こども園
- ・ 三城こども園
- ・ 墨俣こども園
- ・ 北こども園
- ・ すもと保育園
- ・ 赤坂こども園

ク 広域入所**【保育課 ☎ 4 7 - 7 0 9 6】**

保護者の勤務の都合等の事情により、お住まいの市町村内の保育所等に入所できないお子さんを区域を越えてお預かりする制度です。

広域入所を行う自治体同士で協議の上、市内に住所があるお子さんの保育を市外の保育所等に委託し、また市外に住所のあるお子さんを市内の保育所等に受け入れ、保育を行っています。

【備考】利用には要件等がありますので、ご相談ください。

ケ 特色ある保育事業

外部から講師を招き、日常の保育とは違った独自の内容を保育に取り入れています。

【実施園】 公立保育園等

【実施内容】 運動・リトミック・茶道・和太鼓など

(2) 子育て支援**ア 子育て短期支援事業****【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】**

保護者等が病気や仕事などにより家庭において児童の養育が困難となった場合、児童養護施設等で一時的に養育します。

【短期入所生活援助（ショートステイ事業）】

- ・ 宿泊による短期利用（休日も利用できます）

保護者の負担（1日あたり）

世帯区分		2歳未満児	2歳以上児
生活保護世帯		0円	0円
市民税非課税世帯	ひとり親家庭	0円	0円
	その他の世帯	1,100円	1,000円
市民税課税世帯		5,350円	2,750円

【委託先】

（ア）2歳未満児

施設名	所在市町
乳幼児ホームまりあ	岐阜市

（イ）2歳以上児

施設名	所在市町
樹心寮	揖斐郡大野町
大野慈童園	揖斐郡大野町
誠心寮	瑞穂市
若松学園	山県市

イ 子育て世帯訪問支援 【子育て支援課 ☎47-7197】

虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みの傾聴、家事・育児等の支援を行います。

【対象】児童を保護者に監護させることが不相当であると認められる家庭及びその恐れのある家庭等

※利用には要件等がありますので、ご相談ください。

【支援内容】・家事支援（洗濯、掃除、買い物代行等）

・育児養育支援（育児・外出の補助、宿題の見守り等）

・傾聴、相談への助言や情報提供

【利用者負担額】無料

【相談窓口】大垣市こども家庭センター（子育て支援課児童福祉グループ）

ウ ファミリー・サポート・センター事業

中学生以下の子どもの世話ができない場合の預かりや、保育園等への送迎など、育児に関する地域の相互援助を行う事業です。育児の援助を受けたい依頼会員、育児の援助を行う提供会員の登録により実施されます。

【利用料金】 事前面接の費用 一律 500 円

曜 日	利用時間	料金（1 時間）
平日	午前 8 時～午後 5 時	700 円
	午前 6 時～午前 8 時、午後 5 時～午後 10 時	800 円
土・日・祝日 12/29～1/3	午前 8 時～午後 5 時	900 円
	午前 6 時～午前 8 時、午後 5 時～午後 10 時	1,000 円

【申込先】 大垣市ファミリー・サポート・センター ☎82-4120

エ エンゼルサポーター事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

病気や妊娠中の体調不良のため、家事や育児を行うことが困難な家庭を対象に、サポーターが出向き、身の回りの世話や育児などを援助する事業です。

【対 象】 ①妊婦（母子健康手帳交付後）又は小学生以下の子がいる家庭
②昼間、自身のほかに家事や育児に協力できる者がいない家庭

【内 容】・ 家事に関する援助（炊事・洗濯・掃除など）
・ 育児に関する援助（授乳、おむつ交換、もく浴の介助など）

【利用時間】 平日の午前 9 時～午後 5 時（1 回 2 時間以内、1 日 2 回まで利用可）

【利用回数】 延べ 30 回まで（妊娠中の場合は、出産日まで延べ 20 回とし、最大 50 回まで利用できます）

【利用者負担額】 事前面接の費用 一律 300 円

区 分	負担額（1 時間あたり）
生活保護世帯、ひとり親世帯（市民税非課税世帯）、多胎児がいる世帯	0 円
市民税非課税世帯（ひとり親世帯を除く）	350 円
市民税課税世帯	700 円

オ ホームスタート事業

乳幼児を養育する家庭の育児不安やストレスを軽減するため、訪問員が家庭を訪問し、育児に対する悩みを傾聴するほか、育児や家事を協働して行う制度です。

【対 象】 市内に住所があり、就学前の子がいる家庭のうち、次のいずれかに該当する方

- ① 孤立した状況にあり、自ら支援を求めることが困難な方
- ② 若年で養育する方
- ③ 多子同時出産等をした方
- ④ 育児ストレス等のある方

- 【内 容】 ① 育児不安等に係る相談に対する傾聴及び助言
 ② 食事の準備、洗濯、掃除等を協働して行う家事支援
 ③ 乳幼児の世話、もく浴等を協働して行う育児支援
- 【利用時間】 1回2時間程度
- 【利用回数】 4回まで
- 【利用者負担額】 無料
- 【申込先】 NPO法人くすくす ☎77-3818

カ 親子バス利用支援事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

小学校6年生以下の子どもを同伴し、路線バスで市内を移動した場合に、チケットを利用すると親子等の運賃が無料になる事業です。

【対象者】・ 小学校6年生以下の子ども、同一世帯の保護者等（父母、祖父母、兄弟）

・ 妊娠中の方、同乗の配偶者等（同一世帯の父母を含む）

【利用条件】 市内にあるバス停で乗車・降車した場合

【交付セット数】 1申請につき5セットまで（1セットでチケット 10枚）

【申請回数】 4～6月、7～9月、10～12月、1～3月に各1回

【申請に必要なもの】

- ・ 子ども医療費受給者証（妊婦の場合は母子健康手帳）
- ・ 保護者等の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ キッズピアおおがき子育て支援センター
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター
- ・ 保健センター
- ・ 大垣市児童館

キ 多胎家庭おでかけアシストタクシー事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

子育て負担が大きく、孤立しがちな多胎家庭の支援を図るため、双子など多胎児を出産・育児する保護者を対象に、タクシー乗車料金の一部を助成するものです。

【対象者】 満1歳未満の多胎児を養育する保護者

【利用条件】・ 満1歳の誕生日まで

・ 多胎児（1人以上）と一緒に乗車すること

【交付枚数】 1,000円券×最大24枚まで

【申請窓口】 子育て支援課 児童福祉グループ
 （Web申請もできます）

ク 子育て相談

子育てに不安を抱える保護者の増加に対応するため、保育業務を通じ多くの子どもに接している保育士の経験と知識を活用し、市内の保育園等全 33 園で、保護者からの電話や面接相談に応じ、子育て支援を推進しています。また、荒崎こども園を含む 6 園については、地域子育て支援センターを併設し、子育て相談にも応じています。

園名	電話番号	相談時間	相談日
保育園等（詳細は 211～215 ページ）		保育時間内	月～金
荒崎こども園（地域子育て支援センター）	92－3008	9:00～14:00	
牧田こども園（地域子育て支援センター）	47－2625	10:00～15:00	
ながさわこども園（地域子育て支援センター）	73－5186		
わかたけ保育園（地域子育て支援センター）	73－2530		
木の花保育園（地域子育て支援センター）	84－7326		
墨俣こども園（地域子育て支援センター）	62－5153	9:30～14:30	

ケ 子育てひろば ピヨピヨ 【保育課 ☎ 4 7－7 0 9 6】

認定こども園・保育園・幼稚園において、未就園児とその保護者を対象に、園庭等を開放し、園児と一緒に遊んだり、保育者への相談や子育て中のお母さんたちとの交流を行ったりする「子育てひろば ピヨピヨ」を実施しています。

【講座内容】・あそびのコーナー ・子育て相談 ・情報交流

【開催園】公立認定こども園・保育園・幼稚園（地域子育て支援センターのある荒崎・牧田・墨俣こども園は除く）

【開催日】年間計画に基づき開催

【開催時間】午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

【対象者】未就園児親子

【受講料】無料

コ 出産祝金（第 3 子以降） 【子育て支援課 ☎ 4 7－7 0 9 2】

子育て家庭の生活の安定を図るため、第 3 子以降の出生に対し祝金を支給しています。（市事業）

【対象者】市内に 1 年以上居住し、現在既に 18 歳までの 2 児を養育している方で、第 3 子以降の出生があった方。ただし、市税、国民健康保険料その他市の収入に係る滞納がない方に限ります。

【祝金額】第 3 子以上 1 人あたり 5 万円

【申請期限】出生日から 6 か月以内

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（外国人の方は、出生証明書とその和訳文）※省略できる場合があります。
- ・ 請求者名義の預貯金通帳

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

サ 第二子以降出産祝金 **【子育て支援課 ☎ 47-7092】**

第2子以降の出生に対し祝金を支給しています。（県事業）

【対象者】第2子以降の子を出産した母またはその配偶者で、その子の誕生日にその子と同一の住所を有し、現在既に18歳までの1児を養育している方。

【祝金額】第2子以上一人当たり10万円

【申請期限】出生日から6か月以内

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（外国人の方は、出生証明書とその和訳文）※省略できる場合があります。
- ・ 請求者名義の預貯金通帳

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

シ こども家庭センター

こども家庭センターでは、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行っています。窓口は「こころとからだ」に関する事と、「子育て」に関する事の2つがあります。

相談内容	「こころとからだ」に関する事	「子育て」に関する事
スタッフ	保健師	社会福祉士・保育士
サポート内容	・ 母子健康手帳の交付 ・ 妊娠中や産後のこころとからだの相談 ・ 妊娠中や産後に受けられるサービスについての情報提供 など	・ 子育ての不安や悩み・心配事の相談 ・ 子育て支援サービスの提供 など
受付時間	月～金の8時30分～17時15分	
電話番号	75-2328	47-7197
相談方法	電話・面談	

ス 子育てサロン**【大垣市児童館 ☎ 8 9 - 1 2 3 2】**

母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、乳幼児連れの親等が自由に交流できる子育てサロンを公共施設内に開設し、保育士等の資格を有する子育て支援コーディネーターが気軽な子育て相談や遊びの提供等を行っています。

【開設場所及び開設日】**(令和 7 年 4 月 1 日現在)**

開設場所	開設日	所在地
西地区センター	毎週月曜日	南若森町 438 番地
中川ふれあいセンター	毎週火曜日	中川町 4 丁目 668 番地 1
三城地区センター	第 1・3・5 水曜日	加賀野 4 丁目 37 番地 1
綾里地区センター	第 2・4 水曜日	綾野 6 丁目 111 番地 1
赤坂地区センター	毎週木曜日	赤坂町 3342 番地 1
宇留生地区センター	第 1・3・5 金曜日	荒尾町 1438 番地
安井地区センター	第 2・4 金曜日	東前 3 丁目 10 番地

【開設時間】 午前 10 時～正午、赤坂地区センターのみ午前 10 時～午後 3 時

セ 地域子育て支援センター

育児不安の解消や、地域の子育てを支援するため、市内 6 保育園等で地域子育て支援センターを開設しています。

育児相談、園庭開放、親子遊び、絵本の読み聞かせ、子育て講座や育児サロンなどを開催し、子育て中の親子が気軽に集い交流することが出来ます。詳しくは、各開設園の地域子育て支援センターにお問い合わせください。

【開設園】

開設園	開設日	所在地	開催時間	電話番号
ながさわこども園	月～金	長沢町 3 丁目 63 番地	10:00～15:00	73-5186
わかたけ保育園		西之川町 1 丁目 110 番地	10:00～15:00	73-2530
木の花保育園		開発町 5 丁目 658 番地 1	10:00～15:00	84-7326
荒崎こども園		長松町 771 番地 1	9:00～14:00	92-3008
牧田こども園		上石津町牧田 2101 番地	10:00～15:00	47-2625
墨俣こども園		墨俣町上宿 483 番地 1	9:30～14:30	62-5153

【お問い合わせ先】

- ・ 各実施園
- ・ キッズピアおおがき子育て支援センター ☎ 47-7200 (事務室)

(3) 児童手当**【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】**

児童手当は、高校生年代までの児童を養育している方に対し、児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として支給しています。

【対象者】18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童（高校生年代までの児童）を養育している方

※ 公務員は勤務先で支給

【手当額】（子ども1人あたり支給月額）

年 齢 区 分		手当月額
3歳未満	第1・2子	15,000円
	第3子以降	30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	10,000円
	第3子以降	30,000円

※ 第3子以降とは、大学生年代までの子（18歳到達後最初の3月31日を経過した後から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子）で養育している子のうち、3人目以降をいいます。大学生年代は支給対象ではありません。

【支給月】2月、4月、6月、8月、10月、12月の各10日（休みの日の場合は前日）に前月分までを支給

【申請に必要なもの】

- ・ 窓口に来られる方の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、在留カードなど）
- ・ 請求者本人名義の預貯金通帳等
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）

※ この他にも、申請される方の状況に応じて必要なものがあります。詳しくは申請窓口でお尋ねください。

【申請窓口】

- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ
- ・ 地域事務所、支所または市民サービスセンター

(4) 子育て情報提供

子育てを行う母親等の育児不安や孤立感などを軽減するため、子育てに関する情報提供等を行っています。

ア 子育てハンドブック「水都っ子」の発行

子育て支援情報、子育てマップなどを掲載

イ 子育て応援サイト「ママフレ」の運営

子育て行政サービスなどをインターネットで発信

ウ 子育て支援アプリ・ポータルサイトの運営

各種イベント・健康カレンダー・お役立ち情報などをインターネットやスマートフォンで発信

(5) 子育て相談

ア 家庭児童相談

【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 1 9 7】

家庭児童福祉の増進を図るため、児童の養育に関連するさまざまな家庭問題、児童問題について、相談員が専門的な立場から、身上相談等に応じ、指導、援助を行っています。

【相談窓口】 子育て支援課（こども家庭センター）

イ 子育てなんでも相談

相談員による子育てに関するさまざまな相談や情報提供を行っています。

【相談窓口】 キッズピアおおがき子育て支援センター（祝日を除く月曜日は子育て支援課）

【相談電話】 ☎ 0 8 0 0 - 2 0 0 - 7 1 1 4 ^{なんでもいいよ}（通話無料）

年末年始を除く毎週火～日曜日、祝日の月曜日 午前 9 時 15 分～午後 6 時
年末年始を除く月曜日（祝日を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

ウ 利用者支援事業における相談支援

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、妊娠、出産、子育てに関する相談や情報提供を行っています。

【対象者】 妊産婦並びに小学校就学前の乳幼児およびその保護者

【実施場所】 子育て分野：キッズピアおおがき子育て支援センター
（母子保健分野：こども家庭センター）

【内 容】

- ・ 子育てに関する悩みや不安の相談
- ・ 子育て支援情報の提供 など

エ 母子父子自立支援相談

【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

母子・父子・寡婦福祉の向上を図るため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就労支援等あらゆる問題について、母子・父子自立支援員が必要な助言・指導を行っています。

また、経済的に自立し、生活意欲の助長を図るために、母子父子寡婦福祉資金の貸付に関する相談も行っています。

【相談窓口】 母子父子自立支援員

オ 休日乳幼児期相談

【大垣市児童館 ☎ 8 9 - 1 2 3 2】

未就学児とその保護者を対象に、育児・発育・発達など子育て全般について、保健師・管理栄養士・歯科衛生士が必要な助言・指導を行って

います。

【相談場所】大垣市児童館

【相談日時】土曜日・日曜日（毎月2回） 午前9時00分～正午

カ 児童虐待への対応

児童虐待は、国民の通告義務があり、地域において予防、早期発見、迅速な対応が求められています。福祉事務所（市子育て支援課）では、大垣市要保護児童対策地域協議会を設置し、西濃子ども相談センター等、関係機関と連携して取り組んでいます。

【通告窓口】

- ・ 西濃子ども相談センター ☎78-4838
- ・ 子育て支援課 児童福祉グループ（こども家庭センター） ☎47-7197
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

2 発達支援

(1) 発達相談・訪問支援 【子育て支援課 ☎47-7291】

子どもの発達について気になる保護者からの相談に、保育士・保健師・公認心理師・発達支援専門員などが対応しています。

また、発達相談（スマイル発達相談）、子どもの視覚機能（見る力）についての相談会を、市内各所で休日にも実施しています。

(2) 発達支援関連事業

ア 保護者支援、理解啓発

保護者を対象にした「ペアレント・プログラム講座」、「ペアレントトレーニング講座」、「発達支援学習会」などを開催し、学びの場を提供しています。

また、「発達支援講演会」を開催し、発達障がいへの理解啓発を進めています。

イ 5歳すこやか相談 *保健センター、保育課との連携事業

3歳児健診後、就学を迎える前に発達の課題を早期に発見し支援するため、年中児を対象に保護者や保育者へのアンケートをもとに、保健師や発達支援スタッフが園での集団活動を観察したうえで、保護者の相談に対応し、その後も継続して相談を行っています。

ウ 少人数保育「にこにこタイム」 *保育課との連携事業

子どもたちが人との関わり方や感情をコントロールする力などを身につけられるように、年中・年長児を対象に公立園で、少人数のグループ保育を行っています。保育者が、少人数保育で子どもの育ちに合った活動を設定し、より良く継続して実施していくための協力をしています（保育者支援事業）。

(3) 大垣市スマイルブックの活用推進

有効な支援の情報などをファイルし、ライフステージを通して引き継いでいくため、保護者（本人）が保管・活用するプロフィールブック「大垣市スマイルブック」を配付し、利用を推進しています。

また、就学時などのスムーズな支援のつなぎを実現するため、保護者や園・学校の先生方が参加する「スマイルブック引き継ぎ会」を開催しています。入学後は、学校生活にスムーズに適応していけるよう、保護者に活用方法等を記した文書を送付するなど、途切れのない支援を行っています。

(4) 障害児通所支援事業

発達に心配のある児童が事業所に通い、基本的な動作の指導を受けたり、集団生活への適応訓練を行う事業です。

- 【対象児】・ ことばに遅れのある子
- ・ 発達に遅れのある子
 - ・ 集団適応ができない子
 - ・ 身体に障がいのある子 など

【利用者負担】 幼児教育無償化に伴い 3～5 歳児までは利用者負担が無償化されています（食費等の実費負担除く）。

その他の方は原則費用の 1 割を負担していただきます。（受給者の属する世帯の課税状況及び家族状況に応じて上限及び軽減があります。）

3 ひとり親家庭の福祉

(1) 児童扶養手当 **【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】**

父母の離婚などにより、父（または母）と生計を同じくしていない児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための手当です。

【受給資格者】 次の①から⑨までの条件にあてはまる児童（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者または、20 歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある者）を監護する母等（※のとおり）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父（または母）が死亡した児童
- ③ 父（または母）が重度の障がいにある児童
- ④ 父（または母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父（または母）に引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父（または母）が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ⑦ 父（または母）が引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父母ともに不明である児童

※母 …父のいない家庭や父が重度の障がいの状態にある家庭等の児童を監護する母

※父 …母のいない家庭や母が重度の障がいの状態にある家庭等の児童を監護し、かつ生計を同じくする父

※養育者 …母が監護しない場合又は父が監護かつ生計を同じくしない場合であって、その児童を養育する方

ただし、手当が支給されるべき父または母または養育者が、日本国内に住所を有しないときは支給されません。

【手当の額】（令和7年4月現在）

区分	全額支給	一部支給
基本額 （児童1人）	月額 46,690 円	月額 46,680 円～11,010 円 （10 円単位で設定）
第2子加算	月額 11,030 円	月額 11,020 円～5,520 円

【手当の支給】奇数月の11日（休みの日の場合は前日）に、前月分までの手当を支給します。

【所得制限】本人、配偶者および扶養義務者等の所得が所得制限を超えると
きは、手当の一部または全部が支給停止となります。

所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		配偶者、扶養義務者
	全額支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円
5人	259万円	398万円	426万円

【認定請求に必要なもの】

- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 請求者と対象児童の健康保険証
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）
- ・ 印かん
- ・ 請求者本人名義の預貯金通帳等

※ 添付書類は、支給事由等によって異なるため、申請窓口で確認してください。

【2】 母子生活支援施設入所措置事業 【子育て支援課 ☎47-7092】

配偶者のいない母またはこれに準ずる事情にある母および監護している児童について、入所により保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する事業です。

(3) 助産措置事業 **【子育て支援課 ☎ 47-7092】**

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院、助産を受けることができない場合に、入所により助産を行う事業です。

【施設名】大垣市民病院（所在地等は 210 ページ参照）

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業 **【子育て支援課 ☎ 47-7092】**

ひとり親家庭の方が病気や修学等により一時的に生活援助が必要なときに、支援員を派遣し、身のまわりの世話や育児などを援助する事業です。

【対象者】母子家庭、父子家庭および寡婦の世帯

【利用方法】登録申請書により事前登録後、派遣が必要なときに派遣申請書を提出

【利用者負担額】

利用世帯の区分	利用者の負担額 (1時間あたり)
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	0 円
児童扶養手当支給水準の世帯	150 円
上記以外の世帯	300 円

【支援の内容】

- ・ 食事の世話、清掃、洗濯、買い物など

【申請に必要なもの】

- ・ 母子、父子、寡婦を証明するもの（戸籍謄本、児童扶養手当証書、母子家庭等医療費受給者証など）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）

(5) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 **【子育て支援課 ☎ 47-7092】**

ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図るため、指定された教育訓練講座を受講し修了した場合に給付金を支給する事業です。

【対象者】20歳未満の児童を養育しているひとり親の方

【対象講座】雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【利用方法】受講しようとする講座について、受講対象講座指定申請書により事前登録し、講座修了後に支給申請書により申請

【支給額】

- ・ 雇用保険による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方対象講座の受講のために支払った費用の 60%相当額。ただし、上限は 20 万円で、1 万 2 千円を超えない場合は支給を行いません。
- ・ 雇用保険による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方上記に定める額から雇用保険により支給を受けた一般教育訓練給付金の額を差し引いた額

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当を受給していない方のみ）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）
- ・ 公共職業安定所が発行する『教育訓練給付金支給要件回答書』等

(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進費事業 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

ひとり親家庭の父または母の就職の際に有利となる資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について経済支援を行うことにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にする事業です。

【対象者】

- ・ ひとり親家庭の父または母で児童扶養手当受給者の方、または同等の所得水準の方
- ・ 養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる方

【対象資格】

- | | | |
|-------|---------|-----------|
| ・ 看護師 | ・ 准看護師 | ・ 介護福祉士 |
| ・ 保育士 | ・ 理学療法士 | ・ 作業療法士 |
| ・ 調理師 | ・ 美容師 | ・ 製菓衛生師 等 |

【支給対象期間】 修業期間に相当する期間（上限4年間）

【支給額】

- ・ 高等職業訓練促進給付金
市民税非課税世帯・・・10万円 それ以外・・・7万500円
- ・ 高等職業訓練修了支援給付金
市民税非課税世帯・・・5万円 それ以外・・・2万5,000円
※最終年限は4万円加算

【申請に必要なもの】

- ・ 戸籍謄本（児童扶養手当を受給していない方のみ）
- ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等）
- ・ 在籍を証明する書類等

(7) 田口福寿会育英金 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

勉学意欲を持ちながら主に経済的理由のために進学、就学が困難なひとり親家庭（両親ともいない家庭を含む）の児童を援助するため、田口福寿会が育英金を支給する制度です。

【対象者】市内在住のひとり親家庭（両親ともいない家庭を含む）の児童で、学校教育法第6章に規定する高等学校（全日制課程）に進学しようとする児童、または在学している児童

【支給額】 年額 36 万円

【支給期間】 当初に交付した年から3年以内

【申請に必要なもの】

- ・ 田口福寿会育英金交付申請書
- ・ 学校長の推薦書

【8】 J R 通勤定期乗車券の特別割引 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

児童扶養手当等の支給を受けているひとり親家庭等の世帯員が、J R 通勤定期乗車券を購入する場合には、特別の割引制度があります。

【対象者】 児童扶養手当の支給を受けている世帯の世帯員

【申請方法】 申請窓口へ必要書類（児童扶養手当証書及び本人の写真）を添えて申請

【9】 母子父子寡婦福祉資金貸付 【子育て支援課 ☎ 4 7 - 7 0 9 2】

事業、児童の修学、住宅資金等 12 種類があります。

※ なお、貸付対象の寡婦には、子が成人してから配偶者と離・死別した以外の女子等も含まれます。

貸付金の種類	貸付対象	資金の内容
事業開始資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子父子寡婦団体	新たに事業を開始するために必要な設備、什器、機械、材料等の購入資金
事業継続資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦 ・ 母子父子寡婦団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な設備、什器、機械、材料等の新たな購入資金
就職支度資金	・ 母子家庭の母または児童 ・ 父子家庭の父または児童 ・ 寡婦 ・ 父母のない児童	母（父、寡婦）または児童の就職するために必要な資金
医療介護資金	・ 母子家庭の母または児童 ・ 父子家庭の父または児童 ・ 寡婦	母（父、寡婦）または児童が医療または介護を受けるために必要な資金
技能習得資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	母（父、寡婦）が知識や技能を習得するために必要な資金
生活資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	生活安定維持のために必要な資金 1. 技能習得中の母（父、寡婦） 2. 医療もしくは介護を受けている母（父、寡婦） 3. 母子家庭（父子家庭）になって7年未満（生活不安定期）の母（父、寡婦） 4. 失業期間中の母（父、寡婦）
転宅資金	・ 母子家庭の母 ・ 父子家庭の父 ・ 寡婦	住居の移転に際し必要な資金

貸付金の種類	貸付対象	資金の内容
住宅資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母（父、寡婦）が現に居住する住宅の補修・改築や建設購入に必要な資金
就学支度資金	・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童	児童（子）が高校、大学、専門学校、修業施設等に入学、入所する際に必要となる入学金、被服、靴、教材等の購入費等に充てるための資金
修学資金	・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童	児童（子）を高校、大学、専門学校等に就学させるために必要な授業料、通学費、学用品等の購入費、教科外活動費等に充てるための資金
修業資金	・母子家庭の児童 ・父子家庭の児童 ・寡婦の子 ・父母のない児童	児童（子）が就職するために必要となる知識や技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等に充てるための資金
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	扶養する児童（子）の婚姻に際し必要な資金

【申請方法】貸付を受けようとする者は、貸付申請書に戸籍謄本など申請する資金に対応するそれぞれの書類を添付のうえ、福祉事務所（子育て支援課）を經由して知事に申請してください。申請に必要なものについては、申請窓口にご相談ください。

【貸付金の条件】資金の種類によってそれぞれ定められています。

4 施 設

(1) キッズピアおおがき子育て支援センター

子育て支援に関する事業を総合的に推進することにより児童福祉の推進を図り、もって子どもが健やかに育ち安心して子育てができるまちを目指すことを目的に設置しています。

〈所在地〉大垣市宮町1丁目1番地

（スイトスクエア大垣内スイトアベニュー2階）

〈電話番号〉0584-47-7200（事務室）

〈施設内容〉交流サロン、一時預かり室、多目的室、事務室

〈開館時間〉午前9時15分から午後6時まで

※ 交流サロンは午前10時から午後5時まで

〈休館日〉毎週月曜日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※ 月曜日が祝日の場合は開館

(2) 大垣市児童館

18歳未満の児童を対象とした拠点的な子どもの居場所です。

遊戯室や図書室があり、あそびを通して子どもが身体を動かしたりく

つろいだりして自由に過ごせる場所です。

〈所在地〉大垣市外花6丁目45番地

〈電話番号〉0584-89-1232（事務室）

〈施設内容〉1階：遊戯室、図書室、南部子育て支援センター、事務室、調理実習室

2階：集会室、会議室

〈開館時間〉午前8時30分から午後5時15分まで

※ 貸館がある場合は、午後9時まで

〈利用時間〉児童館：午後1時～5時

南部子育て支援センター：午前10時～午後5時

〈休館日〉毎週火曜日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※ 火曜日が祝日の場合は開館

【使用方法】貸館の使用を希望される方は、あらかじめ申請が必要です。月単位で3か月前から申込できます。申請は大垣市児童館事務室が窓口となっています。

(3) 墨俣児童館

遊びを中心とした活動により、子どもの健康増進と情操を豊かにするための施設で、ボールプール、積木などの遊具をそろえています。

〈所在地〉大垣市墨俣町上宿483番地1

〈電話番号〉0584-62-1533（事務室）

〈施設内容〉遊戯室、集会室、図書室、事務室

〈開館時間〉午前9時から午後6時まで（4月～9月）

午前9時から午後5時まで（10月～3月）

〈休館日〉毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始（12月29日～31日及び1月1日～3日）

※月曜日が祝日の場合は開館

第 5 章 福祉医療・後期高齢者医療

第5章 福祉医療・後期高齢者医療

1 老人医療費助成制度「垣老」

老人医療費助成制度「垣老」

高齢者の保健の向上に寄与するとともに、老人福祉の増進を図るために、健康保険法に定める医療費の自己負担分の一部を助成するものです。

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- ・ 71～74 歳の方
- ・ 健康保険に加入している方
- ・ 住民基本台帳に記録され、本市に引き続き 1 年以上居住している方
- ・ 国民健康保険加入者は、保険料が完納されていること

【所得要件】

- ・ 高齢受給者証の自己負担割合が 2 割である方

【給付の内容】

健康保険法に規定する一部負担額の一部を助成

（一部負担金の割合 2 割のところ 1 割となるよう助成）

【給付の方法】

受給者証の提示により、市内の医療機関等では窓口での支払いが一部助成されます。市外医療機関等での受診に要した医療費は、申請により本人負担分を除いた額が償還されます（ただし、保険給付外のものについては対象となりません）。

【受給者証の交付】

（ア） 申請に必要なもの

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ 一部負担割合を確認できるもの（高齢受給者証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方のみ）

（イ） 申請窓口

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所、各市民サービスセンター、上石津地域の各支所

【償還手続き】

（ア） 申請に必要なもの

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ 受給者証 ・ 領収書 ・ 預金通帳
- ・ 健康保険から療養費等の給付を受けたときは、その額がわかるもの
- ・ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等）

(イ) 申請窓口

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所、各市民サービスセンター、上石津地域の各支所

【高額医療費支給制度】

1 か月（同じ月）の区分欄の自己負担額が次表の限度額を超えた場合、申請により償還されます。

区 分	医療費自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
一 般	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (多数回 44,400 円※)
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ		15,000 円

区分Ⅱ、区分Ⅰ：保険者から認定される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分

※過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」となり、上限額が下がります。

2 心身障害者医療費助成制度

心身障害者医療費助成制度

障がい者の健康の保持増進に寄与し、障がい者福祉向上のために健康保険法に定める医療費の自己負担分を助成するものです。

【対象者】健康保険に加入し、次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳 1 級～3 級の交付を受けている方
- ② 戦傷病者手帳特別項症～第 4 項症で、身体障害者手帳 4 級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳 A～B 1 の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の交付を受けている方
- ⑤ 身体障害者手帳 4 級の交付を受けている方
- ⑥ 療育手帳 B 2 の交付を受けている方

【所得要件】

- ・ 上記①～④の方：本人、配偶者及び扶養義務者の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額未満であること
- ・ 上記⑤、⑥の方：本人、配偶者及び扶養義務者が市民税非課税であること

【給付の内容】

- ・ 健康保険法に規定する一部負担金

※ 高校生世代の方で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用対象となる場合を除く。

【給付の方法】

受給者証の提示により、県内の医療機関等では窓口での支払いは無料になります。県外医療機関等での受診に要した医療費は、申請により償還されます（ただし、保険給付外のものについては対象となりません）。

（ア） 受給者証の交付

＜申請に必要なもの＞

- ・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
 - ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等（※））
- ※ 受給対象者が未成年の場合は、保護者の方も必要です。

＜申請窓口＞

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所

（イ） 償還手続き

＜申請に必要なもの＞

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
 - ・ 受給者証 ・ 領収書 ・ 預金通帳
 - ・ 健康保険から療養費等の給付を受けたときは、その額がわかるもの
 - ・ マイナンバーのわかるもの（マイナンバーカード等（※））
- ※ 受給対象者が未成年の場合は、保護者の方も必要です。

＜申請窓口＞

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所、各市民サービスセンター、上石津地域の各支所

3 子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度

子どもの健康の保持増進に寄与し、児童福祉向上のために健康保険法に定める医療費の自己負担分を助成するものです。

【対象者】

市内に住所があり、健康保険に加入している、0 歳から 18 歳に到達して初めて迎える 3 月 31 日まで（高校生世代まで）の方

【所得要件】

所得制限はありません

【給付の内容】

健康保険法に規定する一部負担金

※ 高校生世代の方で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用対象となる場合を除く。

【給付の方法】

受給者証の提示により、県内の医療機関等では窓口での支払いは無料になります。県外医療機関等での受診に要した医療費は、申請により償還されます（ただし、保険給付外のものについては対象となりません）。

【受給者証の交付】

(ア) 申請に必要なもの

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等（※））
※ 受給対象者（保護者）及び子どものもの

(イ) 申請窓口

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所、各市民サービスセンター、上石津地域の各支所

【償還手続き】

(ア) 申請に必要なもの

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ 受給者証 ・ 領収書 ・ 預金通帳
- ・ 健康保険から療養費等の給付を受けたときは、その額がわかるもの
- ・ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等（※））
※ 受給対象者（保護者）及び子どものもの

(イ) 申請窓口

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所、各市民サービスセンター、上石津地域の各支所

4 母子家庭等（父子家庭）医療費助成制度

母子家庭等（父子家庭）医療費助成制度

ひとり親家庭等の保健向上と経済負担の軽減を図るため健康保険法に定める医療費の自己負担分を助成するものです。

【対象者】

健康保険に加入しており、次のいずれかに該当するひとり親家庭の母（父）と、その母（父）に養育されている子ども、または父母がいないか父母に監護されていない子ども

※ 「子ども」とは18歳に到達して初めて迎える3月31日までの方

- ・ 配偶者のいない方（離婚、未婚、死別等による）
- ・ 配偶者の生死が明らかでない方
- ・ 配偶者から遺棄されている方
- ・ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない方
- ・ 配偶者が精神または身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている方
- ・ 配偶者が長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない方
- ・ 配偶者が裁判所からのDV保護命令を受けた方

【所得要件】

本人、配偶者及び扶養義務者の所得が、児童扶養手当法施行令に定める額未満の方

【給付の内容】

健康保険法に規定する一部負担金

※ 高校生世代の方で、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の適用対象となる場合を除く。

【給付の方法】

受給者証の提示により、県内の医療機関等では窓口での支払いは無料になります。県外医療機関等での受診に要した医療費は、申請により償還されます（ただし、保険給付外のものについては対象となりません）。

【受給者証の交付】

（ア） 申請に必要なもの

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ 戸籍謄本 ・ 住居の賃貸契約書（該当者のみ）
- ・ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等（※））
- ※ 受給対象者（母等（父）及び子ども）のもの

（イ） 申請窓口

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140

【償還手続き】

（ア） 申請に必要なもの

- ・ 保険資格を確認できるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ等）
- ・ 受給者証 ・ 領収書 ・ 預金通帳
- ・ 健康保険から療養費等の給付を受けたときは、その額がわかるもの
- ・ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等（※））
- ※ 母等（父）及び県外医療機関等で受診した者のもの

（イ） 申請窓口

- ・ 国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140
- ・ 各地域事務所、各市民サービスセンター、上石津地域の各支所

5 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度を構築すべく、後期高齢者医療制度が創設されました。運営主体（保険者）は都道府県単位で設置される広域連合で、窓口業務は市が行います。

【適用】

（ア）対象者及び資格取得日

- ・ 75 歳以上のすべての方（75 歳の誕生日から）
- ・ 65 歳から 74 歳までの方で一定の障がいがあり、制度に加入される方（加入を申請後、広域連合の認定を受けた日から）

（イ）資格確認書

資格確認書を 1 人 1 枚ずつ交付、医療機関への受診のときは、この証を医療機関の窓口に提示してください。

【一部負担金】

窓口で支払う自己負担割合は、かかった医療費の 1 割または 2 割または 3 割

所得区分	一部負担金の割合
現役並み所得者Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ	3 割負担
一般Ⅱ	2 割負担
一般Ⅰ	1 割負担
区分Ⅱ	
区分Ⅰ	

○現役並み所得者Ⅰ：被保険者本人の住民税課税所得が 145 万円以上の方。

同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者がいる方。（注 1、注 2）

○現役並み所得者Ⅱ：被保険者本人の住民税課税所得が 380 万円以上の方。

同一世帯に住民税課税所得が 380 万円以上の被保険者がいる方。（注 1、注 2）

○現役並み所得者Ⅲ：被保険者本人の住民税課税所得が 690 万円以上の方。

同一世帯に住民税課税所得が 690 万円以上の被保険者がいる方。（注 1、注 2）

ただし、被保険者が 2 人以上で収入の合計が 520 万円未満の方、被保険者が 1 人で収入の額が 383 万円未満の方、被保険者が 1 人で収入の額が 383 万円以上の場合、70 歳から 74 歳の方の収入も含めた合計額が 520 万円未満の方は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」となります。

注 1：前年 12 月 31 日現在において世帯主であり同一世帯に合計所得金額が 38 万円以下である 19 歳未満の世帯員がいる場合、「33 万円×16 歳未満の人数＋12 万円×16 歳以上 19 歳未満の人数」を調整控除額として住民税課税所得から差し引いて自己負担割合を判定します。

注 2：昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者および同一世帯に属する被保険者の旧ただし書所得の合計額が 210 万円以下の場合は「一般Ⅰ」または「一般Ⅱ」となります。

○一般Ⅱ：被保険者本人の住民税課税所得が 28 万円以上の方。

同一世帯に住民税課税所得が 28 万円以上の被保険者がいる方。

ただし、被保険者が 2 人以上で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が 320 万円未満の方、被保険者が 1 人で「年金収入+その他の合計所得金額」が 200 万円未満の方は「一般Ⅰ」となります。

○一般Ⅰ：現役並み所得者、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の方

○区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の方で区分Ⅰ以外の方

○区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得（年金の所得は控除額を 80 万円として計算。給与所得がある場合は給与所得から 10 万円を控除）が 0 円となる方

（ア）自己負担限度額の適用区分の資格確認書への併記

申請により自己負担限度額の適用区分を併記した資格確認書の交付が受けられ、区分に応じた限度額が適用されます。区分Ⅱ又は区分Ⅰに該当する被保険者は、入院時の食事・生活療養標準負担額が減額されます。

※ 高額療養費支給制度の自己負担限度額を参照。

（イ）特定疾病療養受療証の交付

決められた疾病で、長期高額疾病者の自己負担限度額が、申請により減額されます。また、特定疾病区分を記載した資格確認書の交付を受けることができます。

<入院時の食事代>令和 7 年 4 月から

所得区分		食事療養標準負担額
現役並み所得者		510 円 / 1 食※1
一般Ⅰ、一般Ⅱ		
区分Ⅱ	過去 12 か月で 90 日までの入院	240 円 / 1 食
	過去 12 か月で 90 日を超える入院※2	190 円 / 1 食
区分Ⅰ		110 円 / 1 食

※1 指定難病患者等の方は 300 円になります。

※2 過去 12 か月で区分Ⅱの認定期間中に 90 日を超える入院をしている場合、申請することにより適用されます。

＜療養病床に入院したときの食事代と居住費＞令和 7 年 4 月から

所得区分	食事療養標準負担額	一日当たり居住費
現役並み所得者	510 円 / 1 食※1	370 円 (指定難病患者、 老齢福祉年金受 給者は 0 円。)
一般Ⅰ、一般Ⅱ		
区分Ⅱ	240 円 / 1 食※2	
区分Ⅰ	140 円 / 1 食※3	

※1 医療機関の施設基準などにより、470 円の場合もあります。指定難病患者の方は 300 円になります。

※2 過去 12 か月で区分Ⅱの認定期間中に 90 日を超える入院をしている指定難病患者の方は、申請することにより 190 円になります。

※3 指定難病患者の方は、110 円になります。

【医療費の支給】

(ア) 高額療養費支給制度

1 か月（同じ月）の医療費の自己負担額が次表の限度額を超えた場合、申請（初回のみ）して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

所得区分	医療費自己負担限度額	
	通院（個人単位）	通院＋入院（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）×1 % 多数回 140,100 円※1	
現役並み所得者Ⅱ	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）×1 % 多数回 93,000 円※1	
現役並み所得者Ⅰ	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）×1 % 多数回 44,400 円※1	
一般Ⅰ 一般Ⅱ※2	18,000 円 年間上限 144,000 円 (8月 から翌年7月)	57,600 円 多数回 44,400 円※1
区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
区分Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※1 過去 12 か月以内に 3 回以上、上限額に達した場合は、4 回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※2 令和 4 年 10 月に導入された一般Ⅱの 2 割負担の方への配慮措置として、令和 7 年 9 月 30 日まで、1 割負担と 2 割負担との差額が 3,000 円までに抑えられます。（入院の医療費は対象外）

(イ) 高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、後期高齢者医療と介護保険の両方の1年間に支払った自己負担額（年額：毎年8月1日～翌年7月31日）を合算し、下記の介護合算算定基準額を超えた場合に支給されます。ただし、計算した支給額が500円以下の場合には支給されません。

＜令和5年8月1日から令和6年7月31日まで＞

所得区分	介護合算算定基準額
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般Ⅰ、一般Ⅱ	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

(ウ) 療養費

一定の事由に該当する場合に、かかった費用の全額をいったん支払ったときは、申請により保険者（後期高齢者医療広域連合）が審査し、認められれば、保険給付分があとで支給されます。

事由によっては認められないことがありますので、詳しくは国保医療課までご相談ください。

(エ) 厚生労働大臣の指定する特定疾病

厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合の自己負担限度額（月額）は、10,000円です。

該当する方は医療機関の窓口に「特定疾病療養受療証」を提示する必要がありますので、国保医療課で交付を受けてください。

(オ) 葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に50,000円が支給されます。申請に必要なものは、次のとおりです。

- ① 資格確認書 ② 口座のわかるもの（通帳など）
- ③ 葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状、葬儀の領収書等）

(カ) 移送費

病気やケガなどで移動が困難な方が、医師の指示により、やむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどに、移送に要した費用が、審査のうえ認められた場合に支給されます。申請に必要なものは、次のとおりです。

- ① 医師の意見書（移送を必要と認めた理由、移送経路、移送方法及び移送年月日）

- ② 領収書 ③ 資格確認書 ④ 口座のわかるもの（通帳など）
⑤ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等）

(キ) 第三者行為

交通事故など、第三者の不法行為により傷害を受けたときの医療費は、原則として加害者が全額負担とすべきものですが、申請により、一時的に後期高齢者医療で治療を受けることができます。

ただし、後日、加害者に対し医療費の請求をしますので、必ず国保医療課に「第三者の行為による被害届」を提出してください。

申請に必要なものは、次のとおりです。

- ① 交通事故証明書 ② 同意書・承諾書等
③ 資格確認書 ④ 印かん（朱肉のつくもの）

※ 申請前に示談をしたり、加害者から医療費を受け取ったりすると、その取り決めや給付が優先し、後期高齢者医療から加害者に対して請求ができなくなる場合があります。示談等の前に必ず、国保医療課へ相談してください。

【保険料】

一人ひとりに、前年中の総所得金額等をもとに計算された保険料を納めていただきます。保険料はすべての加入者が平等に負担する均等割額と、所得に応じて支払う所得割額の合計となります。令和 6・7 年度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合において、均等割額 49,412 円、所得割率 9.56% で決定されました。均等割額と 所得割率は 2 年ごとに見直されます（次期見直しは令和 8 年度）。

(ア) 保険料内訳

保険料（年間限度額 80 万円）＝均等割額＋所得割額

均等割額＝49,412 円

所得割額＝（総所得金額等－43 万円）×0.0956（所得割率）

(イ) 保険料の軽減

- ① 被用者保険の被扶養者（後期高齢者医療制度の被保険者となる前日において被扶養者であった方）は、所得割額の負担はなく、均等割額が 2 年間 5 割軽減されます。
- ② 低所得世帯（同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計）が一定基準に満たない場合は均等割額を次の割合で軽減

世帯（被保険者及び世帯主）の総所得金額等の合計	軽減割合
【43 万円（基礎控除額）＋10 万円×（給与所得者等（注 1）の数-1）】以下の世帯	7 割軽減
【43 万円（基礎控除額）＋10 万円×（給与所得者等（注 1）の数-1）＋30.5 万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	5 割軽減
【43 万円（基礎控除額）＋10 万円×（給与所得者等（注 1）の数-1）＋56 万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	2 割軽減

(注 1)一定の給与所得者(給与収入 55 万円超)または公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65 歳以上で 125 万円超または 65 歳未満で 60 万円超)

(ウ) 保険料納付方法

原則として特別徴収(介護保険料と同一の年金から天引き)

4・6・8 月支給分の年金(仮徴収)	→年間保険料額が確定していないため、暫定的に前年度 2 月(6 期)と同じ保険料額を徴収
10・12・2 月支給分の年金(本徴収)	→確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を 3 回に分けて徴収

※ 年金受給額が年額 18 万円未満、又は介護保険料との合算額が年金受給額の 1/2 を超える方は特別徴収ができません。特別徴収できない方は普通徴収となり 7 月～3 月の 9 期で納入通知書または口座振替にて納めていただきます。また、75 歳の年齢到達等の方は、特別徴収が始まるまでの間は普通徴収になります。

【健康診査】

生活習慣病の早期発見及び早期治療を図り、被保険者の安心で安定した生活の向上に資することを目的に、広域連合の委託を受けて健康診査を行います。

健康診査には、「ぎふ・すこやか健診」と「ぎふ・さわやか口腔健診(高齢者歯科口腔健診)」の 2 種類があり、市から被保険者になっている方に受診票を送付(※)しますので、希望する方は指定医療機関に予約して受診してください。

※ 誕生月毎に 4～6 月(例：4 月は、4・5・6・7 月生まれの方に案内)まで順に案内します。8 月 31 日までの新規加入者(75 歳年齢到達者及び転入者等)は加入された 2 か月後に案内します。(9 月以降に加入の方は、次年度の案内となります。)

(ア) りふ・すこやか健診

問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査等を実施
(受診者の自己負担金として 500 円が必要)

(イ) りふ・さわやか口腔健診

口腔健診・健診後の説明・指導等を実施
(受診者の自己負担金として 300 円が必要)

【後期高齢者医療に関するお問い合わせ】

国保医療課 福祉医療・後期医療グループ ☎47-8140

第 6 章 国民健康保険

第 6 章 国民健康保険

1 国民健康保険

(1) 国民健康保険

ア 適用

(ア) 国民皆保険制度

国民健康保険法では、市町村に住所のある方は、他の医療保険の加入者を除き、県と市町村が共同保険者となって運営する国民健康保険の被保険者となります。これは、国民はいずれかの保険に切れ目なく加入しなければならないという制度です。

a 主な国民健康保険加入者

国民健康保険に加入する方は、次のとおりです。

- ・ 農業、林業、漁業従事者
- ・ 自営業者
- ・ パート、アルバイト等で職場の健康保険に加入していない方
- ・ 退職して職場の健康保険の資格を喪失した方
- ・ 3 か月を超える在留期間を決定された外国人住民（住民基本台帳法第 30 条の 45 の適用を受ける方）

※ 職場の健康保険などに加入している方と、後期高齢者医療制度に加入している方と、生活保護を受けている方以外は、すべて国民健康保険に加入することになっています。

b 加入者と世帯主

国民健康保険では、被保険者一人ひとりが加入者ですが、加入の届出、保険料の納付は世帯ごとに世帯主が行います。

世帯主が国民健康保険に加入されていない場合でも、資格確認書や資格情報のお知らせ、納入通知書などは世帯主宛てに発送します。これは擬制世帯主制度といい、世帯主が他の健康保険に加入しており、その家族のなかに国民健康保険の加入者がいる場合、この制度が適用になります。また、保険料には擬制世帯主の所得等は反映されることはありません。ただし、保険料の軽減判定は擬制世帯主の所得も反映させて判定します。

c 他の医療保険に加入できる方

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入することができない方に医療を保障する保険です。生活費の大部分がお子さんなどからの仕送りである方の場合、被扶養者として、他の健康保険に加入できる場合がありますので一度ご確認ください。

また、株式会社など法人事業所で働いている方は、勤務先での健康保険に加入することが義務付けられています。

d 加入・脱退の手続

国民健康保険に加入・脱退するときは、14 日以内に届書を提出しなければなりません。

(a) 国民健康保険に加入する日

- ・ その他の医療保険の資格を喪失した日（退職日の翌日）
- ・ 他の市町村から転入した日（他の医療保険加入者は除く）
- ・ 生活保護を受けなくなった日
- ・ 出生した日（他の医療保険加入者は除く）

(b) 国民健康保険を脱退する日

- ・ その他の医療保険に加入した日の翌日
- ・ 他の市町村に転出する日
- ・ 生活保護が適用された日
- ・ 死亡した日の翌日

※ 国民健康保険への加入手続が遅れた場合は、資格取得日までさかのぼって保険料を納めていただくことになります。

また、国民健康保険は他の医療保険に加入されていても自動的に切り替わりません。届出が遅れますと、保険料の二重払いが生じ、また、誤って医療機関等で使用されますと、後日、医療費を返していただくことになります。

※ 他の医療保険のなかでも、会社などを退職して一定の条件を満たすと、引き続きその職場の健康保険に加入することができる制度があります。この制度を「任意継続」といいます。この任意継続の期間は最長2年間です。詳しくは、勤務先または、加入している保険者でお尋ねください。

(c) 届出に必要なもの

〈加入の場合〉

- ① 身分を証明できるもの（運転免許証など）
- ② 職場の保険をやめた証明書

〈脱退の場合〉

- ① 国民健康保険の資格確認書等
- ② 職場の保険に加入したことがわかるもの

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

e 国民健康保険が使えないとき

次のような場合、国民健康保険は使えません。

- ・ 病気やケガと認められないとき（正常な妊娠・出産、経済上の理由等による妊娠中絶、歯列矯正、美容整形、健康診断、集団検診、予防接種、日常生活に支障のないわきが・しみの治療）
- ・ 仕事上のケガといった労災保険の給付を受けられるもの
- ・ その他、けんかや泥酔などによる病気やケガ、犯罪や故意に

よる病気やケガ、医師や保険者の指示に従わなかったときなど

(イ) 介護保険第2号被保険者

国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の方です。介護保険分の保険料は、医療保険の保険料に上乗せした一つの国民健康保険料として世帯主の方に納めていただきます。

(ウ) 満70歳を迎える方

自己負担割合が記載された「資格確認書」か「資格情報のお知らせ」を交付します。70歳を迎えた翌月（1日生まれの方は、その月）から医療機関に受診の際、自己負担割合が2割（現役並み所得者は3割）になります。

(エ) 被保険者資格の特例適用

国民健康保険は住所を有する市町村での適用となりますが、修学のため他の市町村に住所を有する方で、本市の国保加入者に扶養されている等、本市の国保加入世帯に属すると認められる方は、申請により本市の被保険者となります。また、施設入所等により他の市町村へ住所を移される方については引き続き本市の被保険者となります。

【申請に必要なもの】

- ① 在学証明書（修学の方）
- ② 入所または入院証明書（施設入所等の方）
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

イ 国民健康保険料

(ア) 保険料の決定

保険料は、加入者全員の前年中の所得や人数等で算出します。令和6年度の計算式は次のとおりです。なお、令和7年度の計算式については、令和7年8月までに決定します。

a 医療給付費分

- ① 所得割 （総所得金額－基礎控除額 43 万円） × 7.30%
- ② 均等割 加入者数 × 29,500 円
- ③ 平等割 一世帯につき 20,000 円

※ ①～③の合計が医療給付費分になります。上限額は65万円です。

b 後期高齢者支援金分

- ④ 所得割 （総所得金額－基礎控除額 43 万円） × 2.52%
- ⑤ 均等割 加入者数 × 10,500 円
- ⑥ 平等割 一世帯につき 6,800 円

※ ④～⑥の合計が後期高齢者支援金分になります。上限額は24万円です。

c 介護納付金分（40歳以上65歳未満の方のみ）

- ⑦ 所得割 （総所得金額－基礎控除額 43 万円） × 2.02%
- ⑧ 均等割 加入者数 × 10,500 円

⑨ 平等割 一世帯につき 5,300 円

※ ⑦～⑨の合計が介護納付金分になります。上限額は17万円です。

※ ①～⑨の合計がその世帯の年間保険料になります。上限額は106万円です。

※ 介護納付金分は40歳以上65歳未満の方についてかかります。
年度途中で65歳になる方は、年度当初に65歳になる前月までの保険料を計算し、医療給付費分と後期高齢者支援金分を合わせて年間の保険料とします。

また、年度途中で40歳になる方は、40歳になる月の分から、介護納付金分を納めていただくことになります。

(イ) 保険料の内訳

医療給付費分、介護給付費分（40歳以上65歳未満のみ）、後期高齢者支援金分を合算して計算します。

40歳未満	医療給付費分＋後期高齢者支援金分
40歳以上65歳未満	医療給付費分＋後期高齢者支援金分＋介護納付金分
65歳以上75歳未満	医療給付費分＋後期高齢者支援金分

a 仮算定

仮算定保険料の通知は5月中旬です。仮算定とは、8月に年間保険料の本算定を行うため、年間10回納付のうち第1期、第2期、第3期については、前年の年間保険料の10分の1ずつを納めていただくものです。

b 本算定

本算定保険料の通知は8月中旬です。本算定とは、その年度の年間保険料を賦課決定します。第1期～第3期分の仮算定分を差し引き、残りの額を第4期～第10期に均等に割り振って通知します。このとき、前年分の所得に大幅な変化がある世帯は、保険料も大きく変わります。

また、本算定の結果、第3期までの支払いで、その年度の保険料が終了する方（仮算定の方で、その年度に必要な保険料を払い終わった方）は、還付金が発生します。

c 令和7年度国民健康保険料納期限

期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	12/25	2/2	3/2

※ 納期限内に納付がないときは、20日以内に督促状を送ります。督促状発送後は督促手数料100円を納めていただきます。また、本納付額と督促手数料のほかに、延滞金も納めていただきます。

(ウ) 特別徴収（年金引き落とし）

65 歳から 74 歳までで構成される世帯において、平成 21 年 10 月から国民健康保険料の納付方法が「年金引き落とし」と「口座振替」のいずれかの選択制になりました。

「年金引き落とし」を選択される場合、手続きは必要ありませんが、「口座振替」を選択される場合は、手続きが必要になります。

(エ) 滞納

特別な理由もなく保険料を滞納すると、公平の確保を図るため、次のような措置がとられます。

また、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることがあります。

- ・ 「特別療養費」の支給（医療費の 10 割を自己負担）
- ・ 国民健康保険の給付（療養費、高額療養費、葬祭費など）があるときは、全額を滞納保険料に充当
- ・ 滞納処分（財産を調査し、預金、給与、生命保険等の差押え）

ウ 給 付

(ア) 療養の給付

病気やケガをしたとき、医療費の一部（一部負担金）を支払うだけで、診療を受けることができます。残りの費用は国民健康保険が負担します。

年齢別 医療費の負担割合

年齢別	負担割合
0～6 歳	2 割（義務教育就学前）
7～69 歳	3 割
70～74 歳	2 割（現役並み所得者は 3 割）

※ 大垣市子ども医療費助成制度や大垣市老人医療費助成制度「垣老」等により一部負担金を助成する制度があります。詳しくは福祉医療の該当項目を参照してください。

(イ) 療養費

次のような場合に、かかった費用の全額をいったん支払った場合は、申請により国民健康保険が審査し、認められれば、保険給付分があとで支給されます。

- a 急病など、緊急その他やむをえない理由で、医療機関にマイナ保険証や資格確認書を提示できず、全額自己負担した場合

【申請に必要なもの】

- ① 診療報酬明細書
- ② 領収書
- ③ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

- b 骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき（国民健康保険の取扱をしている柔道整復師の場合には、医療機関と同様に一部負担金で施術が受けられます。）

【申請に必要なもの】

- ① 施術内容明細書
- ② 領収書
- ③ 骨折及び脱臼については医師の同意書（緊急の場合を除く）
- ④ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

- c 医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージを受けたとき

【申請に必要なもの】

- ① 施術内容明細書
- ② 医師の同意書
- ③ 領収書
- ④ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

- d コルセットなどの治療用装具を購入したとき

【申請に必要なもの】

- ① 補装具を必要と認める医師の証明書
（靴型装具の場合は当該装具の写真を添付）

- ② 領収書
- ③ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

- e 輸血のための生血代を負担したとき

【申請に必要なもの】

- ① 医師の理由書か診断書
- ② 輸血用血液受領証明書
- ③ 血液提供者の領収書
- ④ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

f 海外渡航中に国外で治療を受けたとき

日本で認められている保険診療の範囲内での給付となります。
ただし、治療目的で渡航した場合は対象になりません。

※ 審査の結果、支給されない場合もあります。

※ 海外の医療機関に照会を行うことに同意していただくことが必要です。

【申請に必要なもの】

- ① パスポート（渡航の事実確認ができるもの）
- ② 診療内容明細書（日本語の翻訳文が必要です。）
- ③ 領収明細書（日本語の翻訳文が必要です。）
- ④ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ⑤ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ⑥ 海外の医療機関等に照会する同意書
- ※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

(ウ) 食事療養費

入院時の食事代について、住民税非課税世帯の方は、標準負担額（1食 510 円）が減額され、1食 240 円（90 日を超える長期入院の方は、それ以降 1食 190 円）になりますので、該当する方は申請してください。

一般加入者		1食 510 円
住民税非課税世帯 (70 歳以上で低所得Ⅱ) ※ 1	90 日までの入院	1食 240 円
	90 日を超える入院	1食 190 円
70 歳以上で低所得Ⅰの方※ 2		1食 110 円

※ 1、※ 2 の低所得Ⅰ・Ⅱについては（エ）高額療養費を参照

【申請に必要なもの】

- ① 領収書
- ② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

(エ) 高額療養費

1 か月に支払った医療費の自己負担分が一定額以上になると、超えた分が国民健康保険から払い戻されます。

高額療養費に該当した場合、該当月ごとに申請が必要です。ただし、支給申請手続の簡素化の申請をしていただくと、申請以降に発生した高額療養費については、指定した口座に自動的に振り込まれます。

自己負担限度額は、年齢、年間所得に応じて決まります。詳しくは次表の限度額表を参照してください。

a 70 歳未満の方

(a) 自己負担限度額（月額）

所得区分		過去 12 か月間に 3 回目まで
ア	旧ただし書所得 901 万円超	252,600 円+(医療費の総額-842,000 円)×1%
イ	旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	167,400 円+(医療費の総額-558,000 円)×1%
ウ	旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	80,100 円+(医療費の総額-267,000 円)×1%
エ	旧ただし書所得 210 万円以下	57,600 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円

※ 旧ただし書所得＝総所得金額等から基礎控除額 43 万円を差し引いた額。

所得の申告がない場合、区分はアとみなされますのでご注意ください。

※ 一つの世帯で、同じ月内に 2 回以上一部負担金を 21,000 円以上支払った場合、それらの額を合算して、限度額を超えた分が支給されます。（世帯合算）

※ 世帯合算は、家族の一部負担金を合算する場合だけでなく、同じ方が同じ月内に、複数の医療機関等で一部負担金を支払っている場合にも適用されます。

※ 注意事項

- ・ 1 か月単位で計算
- ・ 医療機関ごとに計算
- ・ 同一医療機関でも入院と外来、医科と歯科は別々で計算（入院時に歯科以外の科で診療を受けたときは合算）
- ・ 院外処方で調剤を受けたときは一部負担金と合算
- ・ 入院時の食事代やベッド代などは対象外

※ 同じ世帯で一年間に 4 回以上、高額療養費の支給を受けた場合、4 回目からは、次表の限度額を超えた分が支給されます。（多数該当）

(b) 4回目からの自己負担限度額

所得区分		過去12か月間に 4回目以降
ア	旧ただし書所得 901万円超	140,100円
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下	44,400円
オ	住民税非課税世帯	24,600円

(c) 限度額適用認定証

この「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示することにより、医療機関の窓口での支払が限度額までとなります。限度額は所得区分によって異なりますので、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※ 住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となります。

※ 納期到来分の保険料が未納である場合は、「限度額適用認定証」を交付できません。

※ マイナ保険証を利用する場合は、所得区分などが確認できるため「限度額適用認定証」の交付申請は不要です。

b 70歳以上75歳未満の方

(a) 自己負担限度額（月額）

		入院及び世帯ごとの限度額	
		外来の限度額	
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×１％ ●４回目以降は140,100円	
	課税所得 380万円以上	167,400円＋（医療費－558,000円）×１％ ●４回目以降は93,000円	
	課税所得 145万円以上	80,100円＋（医療費－267,000円）×１％ ●４回目以降は44,400円	
一般 〔課税所得145万円未満等〕		18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円 ●４回目以降は44,400円
低所得者Ⅱ※2		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ※3			15,000円

※ 住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者（課税所得 690万円以上の人以外）の人は「限度額適用認定証」が必要になりますので、交付を申請してください。

※ 多数該当は、1年間に4回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目からの限度額です。

※ 1 同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が 2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は「一般」の区分と同様となり 2 割負担となります。（平成 27 年 1 月以降、新たに 70 歳になる方がいる世帯の旧ただし書き所得（総所得金額から基礎控除額 43 万円を控除した額）の合計が 210 万円以下の世帯も「一般」の区分と同様となり 2 割負担と認定されます。）

また、同一世帯に後期高齢者医療制度に移行する人がいて現役並み所得者となった高齢者単身世帯の場合、住民税課税所得が 145 万円以上かつ収入 383 万円以上で後期高齢者医療制度に移行した旧国保被保険者も含めた収入合計が 520 万円未満の人は、「一般」の区分と同様となり、2 割負担となります。

※ 2 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の人（低所得 I 以外の人）

※ 3 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人

※ 注意事項

- ・ 外来では、個人ごとに病院、診療所、歯科、調剤薬局など、各医療機関に支払った一部負担金を合計し、限度額を超えた分を支給します。
- ・ 入院では、医療機関に 1 か月に支払う一部負担金は、世帯の限度額までとなります。
- ・ 世帯ごとの支給額は、まず個人ごとに外来の支給額を計算し、さらに入院の一部負担金と合わせて世帯の限度額を超えた分を支給します。
- ・ 入院時の食事代やベッド代などは対象外です。
- ・ 月の途中で後期高齢者医療制度へ移行した場合、移行した人の自己負担限度額は 2 分の 1 として計算します。

(b) 同じ世帯の 70 歳未満の方と合算できる場合

一つの世帯で、同じ月内に 70 歳以上 75 歳未満の方の負担額と、70 歳未満の方の一部負担金（21,000 円以上のものに限る）の合計が限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

※ ここでいう限度額は、70 歳未満の方の限度額です。

【申請に必要なもの】

- ① 領収書
- ② 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

c 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の限度額を適用後に、合算して下記の限度額を超えたときには、その超えた分が支給されます。ただし、計算した支給額が 500 円以下の場合には支給されません。

合算した場合の限度額（年額＜毎年 8 月～翌年 7 月＞）

70 歳未満の人

所得区分	限度額
旧ただし書所得 901 万円超	212 万円
旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
旧ただし書所得 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

70 歳以上 75 歳未満の人

所得区分	限度額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円
課税所得 145 万円未満 ※	56 万円
住民税非課税世帯	31 万円
住民税非課税世帯（所得が一定以下）	19 万円

※ 旧ただし書所得の合計額が 210 万円以下の場合も含む。

(オ) 厚生労働大臣の指定する特定疾病

厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、血液凝固因子製剤に起因する HIV 感染症、人工透析が必要な慢性腎不全）については、一つの医療機関で 1 か月 10,000 円※までの負担となります。

該当する方は医療機関の窓口で「特定疾病療養受療証」を提示する必要がありますので、国保医療課で交付を申請してください。

※ 慢性腎不全のうち 70 歳未満の上位所得者の負担額は 20,000 円

(カ) 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出生児 1 人ごとに 48 万 8 千円が申請により支給されます。（妊娠 85 日以上の死産・流産を含みます。）

産科医療補償制度の対象分娩の場合は 1 万 2 千円が加算されます。

※ 他の健康保険などからこれに相当する給付を受けられる場合を除きます。

【申請に必要なもの】

- ① 医療機関の交付する出産費用の領収・明細書の原本
- ② 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

（キ） 葬祭費の申請

国民健康保険の被保険者が死亡したとき、葬祭を行った方に 5 万円が支給されます。

【申請に必要なもの】

- ① 葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状、葬儀の領収書等）
- ② 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

（ク） 人間ドック健診料の助成

国民健康保険に加入している方で人間ドック健診時において、満年齢 30～75 歳未満で次に該当する方は、健診料が助成されます。

- ・ 人間ドック健診料が 20,000 円以上
（助成は健診料の半額で限度額は 20,000 円）
- ・ 大垣市特定健康診査の基本項目を満たした健診であること。
- ・ 納期到来分の保険料完納世帯の方
- ・ 申請は、健診を受診した日から 6 か月以内

※ 国保加入者 1 人につき年 1 回（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

【申請に必要なもの】

- ① 受診者の名前が入った領収書
- ② 健診結果票
- ③ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

（ケ） 移送費の支給

病気やケガなどで移動が困難な方が、医師の指示により、やむを得ず入院や転院などのために医療機関に移送されたときなどに、移送に要した費用が審査の上認められた場合に支給されます。

【申請に必要なもの】

- ① 医師の意見書
- ② 領収書
- ③ 口座番号のわかるもの（通帳など）
- ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 手続きにマイナンバーの記入が必要です。「マイナンバーカード」またはマイナンバーが確認できる書類をお持ちください。

(コ) 第三者行為

交通事故など、第三者の不法行為により傷害をうけたときの医療費は、原則として加害者が全額負担とすべきものですが、申請により、一時的に国民健康保険で治療を受けることができます。

ただし、後日、加害者に対し医療費の請求をしますので、必ず国保医療課に「第三者行為による診療開始届」を提出してください。

【申請に必要なもの】

- ① 交通事故証明書（原本）
- ② 同意書・誓約書等
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※ 国民健康保険に届け出る前に示談をしたり、加害者から医療費を受け取ったりすると、その取り決めや給付が優先し、国民健康保険から加害者に対して請求できなくなる場合があります。示談等の前に必ず、国保医療課へ相談してください。

- (サ) 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担について(生活療養費)
- 療養病床に入院する 65 歳以上の方は、食費・1 食 510 円、居住費・1 日 370 円を負担します。(低所得者などは負担が軽減されます)

エ 特定健康診査

特定健康診査は、各医療保険者が実施するもので、メタボリックシンドロームに着目したものです。その結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善が必要な方に対して、特定保健指導を行います。

(ア) 対象者

国保加入者で、40 歳から 75 歳未満の方（年度途中で脱退した方は除きます）

(イ) 受診方法

4 月の誕生月の方から順番に受診票を発送します。大垣市の指定医療機関にて事前予約のうえ、受診することができます。

(ウ) 健診項目

質問（問診：食事・運動習慣、服薬歴、喫煙歴など）、身体計測（身長、体重、BMI＜体格指数＞、腹囲＜内臓脂肪面積＞）、身体診察、血圧測定（収縮期血圧、拡張期血圧）、脂質検査（中性脂肪（空腹時又は随時）、HDL コレステロール、LDL コレステロール）、血糖検査（空腹時血糖及びヘモグロビン A1c）、肝機能検査（AST、ALT、γ-GT）、

尿検査（尿糖、尿蛋白、尿潜血）、腎機能検査（血清クレアチニン、尿酸）、貧血検査（赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値）、COPD健康調査

※ 心電図検査、眼底検査は、医師が必要と認めた場合実施します。

(エ) 受診者の負担金

一律 500 円（但し、年度末年齢 40 歳の方は無料）

(オ) 健診結果

受診月から約 2 か月～3 か月後に、健診結果を全員にお送りします。その結果、生活習慣の改善の必要性が高い方については、個々に特定保健指導を行います。対象者については、医療機関・市役所等にて保健指導を受けることとなります。

オ 特定保健指導

大垣市国民健康保険加入者で、特定健康診査において動機付け・積極的支援と判断された方に対して特定保健指導を実施します。

カ 届出・申請窓口

- ・ 国保医療課 国民健康保険グループ
- ・ 地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所（「第三者行為による診療開始届」、「特定健康診査」は除く）

キ お問い合わせ、相談等

国保医療課 国民健康保険グループ ☎47-8132

ク 審査請求

保険給付に関する処分又は保険料等に関する処分について不服がある被保険者の方は、岐阜県国民健康保険審査会に審査請求ができます。

岐阜県国民健康保険審査会

健康福祉部国民健康保険課

〈電話番号〉管理・国保運営係 058-272-8434

国保支援係 058-272-8343

〈所在地〉 岐阜市藪田南 2 丁目 1 番 1 号

(2) 大垣市国民健康保険診療所（上石津診療所）

国民健康保険診療所は、国保事業の根幹である療養の給付を行う必要から設置され、地域医療の推進を図っています。また、保健センターとの効率的な連携により、包括的な保健医療サービスを行う拠点として保健事業の一翼を担っています。

〈所 在 地〉大垣市上石津町上原 1438 番地

〈電話番号〉0584-45-2014

〈診療時間〉午後 2:00～5:00

〈休 診 日〉火・土・日・国民の祝日・年末年始

第7章 国民年金

第7章 国民年金

1 国民年金

(1) 国民年金

ア 適用

(ア) 強制加入

国民年金は、日本に住民登録のある 20 歳以上 60 歳未満の方は必ず加入しなければなりません。

a 第1号被保険者

【対象者】 自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、無職などの
20歳以上60歳未満の方など

【保険料】 国民年金保険料は各自で納めます。

【届出先】 国保医療課 年金グループ ☎47-8129

b 第2号被保険者

【対象者】 厚生年金・共済組合に加入している会社員・公務員の方

【保険料】 厚生年金保険料・共済年金掛金として給料から天引きされます。

【届出先】 勤務先が加入手続きをします。

c 第3号被保険者

【対象者】 第2号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の
配偶者

【保険料】 国民年金保険料は自分で納める必要はありません。

【届出先】 配偶者の勤務先から、日本年金機構に届出されます。

(イ) 任意加入

加入義務のない方でも、条件により加入することができます。

【対象者】

- ・ 海外転出している 20 歳以上 65 歳未満の日本人
- ・ 過去に未納期間などがあり、満額の老齢基礎年金を受けることができない方で、日本に住民登録のある 60 歳以上 65 歳未満の方
- ・ 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、65 歳に達しても年金受給資格期間が足りない方は 70 歳になるまでの間加入できます。

【保険料】 国民年金保険料は各自で納めます。

【届出先】 国保医療課 年金グループ ☎47-8129

(ウ) 付加年金

定額保険料（17,510 円）に月額 400 円の付加保険料を上乗せして納めると、1 か月あたり（200 円×付加保険料納付済月数）で計算された額が老齢基礎年金に加算されます。

イ 保険料

(ア) 納付

第1号被保険者と任意加入被保険者には、日本年金機構から納付書が送付されます。年齢・所得に関係なく保険料は一律です。

【国民年金保険料額】

- ・ 定額保険料・・・1か月 17,510円
- ・ 付加保険料・・・1か月 400円

【納め方】納付書により、全国の銀行、ゆうちょ銀行、農業協同組合、信用金庫、信用組合、労働金庫、コンビニエンスストアなどでの納付及びスマートフォンアプリを利用した電子（キャッシュレス）決済での納付もできます。また、申し込みをすれば、指定の金融機関の口座から自動的に引き落とす口座振替やクレジットカードによる納付もできます。

保険料は毎月納めることになっていますが、保険料が割引される前納制度「2年前納・1年前納・6か月前納」があります。さらに、口座振替の毎月納付でも「当月末振替（早割）」制度には月60円の割引があります。

前納額（自主納付） 納付書で納める場合

前納期間	定額前納	割引額	付加付前納	割引額
前納1月	17,510円	0円	17,910円	0円
前納2月	34,960円	60円	35,760円	60円
前納3月	52,360円	170円	53,560円	170円
前納4月	69,700円	340円	71,290円	350円
前納5月	86,980円	570円	88,970円	580円
前納6月	104,210円	850円	106,590円	870円
前納7月	121,380円	1,190円	124,150円	1,220円
前納8月	138,490円	1,590円	141,650円	1,630円
前納9月	155,550円	2,040円	159,100円	2,090円
前納10月	172,550円	2,550円	176,490円	2,610円
前納11月	189,500円	3,110円	193,830円	3,180円
前納12月	206,390円	3,730円	211,100円	3,820円

【お問い合わせ先】大垣年金事務所

〈所在地〉大垣市八島町114番地2

〈電話番号〉78-5166

(イ) 免除

第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方には、状況に応じて本人等の前年所得により納付が免除あるいは猶予される制度があります。希望する場合は申請が必要です。

※ 任意加入者は、免除制度は適用されません。

a 法定免除

障害年金の受給者や生活保護法による生活扶助を受けている日本人などは、原則保険料が全額免除されます。

年金額を計算する場合、法定免除期間は8分の4（平成21年3月分以前は6分の2）の額になります。

b 申請免除

本人、配偶者、世帯主の前年所得に応じて、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

申請により、日本年金機構が前年所得などを基に審査し、判定基準を満たすと承認されます。承認期間は、7月から翌年6月までです。

年金額を計算する場合、全額免除期間は8分の4（平成21年3月分以前は6分の2）の額、4分の3免除期間は4分の1の額を納付すると8分の5（平成21年3月分以前は6分の3）の額、半額免除期間は半額を納付すると8分の6（平成21年3月分以前は6分の4）の額、4分の1免除期間は4分の3の額を納付すると8分の7（平成21年3月分以前は6分の5）の額になります。

※ 災害、失業、倒産などを理由とするときは特例措置があります。

別に雇用保険被保険者離職票などの書類が必要となりますので、詳しくは申請窓口にお問い合わせください。（納付猶予、学生納付特例も同様です。）

申請免除承認の前年所得のめやす

世帯員数※	全額免除	3 / 4 免除	半額免除	1 / 4 免除
単身世帯	67 万円	103 万円	151 万円	199 万円
2 人世帯	102 万円	152 万円	205 万円	257 万円
4 人世帯	172 万円	240 万円	292 万円	345 万円

※ 世帯員数は本人と地方税法上の扶養者の数です。

c 納付猶予

50 歳未満の方で、本人、配偶者の前年の所得が全額免除の基準以下の場合、申請により納付の猶予を受けることができます。承認期間は、7月から翌年の6月までです。

年金額を計算する場合、納付猶予承認期間は、年金を受けるための期間には算入されますが、年金額には反映されません。

d 学生納付特例

学生で、本人の前年所得が128万円以下の場合、申請により4月から翌年の3月までの期間、納付の猶予を受けることができます。対象となるのは、大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校及び各種学校（学校教育法に規定されるもの。修業年限が1年以上の課程に限る。）の学生です。

年金額を計算する場合、学生納付特例承認期間は年金を受けるための期間には算入されますが、年金額には反映されません。

e 追納

免除や納付猶予、学生納付特例等の承認を受けた期間の保険料は、10 年以内であればさかのぼって納めることができます。追納する場合の月は任意に選択できず、先に経過している月の分から納めます。追納額は、当時の保険料に政令で定める率を乗じて算出します。

令和 7 年度中に追納する場合の追納額

対象期間	保険料月額	追納月額 (全額)	追納月額 (半額)
平成 27 年度分	15,590 円	15,930 円	7,960 円
平成 28 年度分	16,260 円	16,600 円	8,300 円
平成 29 年度分	16,490 円	16,820 円	8,400 円
平成 30 年度分	16,340 円	16,650 円	8,330 円
平成 31 年度分	16,410 円	16,710 円	8,350 円
令和 2 年度分	16,540 円	16,820 円	8,410 円
令和 3 年度分	16,610 円	16,860 円	8,420 円
令和 4 年度分	16,590 円	16,740 円	8,360 円
令和 5 年度分	16,520 円	16,520 円	8,260 円
令和 6 年度分	16,980 円	16,980 円	8,490 円
令和 7 年度分	17,510 円	17,510 円	8,760 円

f 継続申請

全額免除または納付猶予が承認された方で、あらかじめ継続申請を希望された場合は、当年度以降あらためて申請を行う必要はありません。ただし、災害、失業、倒産などの理由による申請の場合は、継続申請の対象となりません。

g 届出・申請窓口

- ・ 法定免除の届出
 - ・ 納付免除の申請
 - ・ 納付猶予の申請
 - ・ 学生納付特例の申請
 - ・ 追納
-
- }

国保医療課 年金グループ

☎47-8129
- 大垣年金事務所 **☎78-5166**

ウ 給 付

(ア) 老齢基礎年金

保険料を納めた期間等（支給要件）が原則 10 年以上ある方が、65 歳になって受けられる年金です。

【支給要件】

次の①～⑦を合計して、原則として 10 年以上の期間が必要

- ① 国民年金の保険料を納めた期間
- ② 免除の承認を受けた期間
- ③ 納付猶予の承認を受けた期間
- ④ 学生納付特例の承認を受けた期間
- ⑤ 任意加入できる方が加入しなかった期間（カラ期間）など
- ⑥ 原則昭和 36 年 4 月以後の厚生年金、共済組合の加入期間
- ⑦ 第 3 号被保険者であった期間

【支給開始年齢】

支給開始年齢は 65 歳です。ただし、60 歳から減額された年金の繰上げ受給や、66 歳以後から増額された年金の繰下げ受給をすることができます。

※ 繰上げ・繰下げ受給を選択すると一生同じ受給率です。また繰上げ受給の場合は、障害基礎年金・寡婦年金の請求等ができなくなります。

【繰上げ受給率】

○昭和 37 年 4 月 2 日以降に生まれた方

(数字は%)

年齢	0 か月	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	10 か月	11 か月
60 歳	76	76.4	76.8	77.2	77.6	78	78.4	78.8	79.2	79.6	80	80.4
61 歳	80.8	81.2	81.6	82	82.4	82.8	83.2	83.6	84	84.4	84.8	85.2
62 歳	85.6	86	86.4	86.8	87.2	87.6	88	88.4	88.8	89.2	89.6	90
63 歳	90.4	90.8	91.2	91.6	92	92.4	92.8	93.2	93.6	94	94.4	94.8
64 歳	95.2	95.6	96	96.4	96.8	97.2	97.6	98	98.4	98.8	99.2	99.6
65 歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

○昭和 37 年 4 月 1 日以前に生まれた方

年齢	0 か月	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	10 か月	11 か月
60 歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61 歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62 歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63 歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64 歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65 歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

【繰下げ受給率】

(数字は%)

年齢	0 か月	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	8 か月	9 か月	10 か月	11 か月
65 歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66 歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67 歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68 歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69 歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70 歳	142	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149	149.7
71 歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156	156.7	157.4	158.1
72 歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
73 歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
74 歳	175.6	176.3	177	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
75 歳	184 (以降同じ)											

【年金額】満額＝831,700 円

20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間すべて納めて満額になります。

a 老齢基礎年金の計算式

- 平成 21 年 4 月分以降の保険料免除期間を有する場合

$$831,700 \text{ 円} \times \frac{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{全額免除・} \\ \text{法定免除月数} \end{array} \times 4/8 + \frac{\begin{array}{c} 3/4 \text{ 免除月数} \\ \times 5/8 \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{半額免除月数} \\ \times 6/8 \end{array} + \frac{\begin{array}{c} 1/4 \text{ 免除月数} \\ \times 7/8 \end{array}}{40 \text{ 年 (または加入可能年数 ※)} \times 12 \text{ 月}}$$

- 平成 21 年 3 月分以前の保険料免除期間を有する場合

$$831,700 \text{ 円} \times \frac{\begin{array}{c} \text{保険料} \\ \text{納付済月数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{全額免除・} \\ \text{法定免除月数} \end{array} \times 2/6 + \frac{\begin{array}{c} 3/4 \text{ 免除月数} \\ \times 3/6 \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{半額免除月数} \\ \times 4/6 \end{array} + \frac{\begin{array}{c} 1/4 \text{ 免除月数} \\ \times 5/6 \end{array}}{40 \text{ 年 (または加入可能年数 ※)} \times 12 \text{ 月}}$$

※ 両期間ともに免除期間がある場合は、期間に応じて上記の計算割合を分子に組み合わせて計算することになります。

※ 「加入可能年数」とは、国民年金に加入しなければならない全期間のこととて現在は 40 年です。しかし、国民年金制度が発足した当時（昭和 36 年 4 月 1 日）、20 歳以上の方は、60 歳までに 40 年間加入することができないため、加入可能年数の短縮制度が設けられています。

【請求窓口】

- ・ 第1号被保険者期間のみの方 → 国保医療課
年金グループ ☎47-8129
- ・ 第2号被保険者期間または第3号被保険者期間を含む方
→ 大垣年金事務所 ☎78-5166

(イ) 障害基礎年金

国民年金に加入している間や、20歳前の病気やけがなどによって、一定以上の障がいが残ったときに支給されます。

【対象者】 次の①②どちらかに該当する方

- ① 初診日において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していること。
- ② 20歳前に障がい者となった方（この場合、本人の所得により支給制限があります。）

【支給要件】 次の①②どちらかに要件を満たすこと

- ① 初診日の前日において、初診日の前々月までの期間について、保険料納付済期間（保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間を含む。）が加入期間の3分の2以上あること。なお、特例として、令和8年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。
- ② 20歳前に初診日があること。

【障がいの認定】

障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日）に、法令で定められている障害等級表の1級または2級の障がいの状態にあるかどうかで認定されます。障害認定日に該当しない方は、その後65歳に達する日の前日までに2級以上に該当したとき（事後重症）は支給されます。ただし、事後重症による障害基礎年金は、65歳に達する前に請求する必要があります。

【年金額】

- ・ 1級・・・1,039,625円
- ・ 2級・・・831,700円

障害基礎年金受給者によって生計を維持されている子（18歳に達した年度末まで。障がいのある子は20歳未満）があるときには、次の額が加算されます。

加算対象の子	加算額
2人まで（1人につき）	各 239,300円
3人以降（1人につき）	各 79,800円

【請求窓口】

- | | | |
|-----------------|---|--------------------------|
| ・ 初診日が第1号被保険者期間 | } | 国保医療課
年金グループ ☎47-8129 |
| ・ 初診日が20歳前 | | |
| ・ 初診日が第2号被保険者期間 | } | 大垣年金事務所 ☎78-5166 |
| ・ 初診日が第3号被保険者期間 | | |

(ウ) 遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした方が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた遺族（子のある配偶者、または子）に支給されます。

【対象者】 次の①～④いずれかに該当する方が死亡したとき

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満の方
- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方

【支給要件】 ①②の場合は、死亡日の前々月までの期間において、保険料納付済期間（保険料免除承認期間、納付猶予承認期間、学生納付特例承認期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。なお、特例として、死亡日が令和8年3月31日以前の場合は、死亡日の前々月までの直近1年間に未納期間がないこと。

③④の場合は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上あること。

【遺族の範囲】

遺族基礎年金を受けることができる遺族は、死亡した人によって生計を維持されていた次の方です。なお、優先順位は①が先で、①がいない場合は②が受けることができます。

- ① 死亡した方の配偶者であって、18歳まで（18歳に達した年度末になるまで）の子または20歳未満で障害年金の障害等級表の1級または2級の障がいがある子と生計を同じくしている配偶者
- ② 死亡した方の子であって、18歳まで（18歳に達した年度末になるまで）の子または20歳未満で障害年金の障害等級表の1級または2級の障がいがある子

【年金額】**a 子のある配偶者に支給される年金額**

子の数	年金額
1人のとき	1,071,000 円
2人のとき	1,310,300 円
3人以上	2人のときの額に1人につき79,800 円を加算

b 子のみの場合に支給される年金額

子の数	年金額
1人のとき	831,700 円
2人のとき	1,071,000 円
3人以上	2人のときの額に1人につき79,800 円を加算

【請求窓口】 国保医療課 年金グループ ☎47-8129**(エ) 寡婦年金**

第1号被保険者期間のみで、納付済期間と免除承認を受けた期間（納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間は除く）とを合わせて10年以上ある夫が死亡した場合、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）に、60歳から65歳になるまで支給されます。

ただし、死亡した夫が障害基礎年金や老齢基礎年金などを受けていた場合、また、妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けている場合は、支給されません。

【年金額】 夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金の4分の3の額

【請求窓口】 国保医療課 年金グループ ☎47-8129**(オ) 死亡一時金**

第1号被保険者として、死亡日前に保険料を納付した月数等（一部免除承認期間を含む。）が、36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合、死亡した方と生計を同じにしていた遺族に支給されます。

なお、死亡一時金を受ける方の順位は①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹となっており、先順位の人が受けられない場合は後順位の方に支給されます。

【死亡一時金の額】

保 険 料 納 付 済 期 間	金 額
36 月以上 180 月未満	120,000 円
180 月以上 240 月未満	145,000 円
240 月以上 300 月未満	170,000 円
300 月以上 360 月未満	220,000 円
360 月以上 420 月未満	270,000 円
420 月以上	320,000 円

【請求窓口】 国保医療課 年金グループ ☎47-8129

(力) 脱退一時金

第1号被保険者として保険料を納付した月数（一部免除承認期間を含む。）が実質6月以上ある、または厚生年金の被保険者期間が6月以上あり、老齢基礎年金を受けることができない外国人は、被保険者の資格を喪失し、日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば脱退一時金が支給されます。

ただし、障害基礎年金などを受けたことがある場合には支給されません。

【請求窓口】 大垣年金事務所 ☎78-5166

(2) 年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

ア 老齢年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税である
- ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が 889,300 円(昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 887,700 円)以下である

【給付額(月額)】

給付額は、保険料納付済み期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額です。

- ① 保険料納付済み期間に基づく額 $5,450 \text{ 円} \times \text{保険料納付済み期間} / 480 \text{ 月}$
- ② 保険料免除期間に基づく額 $11,551 \text{ 円} \times \text{保険料免除期間} / 480 \text{ 月}$

イ 障害者年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 障害基礎年金を受けている
- ② 前年の所得が 4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円 以下である

【給付額】

- ① 障害等級 1 級の方 6,813 円
- ② 障害等級 2 級の方 5,450 円

ウ 遺族年金生活者支援給付金

【対象者】

- ① 遺族基礎年金を受けている
- ② 前年の所得が 4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円 以下である

【給付額】

5,450 円

(3) 特別障害給付金制度

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

【対象者】

- ① 平成 3 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和 61 年 3 月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）または受給等をしていた方の配偶者

※ 上記①または②に該当する方であって、当時、任意加入していなかった期間内に障がいの原因となった傷病の初診日があり、現在障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態にある方。ただし、65 歳到達前までに障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいに該当されていた方に限ります。

※ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

【支給額】

- ・ 1 級相当・・・月額 56,850 円
- ・ 2 級相当・・・月額 45,480 円

【備 考】

- ・ 本人の所得により、支給が全額または半額に制限されることがあります。
- ・ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受けている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、支給されません。）
- ・ 経過的福祉手当を受けている方が、特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格は喪失します。
- ・ この給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からになります。

【請求手続の窓口】 国保医療課 年金グループ ☎47-8129

【審査決定・問い合わせ先】 大垣年金事務所 ☎78-5166

第 8 章 健 康 福 祉

第8章 健康福祉

1 健康づくり

(1) 食生活改善

健全な食生活により生活習慣を見直し、生活習慣病の予防を図ることを目的に、地域住民の生涯を通じた健康づくりの担い手となる食生活改善推進員の養成と育成のための教室を開催しています。

また、各地区で食生活改善推進員が子どもの頃から食について関心が持てるように、おやこの食育教室や、65 歳以上の高齢者を対象として「要介護状態」にならないために、「食べること」を支援する健康教室を実施しています。

ア ヘルスメイト養成講座 【保健センター ☎75-2322】

食生活改善・総合的な健康づくりのボランティア活動の進め方など、食生活改善推進員となるための必須事項を学びます。

イ 食生活教室

食生活改善推進員に対し、継続的に普及活動ができるよう講習会を開催します。

ウ 地区伝達講習

各地域で食生活改善推進員が、指導者として生活習慣病予防や子どもの食育を目的とした講習会を、地区住民を対象に開催します。

エ ミニ健康展

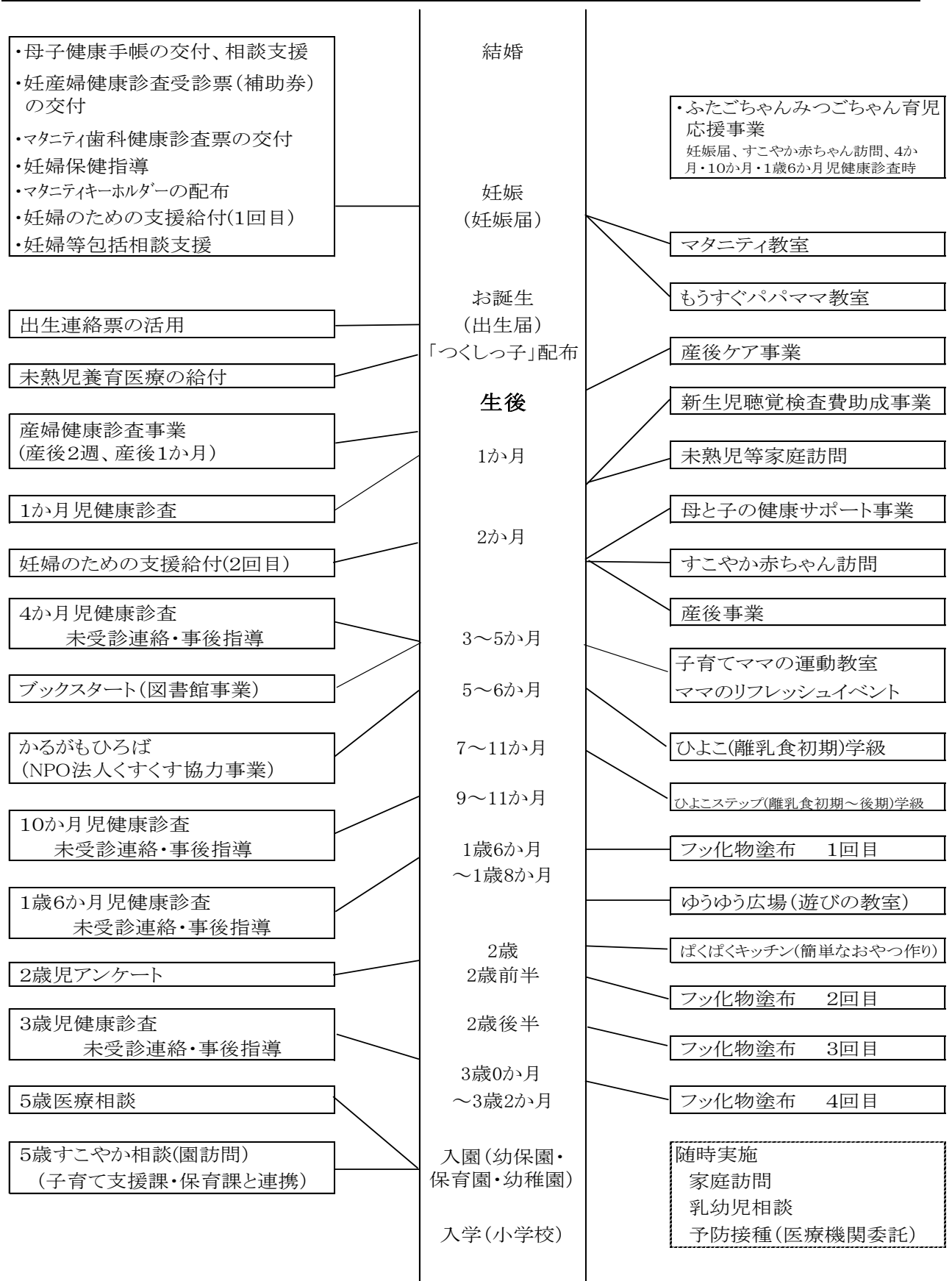
地区センターなどと連携を取り、食生活改善推進員が地区センターまつり等で多くの人々に食生活改善を呼びかけます。

オ 対話・訪問

食生活改善推進員が地域の住民に、食に対する知識等を普及します。

2 母子保健

(1) 母子保健事業体系



(2) 保健指導・健康教育

ア 母子健康手帳の交付 【こども家庭センター ☎75-2328】

健康診査・保健指導・予防接種などを記録し、母と子の健康を守ることに役立てるため交付しています。交付時に、保健指導を実施し、母子保健の向上を図っています。

【対 象 者】 妊娠の届出をされた方

【実施場所】 こども家庭センター（市役所子育て支援課内）
上石津保健センター、墨俣保健センター

【指導内容】

- ・ 母子健康手帳の活用方法
- ・ 妊娠中に気をつけること
- ・ 保健センター事業の紹介
- ・ マタニティキーホルダーの配布
- ・ 妊産婦健康診査のすすめ
- ・ マタニティ 歯科健康診査のすすめ
- ・ マタニティ教室、もうすぐパパママ教室受講のすすめ
- ・ 妊婦支援給付金の受付

イ マタニティ教室・もうすぐパパママ教室 【保健センター ☎75-2322】

妊娠、出産、育児に対する正しい知識を伝えます。妊婦同士が友達になり、和やかな雰囲気の中で精神的支持が得られるようにします。不安を除き自信をもたせ、夫婦で共に主体性のある妊娠、出産、育児を考えていけるようにしています。

（ア） マタニティ教室

- ・ 妊娠 5～7 か月の妊婦（事前申し込みが必要です。）
- ・ 偶数月に 1 回

（イ） もうすぐパパママ教室

- ・ 妊娠 6～8 か月の妊婦とその家族（事前申し込みが必要です。）
- ・ 奇数月に 1 回（土曜日の午前）

【実施場所】 大垣市保健センター

【受 講 料】 無料

ウ 子育てママの運動教室 【墨俣保健センター ☎62-3112】

産後女性の体力の回復、体形の回復、産後うつ予防、育児不安の軽減を目的とした運動教室を行っています。

【対 象 者】 産後 4 か月～1 年未満の女性（電子申請サービスで事前申し込みが必要です。）

【実施場所】 墨俣保健センター

【内 容】 健康講話、運動、座談会

【実施回数】 毎月 1 回

【受 講 料】 無料

エ ひよこ(離乳食初期)学級	【保健センター ☎75-2322】
-----------------------	--------------------------

1歳頃までの保健指導(離乳食・育児・事故防止)を実施することにより、健全な育児を支援しています。

【対象者】生後5～6か月児の保護者(事前申し込みが必要です)

【実施場所】大垣市保健センター

【内容】保健指導・栄養指導

【実施回数】毎月1回

【受講料】無料

オ ひよこステップ(離乳食中期～後期)学級	【保健センター ☎75-2322】
------------------------------	--------------------------

離乳食をすすめる過程で生じた保護者の不安や悩みを解消するために栄養相談を行い、子どもの健全な発育を支援しています。

【対象者】生後7～11か月児の保護者(事前申し込みが必要です)

【実施場所】大垣市保健センター

【内容】離乳食中期～後期の進め方・栄養相談・歯科指導

【実施回数】毎月1回

【受講料】無料

カ 乳幼児相談

乳幼児の身体発育、精神発達などの相談に対し助言指導を行い、健全な乳幼児の育成を図っています。

【対象者】相談希望者(事前申し込みが必要です)

【実施場所】各保健センター

【内容】発育発達相談・栄養指導・保健指導・歯科指導

【実施回数】

・大垣地域 : 毎週水曜日

・上石津地域 : 月末火曜日

・墨俣地域 : 月末火曜日

【相談・指導料】無料

キ 5歳すこやか相談

幼児期の精神発達等の相談に対する助言指導を行うことにより、保護者の不安を軽減し、お子さんが健やかに育つことができるよう支援しています。

【対象者】年中児年齢の幼児等

【実施場所】幼保園、保育園、幼稚園及び大垣市保健センター

【内容】育児相談・医療相談

【実施回数】育児相談 : 随時

医療相談 : 毎月1回

【相談料】無料

ク ゆうゆう広場（遊びの教室）	【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】
------------------------	---------------------------------

精神・運動発達面等において、継続的支援の必要な幼児とその保護者に対し、遊びを通して幼児の健全な発達を促します。また保護者の育児相談に対し助言指導を行うことにより、健全な育児を支援しています。

【対 象 者】

- ・ 1 歳 6 か月児～3 歳児とその保護者
- ・ 健康診査等で観察が必要と判定された幼児で保護者の参加への理解が得られた方

【実施場所】 大垣市保健センター

【内 容】 遊びを通しての育児支援・発達及び育児相談

【実施回数】 1 クール 4 回

【指 導 料】 無料

ケ フッ化物塗布	【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】
-----------------	---------------------------------

歯科疾患についての知識の普及とともに、乳歯のう歯予防への意識の向上を図り、健全な発育発達を促しています。

【対 象 者】 1 歳 6 か月児～3 歳 2 か月児（事前申込みが必要です）

【実施場所】 大垣市保健センター

【内 容】 プラークテスト・歯みがき指導・歯科健診・フッ化物塗布

【実施回数】 毎月 1 回

【塗 布 料】 無料

コ 2 歳児アンケート

精神発達面において、継続的支援の必要な幼児の保護者に対し、アンケートを通して児の成長発達を確認してもらい、必要に応じて支援しています。

【対 象 者】 1 歳 6 か月児健康診査等において精神発達面で観察が必要となった児の保護者

【内 容】

- ・ 保護者にアンケートを記入してもらい、児の発達を振り返ってもらう。
- ・ 電話等で状況確認をし、必要に応じて育児支援を行う。

サ こども未来部と連携して実施する相談支援

【こども家庭センター（子育て支援課内）と協働で実施する相談】

妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行うため、妊娠、出産、育児に関する相談や情報提供を行っています。

【地域子育て支援センターにおける相談】

- ・ 墨俣こども園・牧田こども園・荒崎こども園
- ・ わかたけ保育園・木の花保育園・ながさわこども園

【子育てサロンにおける相談】

- ・ 西地区センター・赤坂地区センター・中川ふれあいセンター

【子育てひろば ピョピョ】

- ・ 認定こども園、保育園、幼稚園

(3) 健康診査

ア 妊婦健康診査

貧血・妊娠高血圧症候群等の早期発見と健やかな妊娠と安全な分娩のため、医療機関等で受診した妊婦健康診査に対し、公費負担をしています。

【内容（受診票種別）と補助回数】

合計 15 回（ただし 15 回目の対象者は、予定日を過ぎた方、多胎児出産の方、里帰り等で転院した方に限る）

また、多胎妊婦の方を対象に、基本妊婦健康診査、超音波検査の 2 回分を追加で発行しています。

- ① 基本妊婦健康診査、初回血液検査 (HTLV-1 抗体検査含)、子宮がん検診 1 回
- ② 基本妊婦健康診査 5 + 1 回
- ③ 基本妊婦健康診査、超音波検査 4 回
- ④ 基本妊婦健康診査、血算 1 回
- ⑤ 基本妊婦健康診査、血算、血糖 1 回
- ⑥ 基本妊婦健康診査、クラミジア抗原検査 1 回
- ⑦ 基本妊婦健康診査、GBS 検査 1 回

【公費負担】受診票に記載の項目

【助成方法】

- ・母子健康手帳交付時に受診票を交付し、医療機関等受診時に本人が受診票を提出することで助成が受けられる。
- ・委託医療機関外の医療機関等で健診を受診された場合は、「妊婦健康診査事業補助金交付要綱」により、補助をする。

イ 妊活検査費の助成

妊娠を希望している夫婦が早めに検査を受け、必要に応じて適切な治療に踏み出すことを後押しするため、保険適用にならない妊活検診費用の助成をしています。

【対象者】次の条件をいずれも満たす夫婦

- ・検査実施日と補助申請時に婚姻関係（事実婚関係にあるものを含む）があり、市内に住所を有する
- ・検査実施日における妻の年齢が 43 歳未満

【対象検査・検査内容】

・精液検査

精液を採取し、精子の数・運動率・形（奇形の有無・状態）や精液の量などを調べる検査

・抗ミュラー管ホルモン（AMH）検査

血液検査により卵巣が赤ちゃんになりうる卵子をどれぐらい排卵する能力があるかを知ることができる検査

※検査はそれぞれ単独で利用可

【助成金額】

- ・精液検査 上限 4,000 円（生涯に 1 回）
- ・抗ミューラー管ホルモン（AMH）検査 上限 8,000 円（年度に 1 回）

【申請方法】

医療機関窓口で、検査費用をお支払いいただいた後、検査日から 6 か月以内に申請手続きをしていただくと、指定された銀行口座に振り込みます。
申請時の持ち物・領収書・明細書・印鑑・口座確認書類

ウ 産婦健康診査

産後の心身の回復や授乳状況など母親の健康状態の確認のため、医療機関等で受診した産婦健康診査に対し、公費負担をしています。

【対象者】市内住民登録がある産後 8 週までの方 ※死産・流産を含む。

【内容と補助回数】

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）
概ね産後 2 週間と 1 か月の時期の 2 回

【公費負担】 1 回あたり上限 5,000 円

【助成方法】

- ・母子健康手帳交付時に受診票を交付し、医療機関等受診時に本人が受診票を提出することで助成が受けられる。
- ・委託医療機関外の医療機関等で健診を受診された場合は、受診費用を負担し、事後、償還払いをする。

エ 産後ケア事業

【こども家庭センター ☎ 7 5 - 2 3 2 8】

産後の母子に対する心身のケア、育児のサポート等を行うことにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、通所型・宿泊型・訪問型の産後ケア事業を行っています。

【対象者】

出産後 1 年未満の母親とその乳児で産後ケアを必要とする者（早産児 は出産予定日を基準とする）

ただし、感染性疾患（麻疹、風疹、インフルエンザ等）に罹患している者や心身の不調があり、医療的介入の必要がある者（医師が事業において対応が可能であると判断した場合を除く。）は、事業の対象者としな

【実施場所】 委託助産所・産科医療機関

【内 容】

授乳や沐浴等の育児相談、乳房に関する相談や指導、乳児の発育・発達等の相談、母親のからだやこころの健康管理

【利 用 料】 通所型：1 回あたり 3,300 円

宿泊型：1 回あたり 7,500 円

訪問型：1 回あたり 2,700 円

オ マタニティ歯科健康診査

妊婦のための歯科健康診査を実施しています。

【対 象 者】妊婦（事前に医療機関への申し込みが必要です）

【実施場所】市内委託医療機関

【内 容】口腔診査・口腔衛生指導

【実施時期】4月から3月まで

【受 診 料】300 円

カ 新生児聴覚検査費の助成

【保健センター ☎75-2322】

聴覚障がいを早期に発見し、できるだけ早い段階での適切な療育が受けられるようにするため、新生児を対象に産婦人科等で行う「耳のきこえ」の検査に対し、助成金を交付しています。

【対 象 者】新生児等の保護者であって、検査日時点で大垣市に住所がある方

【実施場所】検査機器のある産科医療機関

【内 容】産科医療機関で実施した聴覚検査

【助 成 額】検査費のうち2,300 円（上限）

【助成方法】

- ・ 県内委託医療機関で受診し、補助券を提出した場合、検査費用から2,300 円を控除した金額を支払う
- ・ 上記以外の場合は、検査費用を自己負担し、事後、償還払い

キ 1 か月児健康診査

生後1 か月頃における疾病の早期発見及び発育発達を確認し、その結果に基づく指導等を行うことで、お子さんが健やかに育つことができるように、医療機関等で受診した1 か月児健康診査に対し、公費負担しています。

【対 象 者】

市内住民登録がある出生後27 日を超え、生後6 週に達しないお子さん

【内 容】

身体発育状況、栄養状況、疾病及び異常の有無、新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2 投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与

【公費負担】健診費用のうち上限6,000 円

【助成方法】

- ・ 母子健康手帳交付時に交付された受診票を、医療機関等受診時に受診票を提出することで助成が受けられる。
- ・ 委託医療機関外の医療機関等で健診を受診された場合は、受診費用を負担し、事後、償還払いをする。

ク 4 か月児健康診査

乳児期前半における疾病（股関節脱臼、心疾患等）の早期発見及び発育発達を確認し、その結果に基づく保健指導、栄養指導、予防接種に関する指導等を行い、お子さんが健やかに育つことができるよう支援しています。

【対象者】 3～5 か月児

【実施場所】 各保健センター

【内 容】 診察（内科）・身体測定・問診・栄養、育児指導・
ブックスタート（図書館事業）

【実施回数】

・大垣地域：毎月2回

・上石津地域、墨俣地域：偶数月

【受診料】 無料

ケ 10 か月児健康診査

乳児期後半における疾病（高度難聴、股関節脱臼、心疾患等）の早期発見及び発育発達を確認し、その結果に基づく保健指導、栄養指導、予防接種に関する指導等を行い、お子さんが健やかに育つことができるよう支援しています。

【対象者】 9～11 か月児

【実施場所】 各保健センター

【内 容】 診察（内科）・身体測定・問診・栄養指導・歯科指導・
運動発達指導・育児指導

【実施回数】

・大垣地域：毎月3回

・上石津地域、墨俣地域：偶数月

【受診料】 無料

コ 1歳6か月児健康診査

疾病の早期発見と軽度あるいは境界領域の運動・精神発達の遅れを発見し、適切な指導を行い、お子さんが健やかに育つことができるよう支援しています。また、歯科健診により、う歯予防に努めています。

【対象者】 1歳6か月～1歳8か月児

【実施場所】 各保健センター

【内 容】 診察（内科・歯科）・身体測定・問診・栄養指導・歯科指導・
育児指導・療育指導

【実施回数】

・大垣地域：毎月3回

・上石津地域：偶数月、墨俣地域：奇数月

【受診料】 無料

サ 3歳児健康診査

内科及び歯科健診を行うとともに、視聴覚検査・尿検査による総合的健診により、疾病の発見とお子さんが健やかに育つことができるよう

支援しています。

【対 象 者】 3 歳～3 歳 2 か月児

【実施場所】 各保健センター

【内 容】 診察（内科・歯科）・身体測定・問診・尿検査・視聴覚検査・
栄養指導・歯科指導・育児指導・療育指導

【実施回数】

・大垣地域：毎月 3 回

・上石津地域：偶数月、墨俣地域：奇数月

【受 診 料】 無料

(4) 家庭訪問

妊産婦・新生児・未熟児及び各乳幼児健康診査の結果、指導の必要な方などに対して家庭訪問を実施し、生活状況等を把握するとともに保健指導を行い、母子の健康管理を図っています（一部「すこやか赤ちゃん訪問」を含む）。

【指 導 料】 無料

(5) すこやか赤ちゃん訪問

生後 4 か月を迎えるまでの乳児の家庭を保健師、助産師、すこやか赤ちゃん訪問員（母子保健推進員、看護師等）が訪問し、子育てに関する不安や悩みを聞き、適切なサービスの利用に結びつくよう支援しています。

第 2 子以降は、すこやか赤ちゃん訪問員に依頼し、実施しています。

【指 導 料】 無料

(6) ふたごちゃんみつごちゃん育児応援事業

多胎児出産と育児における不安の軽減ならびに身体的・精神的・社会的な負担の軽減を図ることにより、楽しく安心して出産・育児ができるよう支援しています。

【対 象 者】 大垣市に住所がある多胎児家庭

【実施場所】 各保健センター

【内 容】 NPO 法人ぎふ多胎ネットのコーディネーターによるすこやか赤ちゃん訪問、ピアサポート訪問及び 4 か月児・10 か月児・1 歳 6 か月児健康診査でのサポートと相談

【実施回数】 年間各 8 回（見込）

【サポート料】 無料

(7) 母子保健推進員活動

4 か月児健康診査、10 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査での身体測定、ひよこ（離乳食初期）学級、ゆうゆう広場（遊びの教室）、子育てママの運動教室でのお子さんの一時預かりを主な活動としています。また、地区活動として、母子保健の問題把握等を行います。

⑧ 未熟児養育医療の給付 **【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】**

養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療費の一部を給付しています。

【対象者】 未熟児として出生した乳児（1 歳に達する前日までの児）で、大垣市に住所がある方

【対象となる医療】 指定医療機関における入院医療

【内 容】 医療保険適用の医療費（保険負担の残額）及び食事療養費（一部）の給付

※世帯の所得水準に応じて自己負担金が発生しますが、市が実施する福祉医療費助成金から振り替えることができます。

⑨ 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談事業 **【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】**

妊婦の身体的・精神的・経済的負担を軽減し、相談支援や保健指導を通じて、安心して子供を生み、育てることのできる環境を整備します。

ア 妊婦支援給付（1 回目）

【対象者】（以下すべてに該当する方）

- ・令和 7 年 4 月 1 日以降医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届出をした方
- ・申請日時点で大垣市に住民票がある方
- ・他の自治体で同一の給付金を受給していない方

※令和 7 年 4 月 1 日以降に流産・死産・人工中絶を経験された場合も胎児心拍が確認されていれば対象となります

【支給額】

- ・妊婦 1 人あたり 5 万円の現金またはガキペイ 50,500 ポイント（1 ポイント＝1 円）

イ 妊婦支援給付（2 回目）

【対象者】（以下すべてに該当する方）

- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に出生した産婦
- ・申請日時点で大垣市に住民票がある方
- ・他の自治体で同一の給付金を受給していない方

※令和 7 年 4 月 1 日以降に流産・死産・人工中絶を経験された場合も胎児心拍が確認されていれば対象となります

【支給額】

- ・こども（胎児）1 人あたり 5 万円の現金またはガキペイ 50,500 ポイント（1 ポイント＝1 円）

ウ 妊婦等包括相談事業

【対 象 者】 すべての妊産婦

【面談時期】 妊娠届出時・妊娠 8 か月ごろ（希望者）・出産届出後

【内 容】 アンケートの回答に基づき、保健師や助産師等による相談を実施

【相 談 料】 無料

3 成人保健

(1) 成人・高齢者保健事業体系

年齢										
事業名		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以降		
健康手帳		(希望者)			(40歳以上)					
(保健情報の提供)	健康教育									
	啓発パンフレットの配布									
	地域、団体を対象とした健康教育									
	糖尿病予防教室									
	スッカリボディ教室				(40～74歳)					
	笑・話・歯 動場						(65歳以上)			
	体びんびん教室						(65歳以上)			
	ふれあい料理教室						(65歳以上)			
	高齢者の食育教室「つるかめキッチン」						(65歳以上男性)			
健康相談 栄養相談										
訪問指導										
シルバーリハビリ体操指導士 養成講座						(50歳以上)				
健康診査・検診	成人健康診査	(18～39歳)								
	歯周病健康診査	(18～74歳)								
	骨粗しょう症検診				(40～70歳女性) 骨粗しょう症治療中の人は除く					
	胃がんリスク検診	(30～74歳・過去に受けていない人)								
	肝炎ウイルス健診				(40歳以上・過去に受けていない人)					
	医療保険未加入者の健康診査				(40歳以上)					
	胃がん検診				(50歳以上)					
	大腸がん検診				(40歳以上)					
	肺がん検診				(40歳以上)					
	子宮がん検診	(20歳以上女性)								
	乳がん検診				(35歳以上女性)					
	前立腺がん検診					(50歳以上男性)				
	結核検診						(65歳以上)			
	在宅ねたきり者 訪問歯科健康診査	(ねたきり者)								
	特定保健指導					(40～74歳)				
	高齢者インフルエンザ 予防接種							(65歳以上)		
高齢者肺炎球菌 予防接種							(65歳)			
新型コロナウイルス感染症予防接種							(65歳以上)			
带状疱疹予防接種							(65・70・75・80・85・90・95・100歳以上)			

(2) 健康手帳

健康に関する正しい知識の普及、啓発及び自己の健康に対する意識を高めることを目的とし、健康診査の記録、健康教育、健康相談、介護予防事業等の記録、その他健康の保持に必要な事項を記載するものです。

【対 象 者】 40 歳以上の希望者

【交付方法】 厚生労働省ホームページからのダウンロード

(3) 健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進に努めています。

ア 病態別健康教育「糖尿病予防教室」(再掲) 【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

糖尿病予防のための食生活の改善と運動実践教室を開催しています。

【対 象 者】 糖尿病に関心のある方および医師より参加を勧められた方

【実施場所】 大垣市保健センター

【募集人数】 各 20 人

【内 容】 糖尿病及び生活習慣病予防のため、講義と試食・運動実技

【実施回数】 2 日コース: 年 4 回 ・ 半日コース: 年 2 回

【受 講 料】 550 円 (材料費)

イ 病態別健康教育「スッキリボディ教室」(再掲) 【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

肥満解消のため運動実践教室を開催しています。

【対 象 者】 40 歳～74 歳の BMI24.0 以上の方、特定保健指導対象者

【実施場所】 墨俣保健センター

【募集人数】 16 人

【内 容】 肥満解消と運動習慣化に向けた講義と運動指導、体組成測定

【実施回数】 7 回コース: 年 2 回

【受 講 料】 無料

(4) 健康相談 【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行っています。

【実施場所】 各保健センター、地域各所

【内 容】 心身の健康に関する相談

【指 導 料】 無料

(5) 訪問指導

保健指導が必要な方及びその家族に対して、必要な相談・指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図っています。

【指 導 料】 無料

(6) 健康診査

生活習慣病の予防や健康増進を図るために、さまざまな健（検）診を行っています。

ア 歯周病健康診査

生活習慣病予防のため、歯科健康診査を実施しています。

【対 象 者】 18～74 歳の方（事前に医療機関への申込みが必要です。）

【実施場所】 市内委託医療機関

【内 容】 口腔診査（歯周疾患）・口腔衛生指導

【実施時期】 5 月～2 月

【受 診 料】 300 円

イ 骨粗しょう症検診

【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

骨粗しょう症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予測されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗しょう症を予防することを目的に実施しています。

【対 象 者】 40～70 歳の女性（骨粗しょう症治療中の方は除く）
（事前申込みが必要です）

【実施場所】 市内委託医療機関

【内 容】 問診・骨量測定（D X A 法等）・事後指導

【実施期間】 6 月～10 月

【受 診 料】 500 円

ウ 肝炎ウイルス検診

【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障がい回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的として実施しています。

【対 象 者】 40 歳以上で過去に受けたことのない方
（事前申込みが必要です）

【実施場所】

- ・大垣地域：中川ふれあいセンター、武道館
- ・上石津地域：上石津保健センター
- ・墨俣地域：墨俣保健センター

【内 容】 問診・血液検査（B・C 型肝炎ウイルス検査）

【受 診 料】 500 円

エ 胃がんリスク検診

【対 象 者】 30～74 歳で、過去に受けていない方
（事前申込みが必要です）

【実施場所】

- ・大垣地域：中川ふれあいセンター、武道館
- ・上石津地域：上石津保健センター
- ・墨俣地域：墨俣保健センター

【内 容】問診・血液検査（ピロリ菌抗体検査、血清ペプシノゲン検査）

【受 診 料】500 円

オ 医療保険未加入者の健康診査

医療保険未加入の 40 歳以上の方に対して、特定健診に準じた健康診査を実施しています。

カ 成人健康診査

【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

生活習慣病の発症リスクを高めるメタボリックシンドロームの予防や疾病の早期発見、早期治療を図ることを目的に実施しています。

【対 象 者】18～39 歳の方（年度内に 40 歳になる方を除く）

（事前申込みが必要です）

【実施場所】大垣健診プラザ

【内 容】医師診察（内科）・血液検査・問診・血圧測定・尿検査（蛋白、糖、潜血、推定 1 日食塩摂取量）・身体計測・腹囲測定

【受 診 料】500 円

(7) がん予防事業

がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がん死亡率を減少させることを目的として実施しています。

ア がん予防教育

【内 容】

- ・がん検診を受診することの重要性の普及
- ・がんに関する正しい知識とがんを予防する正しい生活習慣の普及啓発

イ がん検診

【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

(ア) 胃がん検診

【対 象 者】50 歳以上の方（事前申込みが必要です）

【実施場所】

- ・大垣地域：大垣健診プラザ、大垣市総合体育館、青年の家、赤坂地区センター、サンワーク大垣、武道館
- ・上石津地域：上石津保健センター、上石津総合体育館、えぼしふれあい会館
- ・墨俣地域：墨俣保健センター

【内 容】問診・胃部エックス線撮影

【受 診 料】800 円

(イ) 大腸がん検診

【対 象 者】40 歳以上の方（事前申込みが必要です）

【実施場所】

- ・大垣地域：大垣市保健センター、大垣市役所、地区センター（和合・宇留生・日新・江東・赤坂・綾里・川並・荒崎）、サンワーク大垣、総合体育館、青年の家、武道館、大垣市児童館、中川ふれあいセンター、大垣健診プラザ
- ・上石津地域：上石津保健センター、上石津総合体育館、えぼしふれあい会館
- ・墨俣地域：墨俣保健センター

【内 容】問診・便潜血検査 2 日法（検診票、採便キットを申込者に事前に配布）

【受 診 料】300 円（クーポン対象者は無料：40 歳、66 歳の人）

(ウ) 肺がん検診

【対 象 者】

- ・40 歳以上の方（健診機関は、事前申込みが必要です）
- ・喀たん検査は次に該当する希望者
50 歳以上で喫煙指数（1 日本数×年数）が 600 以上の方

【実施場所】レントゲン車で各地区を巡回、大垣健診プラザ

【内 容】

- ・胸部エックス線撮影
- ・喀たん検査（当日渡す容器に 3 日間採取した「たん」を入れ、後日指定された検査機関へ郵送）

【受 診 料】無料（喀たん検査を受ける方のみ 500 円）

(エ) 子宮がん検診

【対 象 者】20 歳以上の女性（医療機関以外は、事前申込みが必要です）

【実施場所】

- ・大垣地域：集団検診 総合体育館、武道館、サンワーク大垣、大垣市児童館
- ・上石津地域：集団検診 上石津保健センター、上石津総合体育館、えぼしふれあい会館
- ・墨俣地域：集団検診 墨俣保健センター
- ・全市：個別検診 市内委託医療機関・大垣健診プラザ

【内 容】問診・細胞診（体部は医療機関のみ）

【受 診 料】

- ・頸部 800 円（クーポン対象者は無料：20、25 歳の女性）
- ・頸部・体部 1,500 円

(オ) 乳がん検診

【対 象 者】35 歳以上の女性（令和 6 年度受診者は除く）
（事前申込みが必要です）

【実施場所】

- ・大垣地域：大垣健診プラザ、大垣市民病院、大垣徳洲会病院、市川外科、なわ医院・乳腺クリニック、総合体育館、サンワーク大垣、武道館、大垣市児童館
- ・上石津地域：上石津保健センター、上石津総合体育館、えぼしふれあい会館
- ・墨俣地域：墨俣保健センター

【内 容】問診・マンモグラフィ・視触診（医療機関にて希望者のみ）
自己検診法の啓発

【受 診 料】1,000 円（クーポン対象者は無料：40 歳の女性）

(カ) 前立腺がん検診

【対 象 者】50 歳以上の男性（異常なしの方は 3 年に 1 回の受診）
（事前申込みが必要です）

【実施場所】

- ・大垣地域：中川ふれあいセンター、武道館
- ・上石津地域：上石津保健センター
- ・墨俣地域：墨俣保健センター

【内 容】問診、血液検査（PSA 検査）

【受 診 料】500 円

4 予 防 接 種

(1) 定期の予防接種

ア A 類疾病

予防接種法に基づき、ロタウイルス感染症、B 型肝炎、Hib 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、結核（BCG）、麻疹、風疹、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を行っています。

【実施方法】市内委託医療機関での個別接種

【接 種 料】無料

【対象者】

対象疾病	ワクチン	対象者	標準的な接種期間	接種回数
ロタウイルス感染症	経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン	出生6週0日後から24週0日後までの間にある方	【初回】 生後2月に至った日から 出生14週6日後までの間	2回
	5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン	出生6週0日後から32週0日後までの間にある方		3回
B型肝炎	組換え沈降 B型肝炎ワクチン	1歳に至るまでの間にある方	生後2月に至った時から 生後9月に至るまで	3回
小児の肺炎球菌感染症	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン	生後2月から生後60月に至るまでの間にある方 ※初回接種の開始月齢により接種回数が異なります	【初回】 生後2月から生後7月に至るまで	3回
			【追加】 初回終了後60日以上の間隔を おいて生後12月から生後15月 に至るまで	1回
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 (ポリオ) Hib感染症	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型 混合ワクチン (DPT-IPV-Hib)	第1期 生後2月から生後90月に至るまでの間にある方	【第1期初回】 生後2月に達したときから生後7月に 達するまでの期間	3回
			【第1期追加】 第1期初回接種 (3回) 終了後6月か ら18月までの間隔をおく	1回
	沈降精製百日せきジフテリア 破傷風不活化ポリオ混合 ワクチン (DPT-IPV) 又は 沈降精製百日せきジフテリア 破傷風混合ワクチン(DPT) 又は 不活化ポリオワクチン(IPV)	第1期 生後2月から生後90月に至るまでの間にある方	【第1期初回】 生後2月に達したときから生後12月に 達するまでの期間	3回
			【第1期追加】 第1期初回接種 (3回) 終了後12月か ら18月までの間隔をおく	1回
	沈降ジフテリア破傷風混合 トキソイド (DT)	第2期 11歳以上13歳未満の方	11歳に達した時から12歳に達するま での期間 (大垣市は小学6年生)	1回
	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン (Hibワクチン)	生後2月から生後60月に至るまでの間にある方 ※初回接種の開始月齢により接種回数が異なります	【初回】 生後2月から生後7月に至るまで	3回
			【追加】 初回終了後7月から13月までの 間隔をおく	1回
結核	BCGワクチン	1歳に至るまでの間にある方	生後5月に達した時から生後8月に達 するまでの期間	1回
麻しん 風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合 (MR) ワクチン 又は 乾燥弱毒生麻しんワクチン 乾燥弱毒生風しんワクチン	第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある方		1回
		第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に 達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日 までの間にある方		1回
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	生後12月から生後36月に至るまでの間にある方	【1回目】 生後12月から生後15月に達する まで	2回
			【2回目】 1回目終了後6月から12月までの 間隔をおく	
日本脳炎	乾燥細胞培養 日本脳炎ワクチン	第1期 生後6月から生後90月に至るまでの間にある方	【第1期初回】 3歳に達した時から4歳に達するまでの 期間	2回
			【第1期追加】 4歳に達した時から5歳に達するまでの 期間(初回接種終了後おおむね1年を 経過した時期)	1回
		第2期 9歳以上13歳未満の方	9歳に達した時から10歳に達するま での期間 (大垣市は小学4年生)	1回
		特 例 措 置	実施規則附則第3条の対象者 平成19年4月1日生まれまで、20歳未満の方。た だし、2期については9歳以上で1期を終了している 方。	第1期 第2期 の 不足分
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (HPV)	組換え沈降ヒトパピローマ ウイルス様粒子ワクチン		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる 日の属する年度の末日までの間にある女子	3回
		チ ブ ア ッ	平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれまでの女 性で令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に HPVワクチンを1回以上接種している方 (令和8年3月31日まで)	不足分

イ B類疾病

予防接種法に基づき、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹の予防接種を行っています。

(ア) 高齢者インフルエンザ

【対象者】

- ・大垣市に住所を有する 65 歳以上の方
- ・60 歳以上 65 歳未満で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に重い障がいのある方およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方（身体障害者手帳 1 級をお持ちの方）

【実施期間】 10 月～1 月（予定）

【実施場所】 市内委託医療機関

【接種料】 1,700 円（予定）

(イ) 高齢者肺炎球菌

【対象者】

- ・大垣市に住所を有する 65 歳の方
- ・60 歳以上 65 歳未満で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に重い障がいのある方およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方（身体障害者手帳 1 級をお持ちの方）

※ただし、過去に 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種したことのある方は、定期予防接種の対象外。

【実施期間】 4 月～3 月

【実施場所】 市内委託医療機関

【接種料】 3,000 円

(ウ) 新型コロナウイルス感染症

【対象者】

- ・大垣市に住所を有する 65 歳以上の方
- ・60 歳以上 65 歳未満で、心臓・じん臓または呼吸器の機能に重い障がいのある方およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方（身体障害者手帳 1 級をお持ちの方）

【実施期間】 10 月～3 月（予定）

【実施場所】 市内委託医療機関

【接種料】 未定

(エ) 带状疱疹

【対象者】

- ・大垣市に住所を有する、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳になる方及び、100 歳以上の方
- ・60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障が

いがある方（身体障害者手帳 1 級をお持ちの方）

※過去に帯状疱疹ワクチンの接種を完了した方は、基本的には接種対象外です。ただし、前回接種の効果が見込まれないと認められる場合には、接種の対象となることがありますので、医師にご相談ください。

【実施期間】 4 月～3 月

【実施場所】 市内委託医療機関

【接 種 料】・生ワクチン：2,500 円/回（1 回接種）

・組み換えタンパクワクチン：6,500 円/回（2 回接種）

5 高 齢 者 保 健

(1) 健康教育

ア 笑・話・歯 動場（わっはっはどうじょう）

地域の方が楽しく集まり、話や体操を行う教室を開催し、閉じこもり予防や健康の保持増進、情報交換及び運動習慣の確立をめざしています。

【対 象 者】 65 歳以上の方

【実施場所】

・地区センター（興文・東・西・北・三城・和合・赤坂東・安井・宇留生・荒崎・日新・江東・川並・青墓）

・老人福祉センター、中川ふれあいセンター、西部研修センター、上石津保健センター、墨俣保健センター

【内 容】 健康に関する話・健康体操

【参 加 費】 無料

【実施回数】 月 1 回（上石津保健センターは月 2 回）

イ 体びんぴん教室

【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

要介護状態にならないよう、老化による筋力の低下を防ぐ運動の実技と学習を継続的に行い、運動の重要性を理解し、無理なく運動を続けられるよう支援しています。

【対 象】 おおむね 65 歳以上の方

【実施場所】 各地区センター、公民館、コミュニティセンターなど

【内 容】 講義、体力測定、体組成測定、運動指導（ストレッチ・筋力トレーニング・バランス運動）

【受 講 料】 無料

【実施回数】 6 回 1 クール（原則週 1 回 6 週間）

ウ 一般健康教育

かがやきクラブ大垣や地域いきいきサロン、市民活動推進課の出前講座等の依頼を受け、生活習慣病の予防及び介護を要する状態になることの予防等について、正しい知識の普及啓発を行っています。

(2) 健康相談	【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】
-----------------	---------------------------------

心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行っています。

【実施場所】各保健センター、地域各所

【内 容】心身の健康に関する相談

【指 導 料】無料

(3) 訪問指導

保健指導が必要な方及びその家族に対して、必要な相談・指導を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図っています。

【指 導 料】無料

(4) シルバーリハビリ体操指導士養成講座

住民主体の介護予防教室を広く展開するため、いつでも、どこでも、ひとりでも出来るシルバーリハビリ体操の指導ができる人材を養成することを目的としています。

【対 象 者】①市内に在住し、常勤の職をもっていないおおむね 50 歳以上の方

②地域で体操普及のボランティア活動ができる方

①②いずれも該当する方

【実施場所】奥の細道むすびの地記念館など

【内 容】体操に関わる身体の仕組みの講義

関節の可動域を広げ筋肉を伸ばすことを主眼とする体操

【受 講 料】無料

【実施回数】10 回（補講 2 回あり 計 12 回）

(5) 在宅ねたきり者訪問歯科健康診査

ねたきりの方の生活機能低下の防止及び回復を図るため、訪問歯科健康診査を行っています。

【対 象 者】大垣市に居住する寝たきりの方

【内 容】口腔歯肉、歯牙の状態・義歯の咬合状態・顎関節の状態・口腔衛生指導及び歯科治療に関する相談

【受 診 料】無料

【申 込 先】・各保健センター ・障がい福祉課 ・高齢福祉課
・介護保険課 ・地域包括支援センター

(6) 結核検診

結核の早期発見・早期治療のため、結核検診を実施しています。

【対 象 者】65 歳以上の方

【実施場所】レントゲン車で各地区を巡回、大垣健診プラザ

【内 容】胸部エックス線撮影（肺がん検診で撮影したフィルムを使用）

【受 診 料】無料

6 食 育 の 推 進

(1) 高齢者の食育講座「つるかめキッチン」 【保健センター ☎ 7 5 - 2 3 2 2】

調理初心者の高齢者に調理の基本を伝え、食の自立を支援しています。

7 休 日 診 療 事 業

(1) 急患医療センター

休日等における医療確保のため、日曜日・祝日及び年末年始に内科・小児科診療所を開設しています。

【診療場所】急患医療センター

〈所 在 地〉大垣市東外側町 2 丁目 24 番地

〈電話番号〉0584-73-9090

【診 療 日】日曜日、祝日、8 月 15 日、年末年始

※「大垣まつり」（5 月 15 日直前の日曜日）は除く

【診療時間】午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 5 時（最終受付時間は午後 4 時 30 分）

(2) 休日歯科診療所

休日等における歯科医療確保のため、日曜日・祝日及び年末年始に歯科診療所を大垣歯科医師会が開設しています。

【診療場所】大垣歯科医師会館

〈所 在 地〉大垣市恵比寿町南 7 丁目 1 番地 14

〈電話番号〉0584-81-6540

【診 療 日】日曜日、祝日、8 月 15 日、年末年始

【診療時間】午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 5 時（予約制）

第 9 章 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

第9章 社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

1 概 要

大垣市社会福祉協議会は、大垣市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図るため、昭和30年7月に発足しました。以来、地域福祉の向上に努め、時代に即応した住民全体の福祉運動を進めるため、昭和50年3月からは社会福祉法人として、住民総参加による地域に密着した活動を進めていくこととなりました。市行政の取り組む福祉対策と相まって、住民のニーズに沿った「心の福祉」を中心に福祉事業を展開しています。

大垣市社会福祉協議会は、地域社会における福祉活動への住民の主体的な参加の促進、社会福祉を目的とする事業の連絡、調整等を行い、また、自ら事業を企画・実施することによって、住民の福祉増進と福祉コミュニティの形成をはかることを目的としています。

2 事業内容

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) ボランティア活動の振興
- (8) 居宅介護等事業の経営
- (9) 障害福祉サービス事業の経営
- (10) 特定相談支援事業の経営
- (11) 障害児相談支援事業の経営
- (12) 老人デイサービス事業の経営
- (13) 老人福祉センターの経営
- (14) 大垣市総合福祉会館の経営
- (15) 大垣市立かわなみ作業所の経営
- (16) 包括的支援事業
- (17) 障害者生活支援事業
- (18) 障害者就労相談支援事業
- (19) 老人在宅介護支援センターの経営
- (20) 生活福祉資金貸付事業

- (21) 心配ごと相談事業
- (22) 福祉サービス利用援助事業
- (23) 居宅介護支援事業の経営
- (24) 介護予防支援事業
- (25) 移動支援事業の経営
- (26) 生活支援体制整備事業
- (27) その他この法人の目的達成のため必要な事業
- (28) 公益を目的とする事業
 - ア 大垣市訪問看護ステーションの事業
 - イ 自立相談支援事

第 10 章 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団

第 10 章 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団

1 概 要

大垣市社会福祉事業団は、大垣市が設置した福祉施設の管理運営を主な目的として平成 2 年 3 月に設立されました。令和 6 年度から特定指定については「第 4 期指定管理者制度」、公募については「第 5 期指定管理者制度」により、指定管理者として再指定されました。事業内容のうち、自主事業として、特別養護老人ホーム「くすのき苑」、お勝山、中川の両在宅介護支援センター及び地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護事業、通所介護事業と生活介護事業が共存する「大垣市お勝山共生型デイ」の経営を行っています。

また、大垣市立ひまわり学園は、令和 7 年 4 月から、地域の中核的な役割を担う「児童発達支援センター」として運営してまいります。

大垣市社会福祉事業団は、公益性の強い社会福祉の専門機関として、公設民営の長所を生かした柔軟で効率的な経営と利用者に対するサービスの向上に努め、また、市と一体となって大垣市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的としています。

2 事業内容

- (1) くすのき苑の経営（特別養護老人ホーム）（自主事業）
- (2) 柿の木荘の経営（障害者支援施設・相談支援事業）（管理受託）
- (3) お勝山ふれあいセンター
 - ア 牧野華園の経営（救護施設）（管理受託）
 - イ 養老華園の経営（養護老人ホーム）（管理受託）
 - ウ お勝山共生型デイの経営（共生型サービス）（自主事業）
 - エ ケアハウスお勝山の経営（軽費老人ホーム）（管理受託）
 - オ かたらいプラザの経営（老人福祉センター）（管理受託）
 - カ お勝山在宅介護支援センターの経営
（居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター）（自主事業）
 - キ 地域包括支援センターお勝山の経営（地域包括支援センター）（自主事業）
- (4) 中川ふれあいホームの経営（小規模多機能型居宅介護事業）（自主事業）
- (5) 中川ふれあいセンターの経営（地域福祉センター）（管理受託）
- (6) 中川在宅介護支援センターの経営
（居宅介護支援事業所・在宅介護支援センター）（自主事業）
- (7) 地域包括支援センター中川ふれあいの経営（地域包括支援センター）（自主事業）
- (8) ひまわり学園の経営（障害児通所支援施設・相談支援事業・保育所等訪問支援事業）（管理受託）

第 11 章 市内の社会福祉施設等一覧

目 次

1	障がい者福祉施設	177
(1)	指定一般・特定・障害児相談支援事業所	
(2)	指定障害者支援施設（入所）	
(3)	障害者共同生活援助	
(4)	日中活動等サービス事業所	
(5)	児童発達支援事業所	
(6)	保育所等訪問支援事業所	
(7)	放課後等デイサービス事業所	
(8)	障がい者の在宅福祉サービス指定事業者	
ア	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援・同行援護事業所	
イ	短期入所・日中一時支援事業所	
(9)	相談委託支援	
(10)	障がい者就労支援センター	
(11)	地域活動支援センター	
(12)	障がい者プール	
(13)	精神科デイケア施設	
2	救護施設	190
3	高齢者福祉施設	191
(1)	老人福祉施設等	
ア	養護老人ホーム	
イ	軽費老人ホーム（ケアハウス）	
ウ	老人福祉センター	
エ	老人（在宅）介護支援センター	
(2)	介護保険施設	
ア	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	
イ	介護老人保健施設	
(3)	居宅サービス・介護予防サービス等事業所	
ア	訪問介護事業所	
イ	訪問入浴介護事業所	
ウ	訪問看護事業所	
エ	通所介護事業所（デイサービス）	
オ	通所リハビリテーション事業所（デイケア）	
カ	短期入所生活介護事業所（ショートステイ）	
キ	短期入所療養介護事業所（ショートステイ）	

- ク 福祉用具貸与事業所
- ケ 福祉用具販売事業所
- コ 特定施設入居者生活介護

(4) 地域密着型サービス

- ア 地域密着型通所介護事業所
- イ 認知症対応型通所介護
- ウ 小規模多機能型居宅介護
- エ 認知症対応型共同生活介護
- オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- カ 看護小規模多機能型居宅介護
- キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(5) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

(6) 地域包括支援センター

4 児童福祉施設—————210

(1) 児童福祉施設

- ア 助産施設
- イ 児童館

(2) 公立保育園・認定こども園・幼稚園

- ア 公立保育園
- イ 公立認定こども園
- ウ 公立幼稚園

(3) 民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園

- ア 民間保育園
- イ 民間認定こども園
- ウ 民間地域型保育事業所（小規模保育事業 A 型）
- エ 民間幼稚園

5 その他社会福祉施設—————215

(1) 地域福祉センター

(2) その他の社会福祉施設

6 関係機関—————215

- (1) 西濃県事務所福祉課
- (2) 子ども相談センター
- (3) 保健所
- (4) 大垣年金事務所

第11章 市内の社会福祉施設等一覧

(令和7年4月1日現在)

1 障がい者福祉施設

(1) 指定一般・特定・障害児相談支援事業所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	対象						種別		
					身体障がい者	知的障がい者	児童	精神障がい者	難病	一般相談	特定相談	障害児相談	
1	東	のとファイブ	宮町1丁目36 ダイトウ宮町ビル1階	84-7288	○	○	○	○			○	○	
2	日新	緑の丘相談支援センター	多芸島4丁目51番地1	88-2950		○					○		
3	日新	相談支援事業所 ans.-あんすー	大外羽4丁目7番地	88-1722		○		○			○		
4	静里	特定相談支援事業所 ネクステージ	荒川町627番地	47-8515	○	○		○	○		○		
5	静里	静里相談支援事務所	静里町1253番地	92-0031	○	○		○			○		
6	洲本	ほっぷ	内原1丁目41番地2	71-6569	○	○	○	○	○		○	○	
7	洲本	相談支援事業所 蛍火	外瀬4丁目31 森産ビル301号	070-4201-1101	○	○	○	○	○		○	○	
8	川並	大垣市柿の木荘	古宮町397番地1	89-9503	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	中川	せせらぎ	中野町1丁目10番地	81-8521				○		○	○		
10	中川	中野町相談支援事業所	中野町3丁目19番地11	76-1536	○	○	○	○	○		○	○	
11	中川	K's プランニング	領家町1丁目57番地	71-9961		○	○	○			○	○	
12	三城	大垣市社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所	今宿5丁目1番地4 在宅福祉 サービスステーション内	84-7088	○	○	○	○			○	○	
13	三城	大垣市立ひまわり学園	小野2丁目27番地	81-2233	○	○	○	○	○		○	○	

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	対象						種別	
					身体障がい者	知的障がい者	児童	精神障がい者	難病	一般相談	特定相談	障害児相談
14	三城	相談支援事業所 かがやき	東町1丁目351番地2	82-8545	○	○	○	○			○	○
15	三城	相談支援事業所GCC	上面4丁目62番地	47-8467	○	○	○	○	○		○	○
16	三城	相談支援事業所ずっと	今宿4丁目40番地4 diciotto OGAKI 101	090-9896-0564	○	○	○	○	○		○	○
17	赤坂	障がい者支援センター けあ・わーくす大垣	枝郷5丁目42番地	72-0730	○	○	○	○	○		○	○
18	青墓	相談室つむぎ	昼飯町97番地1	71-3888		○	○	○			○	○

(2) 指定障害者支援施設（入所）

No.	所在地区	名称	定員	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	川並	大垣市柿の木荘	30	古宮町397番地1	89-9500	89-9506	大垣市	(福) 大垣市社会福祉事業団
2	上石津	緑の丘	50	上石津町宮字中野409番地	45-3772	45-3773	(福) 西南陽光福祉会	

(3) 障害者共同生活援助

No.	所在地区	名称	定員	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体
1	東	DA-N-R O大垣	55	旭町3丁目10旭ビル	84-4761	84-4761	S t e p S . P . F 株式会社
2	東	こっから藤江町	6	藤江町3丁目146番地1	71-9112	91-9113	一般社団法人宏友会
3	西	ひまわりハウス木戸町	6	木戸町460番地3	77-0722	81-2241	株式会社エンジェルネットワークス
4	南	グループホームほたるの里 水都大垣	10	寺内町5丁目73番地	47-6678	47-5568	特定非営利法人 岐阜福祉事業支援友の会
5	北	グループホームほたるの里大垣	20	林町3丁目177番地2	47-6789	47-6777	特定非営利法人 大垣福祉事業支援友の会
6	南杭瀬	かなえ寮	6	本今5丁目48番地	89-0910	—	(福) 芽生会

No.	所在地区	名称	定員	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体
7	南杭瀬	ふくやホーム	4	本今町字村廓 242 番地 5	73-0298	73-0298	福屋産業株式会社
8	南杭瀬	はしわたし	20	本今 3 丁目 223 番地 1	71-8500	71-8501	一般社団法人障害者福祉支援センター
9	安井	かわなみホーム	9	犬ヶ淵町 170 番地 1	73-5773	73-5773	(福) 大垣市社会福祉協議会
10	安井	第 2 かわなみホーム	10	犬ヶ淵町 170 番地 1	73-5773	73-5773	(福) 大垣市社会福祉協議会
11	宇留生	ひまわりハウス古知丸	6	古知丸 4 丁目 43 番地 3	51-8192	81-2241	株式会社エンジェルネットワークス
12	宇留生	こっから	6	荒尾町 1707 番地 32	71-9112	91-9113	一般社団法人宏友会
13	静里	日中支援型障がい者グループホーム綴〜つづり〜大垣静里 1 号館	20	静里町下塩田 1365 番 1-1	71-6557	71-7544	一般社団法人バンデ
14	静里	プレミアムわおん大垣静里	7	静里町 588 番地 1	71-8170	71-8171	東洋企業株式会社
15	静里	ソーシャルインクルーホーム大垣静里町	20	静里町 1006 番地 1	92-0311	92-0322	ソーシャルインクルー株式会社
16	静里	グループホームおだやか	4	久徳町 606	47-5552	47-5552	株式会社ジエスフューチャー
17	綾里	綾野ホーム	4	綾野町 3 丁目 105 番地 8	92-2405	—	(福) あゆみの家
18	中川	ピアホーム坂下	19	坂下町 138 番地 2	71-6181	47-8866	株式会社ゼロックス
19	中川	プレミアムわおん大垣中野	5	中野町 3 丁目 50	71-8170	71-8171	東洋企業株式会社
20	和合	まっくびーレジデンス大垣	20	和合本町 2 丁目 606 番地 2	47-5553	47-5522	株式会社マックビーヒル就労支援機構
21	三城	オアシスホーム	5	東町 1 丁目 25 番地 3	058-322-6788	058-322-6789	F C パートナー合同会社
22	三城	オアシスホーム 2	4	東町 2 丁目 83 番地 3	058-322-6788	—	F C パートナー合同会社
23	三城	オアシスホーム 3	10	三本木 2 丁目 65 番地	84-4500	—	F C パートナー合同会社
24	三城	あゆみホーム	4	三塚町 362 番地	82-3056	—	(福) あゆみの家
25	荒崎	Noto タウン NAGAMATSU	20	長松町 1146 番地	47-6615	47-6615	株式会社 Noto ファクトリ

(4) 日中活動等サービス事業所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	サービス区分						
					生活介護	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 A	就労継続 支援 B	宿泊型 自立訓練	就労定着 支援
1	興文	ウェルテックノスジョブ トレーニングセンター	歩行町 2 丁目 57 番地 1 カーニープレイス大垣 ビル 3 階	82-1278					○		
2	興文	マハナ大垣	宮町 1 丁目 11 番地	47-8350				○			
3	興文	No t o c a レジモア	宮町 1 丁目 36 ダイトウ宮町ビル 3 階	71-6117			○		○		
4	興文	No t o c a レジ	宮町 1 丁目 36 ダイトウ宮町ビル 3 階	84-7287			○	○			
5	興文	No t o c a レジ ウィズ	宮町 1 丁目 36 ダイトウ宮町ビル 3 階	84-7286							○
6	興文	ONE GAME 大垣駅前	郭町 1 丁目 33 番地	080-7591-0364					○		
7	東	一般社団法人 障害者福祉支援センター	藤江町 7 丁目 14 番地 3	71-8500				○			
8	東	らしかファーム藤江	藤江町 2 丁目 168 番地	71-7700					○		
9	東	アクシア大垣駅前	高屋町 1 丁目 18 番地 フジビル 1 F	71-6017				○			
10	東	キャリカク大垣オフィス	高屋町 3 丁目 5 大喜ビル 3 階	84-9551					○		
11	西	ほまれの家大垣店	久瀬川町 4 丁目 1 番地	47-8434				○			
12	南	工房さんぽみち	寺内町 3 丁目 55 番地 3	47-9377					○		
13	南	マンマミーア	南瀬町 1 丁目 69 番地 2	77-7888	○						
14	南	ビーズ	竹島町 7 田中ビル 1 階	058-260- 7736					○		
15	南	ミューズ	南瀬町 5 丁目 22 番地 1 モナーク安井 102 号室	058-216- 7135					○		

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	サービス区分						
					生活介護	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 A	就労継続 支援 B	宿泊型 自立訓練	就労定着 支援
16	北	林町デイセンター	林町 7 丁目 142 番地 1	47-9920	○						
17	北	新家サテライト	林町 6 丁目 80 番地 55 2 階	71-8555					○		
18	北	エミフル大垣	笠木町 567 番地 2	84-8854	○						
19	南杭瀬	かがやきネットワーク 2	本今 2 丁目 12 番地	71-9482	○						
20	南杭瀬	パン工房ドリーム	本今 5 丁目 47 番地	89-0550	○						
21	南杭瀬	グランスター	青柳町 3 丁目 447 番地 1	84-3033					○		
22	南杭瀬	ウィーワークス	本今 4 丁目 33 番地	71-6774				○			
23	日新	ハーモニー大垣	多芸島 4 丁目 51 番地 1	88-2950	○				○		
24	安井	おひさま園	築捨町 3 丁目 82 番地 2	058-212- 3525				○			
25	安井	スケッチ	禾森町 6 丁目 25 番地	71-7735	○						
26	静里	心牧園ココペリ	久徳町 137 番地 2	92-3078					○		
27	静里	カラーズ	静里町 304 番地 2	71-6561				○			
28	静里	就労支援施設静里作業所	静里町 1253 番地	92-0031					○		
29	静里	ネクステージ	荒川町 627 番地	47-8515				○			
30	静里	生活介護 紡～つむぎ～大垣 静里	静里町下塩田 1365 番地 1-2	71-7543	○						
31	静里	ステージ	中曽根町字北ノ屋敷 494	71-7677	○						
32	綾里	ぐっどらんど	綾野 5 丁目 47 番地 2	92-2799	○						

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	サービス区分						
					生活介護	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 A	就労継続 支援 B	宿泊型 自立訓練	就労定着 支援
33	川並	大垣市柿の木荘	古宮町 397 番地 1	89-9500	○						
34	川並	大垣市立かわなみ作業所	古宮町 1537 番地	89-1021	○				○		
35	川並	シュシュ	直江町 294 番地	71-7217				○	○		
36	中川	さくらの家	中野町 1 丁目 10 番地	78-4561		○				○	
37	中川	いぶき作業所	中野町 5 丁目 131 番地 1	74-8980					○		
38	中川	ワークステーション大垣	坂下町 136 番地	47-8855					○		
39	中川	大垣いちご園 苺一笑	北方町 4 丁目 45 番地	83-1115					○		
40	和合	ライフサーブ	和合新町 2 丁目 18 番地	82-5083	○						
41	三城	かがやきネットワーク	東町 1 丁目 351 番地 2	82-8545	○						
42	三城	ウェルネススタジオ LOGO	東町 4 丁目 1	74-8369	○						
43	三城	かがやきネットワーク 3	波須 2 丁目 34 番地 2	81-1686	○				○		
44	三城	G C C 大垣校	上面 4 丁目 62 番地	47-8467			○		○		
45	三城	ベジファームおおがき	小野 4 丁目 57 番地	71-7900				○	○		
46	三城	かがやき学園	三本木 2 丁目 13 番地 1	84-2155	○						
47	荒崎	事業所 S O R A	長松町 1298 番地 2	92-0614					○		
48	宇留生	大垣市お勝山共生型デイ (介護保険サービス対応可)	牧野町 2 丁目 150 番地 5	71-4411	○						
49	赤坂	らしかりビ	菅野 3 丁目 25 番地 1	84-3352	○						
50	赤坂	就労継続支援 B 型事業所 結	枝郷 5 丁目 42	84-2626					○		

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	サービス区分							
					生活介護	自立訓練 (生活訓練)	就労移行 支援	就労継続 支援 A	就労継続 支援 B	宿泊型 自立訓練	就労定着 支援	
51	青墓	エメランド	昼飯町 227 番地 1	47-7017	○							
52	青墓	みんなの会社	昼飯町 366 番地 1	91-1507	○							
53	上石津	ぐりんぴーす	上石津町宮字中野 番地 1 402	45-3772						○		
54	上石津	緑の丘	上石津町宮字中野 409	45-3772	○							

(5) 児童発達支援事業所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	安井	まいすまいる	禾森町 2 丁目 104 番地	71-6002	71-6003	(株) きずな	
2	静里	GROW	静里町 1162 番地 1 第 12 昭和ビル A 棟 2	47-8135	—	GRAW (株)	
3	静里	chou chou 大垣静里	静里町字村中 893	84-9151	84-9151	(株) セルメ	
4	洲本	HABILIS-OGAKI	内原 1 丁目 168 番地 1	84-3800	84-3801	(株) りずの実	
5	川並	オモイダマ	米野町 1 丁目 115 番地	84-7070	80-7071	リンクアップ (株)	
6	三城	大垣市立ひまわり学園	小野 2 丁目 27 番地	78-2498	78-4845	大垣市 (福) 大垣市社会福祉事業団	
7	三城	ウェルネススタジオ LOGO	和合本町 2-143-1	75-5423	75-5423	合同会社 元気魂	
8	赤坂	らしかラボ	青木町字青木 116 番地	71-6969	71-6970	テン・カラース (株)	

(6) 保育所等訪問支援事業所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	安井	ぷらすぴっつ	禾森町 2 丁目 104 番地	71-6002	71-6003	柵きずな	

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
2	三城	ひまわり学園	三塚町丹瀬 463 番地 1 イオンタウン大垣 EAST2F	84-2075	-	(株) ひまわり	
3	三城	大垣市立ひまわり学園	小野 2 丁目 27 番地	78-2498	78-4845	大垣市	(福) 大垣市社会福祉事業団
4	青墓	保育所等訪問支援つむぎ	昼飯町 98	71-3888	-	㈱E N	

(7) 放課後等デイサービス事業所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	設置主体	運営主体
1	興文	らしかラボ大垣中	番組町 1 丁目 12 番地 1	47-9879	デン・カラーズ (株)	
2	東	のとよーび	高屋町 1 丁目 51 番地	71-6966	(株) Noto カレッジ	
3	東	ハイタッチ 2	緑園 57	47-5403	リンクアッシュ (株)	
4	南	スケッチブック	禾森町 6 丁目 13 番地 三貴ビル 2 階	71-7735	(株) ラディアアント	
5	北	一般社団法人放課後等 デイサービス Oasis	笠縫町 326 番地 8	71-6565	(一社) 放課後等デイサービス Oasis	
6	北	放課後等デイサービス 放課後スクール林町教室	林町 7 丁目 652 番地 1 ノースガレリア 1 階	75-8887	(株) Kirei	
7	北	放課後等デイサービス ピュアチャイルド	林町 7 丁目 896 番地 1	71-7575	(株) Kirei	
8	安井	みるきいうえい	長井町 15 番地 1	78-0111	(株) ジーバケアサービス	
9	安井	まいすまいる	禾森町 2 丁目 104 番地	71-6002	(株) きずな	
10	安井	放課後等デイサービス ラディアントステップ	禾森町 6 丁目 70 番地	71-6360	(株) ラディアアント	
11	安井	放課後等デイサービス ふえあねす	築捨町 4 丁目 7 番地 1	47-8410	(株) フェアネス	
12	宇留生	放課後等デイサービス ラディアントスキップ	熊野町 2 丁目 150 番地	71-6801	(株) ラディアアント	
13	宇留生	一般社団法人放課後等 デイサービス Oasis+	荒尾町字西牧野 1813 番地 5	84-3355	(一社) 放課後等デイサービス Oasis	

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	設置主体	運営主体
14	静里	放課後等デイサービス ラディアンストスマイル	荒川町森元 466 番地 2	71-6333	(株) ラディアアント	
15	静里	MM 生活センター大垣	静里町 1162 番地 1 第 2 昭和ビル A 棟 2	47-8135	GROW (株)	
16	静里	スカイ	中曽根町北ノ屋敷 494 番地	71-7677	(株) ラディアアント	
17	洲本	すてっぷ	内原 3 丁目 15 番地 3	84-4704	リンクアッシュ (株)	
18	洲本	HABILIS-OGAKI	内原 1 丁目 168 番地 1	84-3800	(株) りすの実	
19	洲本	じゃんぷ	内原 1 丁目 41 番地 2	71-6569	リンクアッシュ (株)	
20	洲本	ハイタッチ	島里 1 丁目 140 番地 2	71-8328	リンクアッシュ (株)	
21	川並	オモイダマ	米野町 1 丁目 115 番地	84-7070	リンクアッシュ (株)	
22	中川	ひこうきぐも	楽田町 2 丁目 10 番地 1 ボヌールメゾン 10	080-2866-9991	(株) HALU	
23	三城	ひまわり大垣	三塚町丹瀬 463 番地 1 イオンタウン大垣 EAST2F	84-2075	(株) ひまわり	
24	三城	ウェルネススタジオ LOGO	和合本町 2-143-1	75-5423	合同会社 元気魂	
25	赤坂	らしかラボ	青木町字青木 116 番地	71-6969	テン・カラーズ (株)	
26	赤坂	らしかラボ菅野	菅野 3 丁目 25 番地 1	84-3353	テン・カラーズ (株)	
27	青墓	放課後等デイサービス ままポケット	屋敷町字東町田 366 番地 16	84-3303	特定非営利活動法人 mama ファミリー	

(8) 障がい者の在宅福祉サービス指定事業者

ア 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援・同行援護事業所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	居宅介護				重度訪問介護	行動援護			移動支援	同行援護
					身体障がい者	知的障がい者	児童障がい者	精神障がい者	難病	知的障がい者	児童障がい者	精神障がい者		
1	興文	きょうあい	神田町 2 丁目 38 番地 モア・メゾン神田 1 階	75-3235	○	○	○	○					○	

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	居宅介護					重度訪問介護	行動援護			移動支援	同行援護
					身体障がい者	知的障がい者	児童	精神障がい者	難病		知的障がい者	児童	精神障がい者		
2	東	大垣タクシー(株)	藤江町5丁目105番地2	78-6586	○	○	○			○	○	○		○	
3	西	マミーハウス	木戸町316番地1	76-0335	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
4	西	つくしケアサービス さつき	木戸町493番地3	71-6294	○	○	○	○	○	○					
5	南	(有)チェントロマンマ	南瀬町1丁目70番地3	77-5200							○	○	○	○	
6	南	(株)新生メディカル 大垣営業所	南瀬町1丁目118番地1	71-8015	○										
7	北	ヒカリへ訪問介護ステーション	笠木町84番地8	51-0931	○	○		○	○	○					
8	北	訪問介護ステーションあつ ぱれ	林町8丁目1394番地 アクア大垣403号室	070-1202- 1956	○					○					
9	日新	ケアサポート志	多芸島2丁目455	89-7789	○	○		○							
10	安井	ジーバケアサービス	二葉町8丁目20番地	78-0111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	安井	大東ホームヘルプサービス	東前1丁目79番地	82-2800	○	○				○					
12	安井	訪問介護ステーション 悠ライフ大垣	禾森町3丁目2012番地2	76-7778	○	○	○	○	○	○					
13	安井	医心館 訪問介護ステーション 大垣	大井2丁目26番地1	71-8860	○				○	○					
14	安井	ラ・ポール	東前3丁目29-8	070-8400- 6654	○	○	○	○	○	○					
15	宇留生	ニチイケアセンター うるう	熊野町4丁目118番地	93-1085	○	○	○	○	○	○				○	
16	宇留生	介護たすけ愛	荒尾町1490番地3	92-1471										○	
17	洲本	介護ステーションみらい	外瀬4丁目92番地2	89-5157	○	○	○	○		○				○	○

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	居宅介護					重度訪問介護	行動援護			移動支援	同行援護
					身体障がい者	知的障がい者	児童障がい者	精神障がい者	難病		知的障がい者	児童障がい者	精神障がい者		
18	浅草	アクア大垣訪問介護	浅草1丁目306番地	84-4755	○					○					
19	浅草	訪問介護事業所 マグノリア大垣	浅草3丁目37番地	47-7371	○										
20	中川	ヘルパーステーションけいた	北方町3丁目729番地	71-7123	○	○	○	○		○				○	○
21	和合	ニチケアセンター和合	和合本町1丁目893番地	83-0020	○	○	○	○	○	○				○	
22	三城	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室	今宿5丁目1番地4 在宅福祉サービスステーション	75-3303	○	○	○	○		○				○	○
23	三城	coco	三本木4丁目51番地 ユーハイツ101号室	84-4005							○	○	○	○	○
24	三城	訪問介護ステーション Alile Care	今宿6丁目52番地16 ソフトピアジャパン リーム・コア 415号室	71-7105	○	○	○	○	○	○				○	
25	赤坂	訪問介護ステーション けあ・わーくす大垣	枝郷5丁目42番地 貸 店舗D	71-8317	○	○	○	○	○						
26	青墓	ハートサービス	矢道町1丁目23番地	93-0810	○					○					
27	青墓	訪問介護うらら	青墓町3丁目410番地73	51-6227	○	○	○	○	○						
28	墨俣	ニチケアセンター 大垣墨俣	墨俣町墨俣452番地1	62-1071	○	○	○	○	○	○				○	

イ 短期入所・日中一時支援事業所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	短期入所				日中一時支援
					身体障がい者	知的障がい者	児童障がい者	精神障がい者	
1	東	SS DA-N-RO	大垣市旭町3丁目10 旭ビル	84-4761	○	○	○	○	

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	短期入所				日中一時 支 援
					身 体 障がい者	知 的 障がい者	児 童	精 神 障がい者	
2	南	ドルチェ・ヴィータ	南頬町 1 丁目 69 番地 2	77-5200					○
3	北	林町デイセンター	林町 7 丁目 142 番地 1	47-9920					○
4	南杭瀬	かがやきネットワーク 2	本今 2 丁目 12 番地	71-9482					○
5	南杭瀬	かなえ寮	本今 5 丁目 48 番地	89-0910		○			
6	日新	大垣市くすのき苑	多芸島 4 丁目 64 番地 1	89-8100	○		○		
7	安井	大東デイサービスセンター	東前 1 丁目 79 番地	82-2800	○	○			○
8	安井	スケッチハウス	禾森町 6 丁目 25 番地	71-7735		○	○	○	
9	安井	かわなみホーム	犬ヶ渚町字中沼 170 番地 1	73-5773	○	○		○	
10	宇留生	こっから	荒尾町 1707 番地 32	71-9112	○	○	○	○	
11	静里	小規模多機能型居宅介護 わくわくホーム	荒川町 367 番地 1	93-4165					○
12	静里	短期入所綴〜つづり〜大垣 静里 1 号館	静里町下塩田 1365 番 1-1	71-6557	○	○	○	○	○
13	静里	短期入所 大垣静里町	静里町 1006 番 1	92-0311	○	○		○	
14	綾里	ぐっどらんど	綾野 47 番地 2	92-2799		○			
15	静里	ステージハウス	中曽根町字北ノ屋敷 494	71-7677		○			
16	川並	大垣市柿の木荘	古宮町 397 番地 1	89-9500		○	○		○
17	中川	サンビレッジ大垣	北方町 5 丁目 35 番地	77-0584					○
18	和合	まっくびーレジデンス大垣	和合本町 2 丁目 606 番地 2	47-5553	○	○	○	○	
19	三城	ライフサーブ	和合新町 2 丁目 18 番地	82-5083					○

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	短期入所					日中一時 支 援
					身 体 障がい者	身 体 障がい者	身 体 障がい者	身 体 障がい者	身 体 障がい者	
20	三城	かがやきネットワーク	東町1丁目351番地2	82-8545						○
21	三城	かがやき学園	三本木2丁目13番地1	84-2155						○
22	三城	ネバーランド	緑園123番地1	73-6260						○
23	荒崎	ケアサービスセンター いずみ	長松町844番地1	93-0841						○
24	青墓	小規模多機能型居宅介護 和の郷	矢道町2丁目175番地2	71-8851						○
25	青墓	公成会看護小規模多機能ホーム	稲葉西2丁目36番地	91-6500						○
26	青墓	ハートサービスデイサービス センター ぬくもりの郷	矢道町1丁目23番地	93-1811						○
27	上石津	緑の丘	上石津町宮字中野409番地	45-3772		○				

(9) 相談委託支援

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	興文	大垣市障がい者 生活支援センター	馬場町124番地	75-0183	71-7533	大垣市	(福) 大垣市社会福祉協議会
2	川並	大垣市柿の木荘	古宮町397番地1	89-9503	89-9506	大垣市	(福) 大垣市社会福祉事業団
3	中川	せせらぎ	中野町1丁目10番地	81-8521	81-8525	(医) 静風会	

(10) 障がい者就労支援センター

No.	地区所在	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	興文	大垣市障がい者 就労支援センター	馬場町124番地	78-8186	71-7533	大垣市	(福) 大垣市社会福祉協議会

(11) 地域活動支援センター

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体
1	東	へれんけらあ	旭町1丁目5番地 オカサンホテル1階	71-8986	—	(特非) ヘレンケラー岐阜
2	中川	せせらぎ	中野町1丁目10番地	81-8521	81-8525	(医) 静風会

(12) 障がい者プール

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	設置主体	運営主体
1	三城	勤労身体障害者等 市民プール	中ノ江3丁目1番地3 (三城公園内)	74-5539	雇用促進事業団・大垣市	(公財) 大垣市体育連盟

(13) 精神科デイケア施設

No.	所在地区	名称	定員	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体
1	中川	中野デイケアセンター	30	中野町1丁目307番地	78-5732	81-6516	(医) 静風会

2 救護施設

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	宇留生	大垣市牧野華園	70	牧野町2丁目150番地1	71-1683	71-4191	大垣市	(福)大垣市社会福祉事業団

3 高齢者福祉施設

(1) 老人福祉施設等

ア 養護老人ホーム

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	宇留生	大垣市養老華園	70	牧野町2丁目150番地1	71-4197	71-4191	大垣市	(福)大垣市社会福祉事業団

イ 軽費老人ホーム (ケアハウス)

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	日新	ケアハウス 友和苑	30	入方3丁目70番地1	88-1567	88-1577		(福)薬城会
2	宇留生	ケアハウス お勝山	30	牧野町2丁目150番地1	71-3434	71-4191	大垣市	(福)大垣市社会福祉事業団
3	洲本	ケアハウス コスモ	50	外濠2丁目78番地1	89-5598	89-5841		(福)コスモ
4	上石津	リバーサイド養老	50	上石津町乙坂18番地1	47-2722	47-2723		(福)悠久会

ウ 老人福祉センター

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	南	大垣市老人福祉センター	寺内町4丁目94番地1	73-5002	73-5002	大垣市	(福)大垣市社会福祉協議会
2	宇留生	大垣市かたらいプラザ	牧野町2丁目150番地1	71-2211	71-4191	大垣市	(福)大垣市社会福祉事業団
3	上石津	大垣市上石津老人福祉センター	上石津町牧田4780番地	46-3301	46-3302	大垣市	(福)大垣市社会福祉協議会
4	墨俣	大垣市墨俣老人福祉センター	墨俣町上宿451番地1	62-3116	62-3974	大垣市	(福)大垣市社会福祉協議会

エ 老人(在宅)介護支援センター

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体
1	興文	大垣市総合在宅介護支援センター	馬場町124番地	77-2255	77-5511	(福)大垣市社会福祉協議会
2	東	老人保健施設西濃在宅介護支援センター	藤江町6丁目3番地1	73-4007	78-6160	(医)薬城会

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体
3	北	在宅介護支援センター静風	宿地町1008番地4	82-7271	82-6010	(医)静風会
4	日新	友和苑在宅介護支援センター	入方3丁目70番地1	88-2522	88-1577	(福)麩城会
5	安井	大東在宅介護支援センター	東前1丁目79番地	82-2812	82-2881	(福)大東福祉会
6	宇留生	大垣市お勝山在宅介護支援センター	牧野町2丁目150番地1	71-2252	71-4191	(福)大垣市社会福祉事業団
7	中川	大垣市中川在宅介護支援センター	中川町4丁目668番地1	82-8850	82-8866	(福)大垣市社会福祉事業団

(2) 介護保険施設

ア 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

※要介護3～5が対象

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	多芸島	友和苑	90	入方3丁目70番地1	88-1567	88-1577	※○		
2	多芸島	大垣市くすのき苑	110	多芸島4丁目64番地1	89-8100	89-8145	※○		
3	安井	特別養護老人ホームゴールドライフ大東	70	東前1丁目79番地	82-2800	82-2881	※○		
4	中川	特別養護老人ホームパサード	100	北方町2丁目70番地1	78-2984	78-2975	※○		
5	中川	特別養護老人ホームすいと大垣	80	北方町5丁目25番地1	47-7123	47-7124	※○		
6	中川	特別養護老人ホーム静風苑	80	林町7丁目字恵比寿堂618番地1	81-5100	81-5120	※○		
7	和合	特別養護老人ホーム優・悠・邑 和合	90	和合本町2丁目114番地1	73-6110	73-6112	※○		
8	三城	特別養護老人ホームサンヴェール大垣	90	東町4丁目43番地2	77-7010	77-7058	※○		
9	青墓	特別養護老人ホーム優心苑	60	矢道町1丁目255番地1	93-0506	93-0507	※○		
10	青墓	特別養護老人ホーム清心苑	160	矢道町1丁目303番地	93-0510	93-0585	※○		

イ 介護老人保健施設

No.	所在地	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	東	老人保健施設 西濃	127	藤江町 6 丁目 3 番地 1	78-6050	78-6160	○		
2	北	老人保健施設 セイ・ウインド大垣	100	宿地町 1008 番地 4	82-6001	82-6010	○		
3	多芸島	介護老人保健施設 サットヴァの園	100	多芸島 1 丁目 127 番地 1	88-1788	88-2025	○		
4	安井	老人保健施設 大樹	96	築捨町 1 丁目 14 番地 1	88-0144	88-1506	○		

(3) 居宅サービス・介護予防サービス等事業所

ア 訪問介護事業所

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	きょうあい	神田町 2 丁目 38 番地 モア・メゾン神田 1 階	75-3235	75-3236	○	○	○
2	東	大垣タクシー株式会社	藤江町 5 丁目 105 番地 2	78-5178	78-5179	○		
3	東	スイトタクシー介護サービス	旭町 3 丁目 11 番地	78-9880	78-4025	○		
4	西	訪問介護ステーションあゆの風	木戸町 232 番地 1	84-8771	84-8773	○	○	○
5	西	つくしケアサービスさつき	木戸町 493 番地 3	71-6294	71-6295	○	○	○
6	南	(株)新生メディカル大垣営業所	南瀬町 1 丁目 118 番地 1	71-8015	71-8118	○	○	○
7	北	ヒカリへ訪問介護ステーション	笠木町 84 番地 8	51-0931	51-9808	○	○	○
8	北	沼口訪問介護ステーションアミタージュス	笠木町 386 番地 1	93-1081	91-1083	○	○	○
9	多芸島	ケアサポート志	多芸島 2 丁目 455 番地	89-7789	89-8588	○	○	○
10	安井	訪問介護ひかり	築捨町 3 丁目 58 番地 サンビレッジ築捨 206	84-3517	84-3518	○	○	○
11	安井	医心館 訪問介護ステーション 大垣	大井 2 丁目 26 番地 1	71-8860	71-8861	○	○	○
12	安井	大橋ケアサービス	旭町 3 丁目 10 番地	75-3429	75-3485	○	○	○
13	安井	サファイール大垣ケアステーション	長沢町 2 丁目 37 番地 3	74-5551	74-5511	○	○	○

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
14	安井	あみーゴライフ大垣	長沢町4丁目15番地	47-7271	47-7274	○	○	○
15	安井	訪問介護ステーション悠ライフ大垣	禾森町3丁目2102番地2	76-7778	76-7787	○		
16	安井	ロータスケアサービス禾森	禾森町5丁目8番地	77-2666	77-2667	○	○	○
17	安井	アバンセ介護センターおおがき	禾森町6丁目1473番地1	77-1007	77-1077	○	○	○
18	安井	訪問介護ステーションハーブ	新田町2丁目24番地1	89-6780	88-0312	○	○	○
19	安井	ジーバケアサービス	二葉町8丁目20番地	78-0111	73-8820	○	○	○
20	安井	大東ホームヘルプサービス	東前1丁目79番地	82-2800	82-2881	○	○	○
21	安井	ラ・ポール	東前3丁目29番地8	070-8400-6654	-	○	○	○
22	宇留生	ニチイケアセンターうろう	熊野町4丁目118番地	93-1085	91-1265	○		
23	静里	絢の憩い訪問介護ステーション	静里町310番地1 スマートハウス静里K棟	40-9250	40-9250	○	○	○
24	静里	訪問介護ステーション アクア	静里町890番地2	47-7927	47-7928	○		
25	静里	ケアセンター りらいあ	静里町1171番地1 川瀬ビル1階	84-2533	84-2522	○		
26	静里	訪問介護ステーションありがとう	中曽根町2番地2	91-9397	91-9397	○	○	○
27	洲本	ヘルパーステーション・柚子	外渕2丁目79番地	87-1911	87-1918	○	○	○
28	洲本	介護ステーションみらい	外渕4丁目92番地2	89-5157	47-8858	○	○	○
29	浅草	アクア大垣訪問介護	浅草1丁目306番地	84-4755	84-4745	○		
30	浅草	訪問介護事業所福来	浅草1丁目334番地1 コーポ向日葵Ⅱ103	050-8892-0030	050-3131-9077	○	○	○
31	浅草	訪問介護事業所マグノリア大垣	浅草3丁目37番地	47-7371	47-7372	○	○	○
32	浅草	あいあいケアサポート	浅中2丁目116番地2	89-8681	87-3477	○	○	○
33	中川	ヘルパーステーションけいた	北方町3丁目729番地	71-7123	71-7132	○	○	○
34	中川	暖訪問介護事業所	領家町2丁目132番地3	51-3025	51-5905	○	○	○
35	中川	クルール大垣	中野町2丁目65番地	84-9660	84-9661	○		

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
36	中川	パステルスマイル介護ステーション	中野町2丁目77番地	75-5058	75-5528	○	○	○
37	中川	大垣ケアサービス訪問介護事業所	林町8丁目53番地	73-8048	73-8627	○	○	○
38	中川	訪問介護ステーションあっぱれ	林町8丁目1394番地 アクア大垣403号室	070-1202- 1956	050-6883- 8914	○		
39	和合	訪問介護ステーション ふじの郷和合	開発町5丁目3番地11	73-3939	73-3399	○	○	○
40	和合	ニチイケアセンター和合	和合本町1丁目893番地	83-0020	83-0024	○		
41	和合	まっくびーホームケア大垣	和合本町2丁目607番地2	84-7888	84-8887	○		
42	三城	あみーゴライフ大垣北	小野1丁目129番地	71-7535	71-7536	○		
43	三城	訪問介護事業所 けやき 小野	小野3丁目13番地1	71-6786	71-6788	○	○	○
44	三城	訪問介護事業所 けやき東町	東町2丁目137番地1	84-7866	84-7868	○	○	○
45	三城	訪問介護ステーション三城	東町4丁目45番地1	84-2103	84-2108	○	○	○
46	三城	大垣市社会福祉協議会ホームヘルパー室	今宿5丁目1番地4 在宅福祉サービスステーション	75-3303	75-3394	○	○	○
47	荒崎	あかつき訪問介護ステーション	長松町1145番地1	84-3681	84-3682	○	○	○
48	荒崎	せいぶ訪問介護事業所	島町249番地1	93-3720	93-3721	○	○	○
49	荒崎	ヘルパーステーション島	島町字北浦384番地1	84-2344	84-2343	○	○	○
50	赤坂	訪問介護ステーションくついい大垣北	赤坂新町1丁目2222番地1	47-8302	47-8308	○	○	○
51	赤坂	訪問介護ステーション A l i l e C a r e	興福地町1丁目66番地6	71-7105	71-7106	○	○	○
52	赤坂	訪問介護スマイルさつき	枝郷3丁目19番地 エル・ボナール枝郷105	84-7196	84-7197	○	○	○
53	赤坂	訪問介護ステーションけあ・わーくす大垣	枝郷5丁目42番地 貸店舗D	71-8317	72-0152	○	○	○
54	青墓	クルール大垣昼飯	昼飯町242番地	84-9006	84-9007	○		
55	青墓	訪問介護うらら	青墓町3丁目410番地73	51-9644	79-0159	○	○	○
56	青墓	ハートサービス	矢道町1丁目23番地	93-3131	93-0811	○	○	○

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
57	上石津	大垣市社会福祉協議会 上石津ホームヘルパー室	上石津町牧田 4690 番地 2 大垣市上石津デ イサービスセンター内	48-0061	46-3308	○	○	○
58	墨俣	訪問介護ステーションよいかん墨俣	墨俣町墨俣字東殿町 302 番地	71-6678	71-6677	○	○	○
59	墨俣	ニチイケアセンター大垣墨俣	墨俣町墨俣 452 番地 1	62-1071	62-1072	○		

イ 訪問入浴介護事業所

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	東	アースサポート大垣	錦町 72 番地	73-8411	73-8410	○	○	
2	南杭瀬	アサヒサンクリーニング在宅介護センター大垣	南若森町 574 番地 1 南若森事務所 1F	050-3317- 1662	81-3203	○	○	
3	安井	訪問入浴ステーションハーブ	新田町 2 丁目 24 番地 1	89-7708	88-0312	○	○	

ウ 訪問看護事業所

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	大垣中央病院 訪問看護ステーション	見取町 4 丁目 2 番地	84-7300	84-7301	○	○	
2	西	訪問看護ステーションウイズ	木戸町 232 番地 1	74-7121	74-7191	○	○	
3	西	訪問看護ステーション みんと	若森町 2 丁目 24 番地 ピアジェ若森 202	77-0152	77-0153	○		
4	南	まちなか訪問看護ステーション	南瀬町 1 丁目 118 番地 1	71-8016	75-3372	○	○	
5	南	レディーバグ訪問看護ステーション 大垣	南瀬町 4 丁目 23 番地	71-7225	71-7551	○	○	
6	南	訪問看護ステーションSmile Bee	世安町 1 丁目 45 番地 1	47-7119	47-6799	○	○	
7	南	アバンセ訪問看護ステーション大垣	美和町 1847 番地 1 レジデンス田園 C 棟 201 号	77-0377	77-0378	○	○	
8	北	(医)徳洲会 大垣徳洲会訪問看護ステーション	林町 6 丁目 85 番地 1	84-2013	84-2014	○	○	
9	北	沼口訪問看護ステーションアミタユス	笠木町 386 番地 1	47-5005	47-5030	○	○	
10	安井	医心館 訪問看護ステーション 大垣	大井 2 丁目 26 番地 1	71-8860	71-8861	○	○	

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
11	安井	訪問看護ステーション和光 大垣	大井 2 丁目 38 番地 3	71-6105	71-6225	○	○	
12	安井	訪問看護ステーション悠ライフ大垣	禾森町 3 丁目 2102 番地 2	76-7778	76-7787	○	○	
13	安井	ロータス訪問看護ステーション	禾森町 5 丁目 8 番地	090-1763-4609	77-2664	○	○	
14	安井	ここな訪問看護ステーション	禾森町 5 丁目 56 番地	51-3077	51-6086	○	○	
15	安井	訪問看護ステーションよいかん大垣	禾森町 5 丁目 158 番地 クレールメゾン禾森 106	84-9860	84-9861	○	○	
16	安井	ソフィアメディ訪問看護ステーション大垣	禾森町 6 丁目 70 番地 西棟	47-8266	47-8267	○	○	
17	安井	訪問看護ステーションハーブ	新田町 2 丁目 24 番地 1	88-0310	88-0312	○	○	
18	宇留生	訪問看護ステーションひなた	荒尾町 61 番地 7	47-6180	47-6181	○	○	
19	静里	訪問看護ステーションアクア	静里町 890 番地 2	47-7927	47-7928	○	○	
20	静里	しずさと訪問看護ステーション	桧町 1452 番地	93-1173	93-1178	○	○	
21	浅草	アクア大垣訪問看護	浅草 1 丁目 306 番地	84-4755	84-4745	○		
22	中川	訪問看護ステーションあやめ大垣	中川町 1 丁目 34 番地 1 サンライフ中川 105 号室	82-0155	82-0116	○	○	
23	中川	りんく訪問看護ステーション	中川町 1 丁目 65 番地 ベル・フネートル 1 階 A 号室	090-9197-7316	050-3588-7095	○	○	
24	中川	アウル訪問看護ステーション	貝曾根町 9 番地 3 ルームズ C	070-1290-7646	050-6877-6105	○	○	
25	中川	くらしケア大垣訪問看護ステーション	林町 7 丁目 178 番地 4 ルアールハイツ B 106 号室	47-7221	47-7222	○	○	
26	中川	訪問看護事業所 たいよう	林町 8 丁目 53 番地	73-8026	73-8627	○	○	
27	中川	訪問看護ステーションあっぱれ	林町 8 丁目 1394 番地 アクア大垣 403 号室	070-1202-1956	050-6883-8914	○	○	
28	和合	訪問看護ステーションもりもり	和合新町 1 丁目 89 番地 中村第 5 ビル 101 号室	71-6156	71-6157	○	○	
29	三城	訪問看護ステーション ぬくぬく	東町 2 丁目 95 番地 4 号 メゾンワタナベ 102 号	47-6522	47-6536	○	○	

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
30	三城	はやかわ訪問看護ステーション	東町2丁目136番地1	71-8880	71-8881	○	○	
31	三城	大垣市訪問看護ステーション	今宿5丁目1番地4 在宅福祉サービス テーション	81-3337	78-0788	○	○	
32	三城	ヘルスコンサルティング	今宿6丁目52番地16	080-7604-6862	058-372- 2790	○	○	
33	三城	墨保訪問看護センター	波須1丁目131番地	82-8448	47-6656	○	○	
34	三城	訪問看護ステーション けやき 大垣	波須2丁目8番地 ラポール波須A101	74-8650	74-8651	○	○	
35	三城	訪問看護ステーション フォーカス	上面2丁目54番地3	47-5307	47-5308	○	○	
36	三城	訪問看護ステーション 街家	上面4丁目44番1	77-2323	77-2324	○	○	
37	赤坂	訪問看護ステーションくついで大垣北	赤坂新町1丁目2222番地1	47-8301	47-8304	○	○	
38	赤坂	赤坂宿訪問看護ステーション	池尻町1540番地	76-0876	76-0891	○	○	

エ 通所介護事業所(デイサービス)

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	デイサービスセンターくつろぎ	44	馬場町80番地	73-9265	73-9265	○	○	○
2	南	まちなかりハビリサロン	30	南瀬町1丁目118番地1	71-8015	71-8118	○	○	○
3	南	リハビリ特化型デイサービス ひのき 大垣	20	南瀬町4丁目73番地	74-8671	74-8672	○	○	○
4	北	コンパスウォーク大垣河間	20	河間町5丁目248番地1	47-5928	47-5938	○	○	○
5	南杭瀬	ケアステーションあさひ大垣	35	本今3丁目82番地	77-7730	73-2930	○		
6	南杭瀬	デイサービス 本今なの花	32	本今4丁目13番地	84-2225	84-2226	○	○	○
7	安井	サファイール大垣 デイサービスセンター	20	長沢町2丁目26番地1	74-5551	74-5511	○	○	○
8	安井	ゆかりの郷デイサービスセンター二葉	40	二葉町6丁目1番地1	71-7090	71-7091	○	○	○
9	安井	ロータス デイサービス大垣	30	禾森町5丁目8番地	77-2670	77-2671	○	○	○

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
10	安井	大東デイサービスセンター	40	東前1丁目78番地	82-2800	82-2802	○	○	○
11	安井	セラヴィくつろぎデイサービス	40	東前3丁目18番地	74-7010	74-7020	○	○	○
12	宇留生	大垣市お勝山共生型デイ (障害福祉サービス対応可)	25	牧野町2丁目150番地5 大垣市 お勝山ふれあいセンター	71-4411	71-4191	○	○	○
13	静里	しずさとデイサービスセンター	40	松町1452番地	93-1172	93-1169	○	○	○
14	綾里	デイサービス綾郷	20	綾野1丁目2627番地	93-0081	93-0082	○	○	○
15	洲本	デイサービス・柚子	30	外渕2丁目79番地	87-1911	87-1918	○	○	○
16	洲本	デイサービス・ハッピー桜	30	外渕2丁目81番地	47-9370	47-9375	○	○	○
17	洲本	あかつき健康倶楽部	20	外渕4丁目20番地	47-7924	47-8924	○	○	○
18	浅草	デイサービスセンター マグノリア大垣	19	浅草3丁目37番地	47-7371	47-7372	○	○	○
19	浅草	デイサービスセンター 寄す処	39	浅草3丁目121番地1	84-2360	84-2370	○	○	○
20	浅草	ほっと大垣デイサービスセンター	20	浅中2丁目130番地1	89-6606	89-7087	○	○	○
21	浅草	あかつきリハトレくらぶ大垣南	20	浅西2丁目45番地2	84-3422	84-3423	○	○	○
22	川並	デイサービスセンター いっぱ	30	小泉町337番地1	84-7255	83-3222	○	○	○
23	中川	デイサービスセンター 喜多方	30	北方町2丁目70番地1	78-3084	78-3095	○	○	○
24	中川	デイサービスセンター すいと大垣	20	北方町5丁目25番地1	47-7123	47-7124	○	○	○
25	中川	あかつきリハトレくらぶ 大垣北	40	三津屋町2丁目11番地	47-9000	47-5505	○	○	○
26	中川	TEAM SED	19	三津屋町3丁目1274番1	84-4775	84-4776	○	○	○
27	中川	デイサービスほほえみの郷 大垣	20	三津屋町5丁目22番地2	71-8080	71-8111	○	○	○
28	中川	ツクイ大垣中野町	46	中野町3丁目35番地	77-5660	77-5661	○	○	○
29	中川	ゆたかデイサービスセンター 中川	40	中川町2丁目1053番地3	47-8931	47-8932	○	○	○
30	和合	ニチイケアセンター 和合	28	和合本町1丁目893番地	83-0020	83-0024	○	○	○

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
31	三城	デイサービス・リハビリセンターわおん	32	加賀野 5 丁目 24 番地 1	47-7555	47-7557	○	○	○
32	三城	はやかわクリニクデイ・リハビリセンター	42	東町 2 丁目 2 番地 1	83-3838	83-3839	○	○	○
33	三城	デイサービスセンターサンヴェール大垣	45	東町 4 丁目 43 番地 2	77-7680	77-7058	○	○	○
34	三城	デイサービス三城	30	東町 4 丁目 45 番地 1	84-2103	84-2108	○	○	○
35	三城	デイサービス花水木	35	東町 4 丁目 60 番地 1	47-8484	47-8483	○	○	○
36	三城	デイサービスリゾートアロハ大垣	35	波須 2 丁目 72 番地	81-8221	81-8227	○	○	○
37	荒崎	ケアサービスセンターいずみ	32	長松町字宮ノ前 844 番地 1	93-0841	92-4004	○	○	○
38	青墓	ハートサービスデイサービスセンター「ぬくもりの郷」	45	矢道町 1 丁目 23 番地	93-1811	93-0811	○	○	○
39	上石津	大垣市社会福祉協議会上石津デイサービスセンター	30	上石津町牧田 4690 番地 2	48-0061	46-3308	○	○	○
40	墨俣	大垣市社会福祉協議会墨俣デイサービスセンター	25	墨俣町墨俣 1141 番地 1	62-3184	61-1088	○	○	○

オ 通所リハビリテーション事業所(デイケア)

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	城北整形外科クリニック	60	桐ヶ崎町 80 番地	81-6592	81-1377	○	○	
2	興文	大垣中央病院	12	見取町 4 丁目 2 番地	73-0377	73-8380	○	○	
3	東	老人保健施設 西濃	40	藤江町 6 丁目 3 番地 1	78-6050	78-6160	○	○	
4	北	(医)徳洲会 大垣徳洲会病院 通所リハビリテーション	30	林町 6 丁目 85 番地 1	84-2026	84-2027	○	○	
5	北	老人保健施設 セイ・ウインド大垣	30	宿地町 1008 番地 4	82-6001	82-6010	○	○	
6	多芸島	介護老人保健施設 サットヴィアの園	30	多芸島 1 丁目 127 番地 1	88-1775	88-0670	○	○	
7	静里	しずさと診療所	30	久徳町 153 番地 1	93-1179	93-0345	○	○	

カ 短期入所生活介護事業所(ショートステイ)

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	多芸島	友和苑	10	入方 3 丁目 70 番地 1	88-1567	88-1577	○	○	
2	多芸島	大垣市くすのき苑	13	多芸島 4 丁目 64 番地 1	89-8100	89-8145	○	○	
3	安井	あずみ苑大垣	20	大井 3 丁目 101 番地 2	78-4165	78-4167	○	○	
4	安井	大東ショートステイホーム	20	東前 1 丁目 79 番地	82-2800	82-2881	○	○	
5	静里	しずさとショートステイ	24	桧町 1452 番地	93-1175	93-1151	○	○	
6	洲本	ショートステイ・柚子	20	外渕 2 丁目 79 番地	87-1911	87-1918	○	○	
7	浅草	あいあいショートステイ	20	浅草 3 丁目 91 番地	47-8891	87-1489	○	○	
8	中川	パサーダイースト	20	北方町 1 丁目 1147 番地 1	84-3015	84-3016	○	○	
9	中川	特別養護老人ホームパサーダ	20	北方町 2 丁目 70 番地 1	78-2984	78-2975	○	○	
10	中川	ショートステイパサーダ	22	北方町 2 丁目 70 番地 1	78-2102	78-2103	○	○	
11	中川	ショートステイ太陽	20	北方町 2 丁目 79 番地 1	83-1330	83-1331	○	○	
12	中川	特別養護老人ホームすいと大垣	19	北方町 5 丁目 25 番地 1	47-7123	47-7124	○	○	
13	中川	特別養護老人ホームサンビレッジ大垣	21	北方町 5 丁目 35 番地	77-0584	75-5929	○	○	
14	中川	特別養護老人ホーム静風苑	20	林町 7 丁目字恵比寿堂 618 番地 1	81-5100	81-5120	○	○	
15	和合	特別養護老人ホーム優・悠・邑 和合	8	和合本町 2 丁目 114 番地 1	73-6110	73-6112	○	○	
16	三城	ショートステイサンヴェール大垣	19	東町 4 丁目 43 番地 2	77-7010	77-7058	○	○	
17	三城	ショートステイ三城	20	東町 4 丁目 45 番地 1	84-2103	84-2108	○	○	
18	三城	ショートステイ花木	30	東町 4 丁目 60 番地 1	47-8484	47-8483	○	○	
19	荒崎	ケアサービスセンターいづみ	21	長松町字宮ノ前 844 番地 1	93-0841	92-4004	○	○	
20	青墓	清心苑ショートステイ	20	矢道町 1 丁目 303 番地	93-0510	93-0585	○	○	
21	上石津	短期入所生活介護施設ハーモニー	10	上石津町三ツ里 660 番地	45-2225	45-2226	○	○	

キ 短期入所療養介護事業所(ショートステイ)

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	東	老人保健施設 西濃	藤江町 6 丁目 3 番地 1	78-6050	78-6160	○	○	
2	北	老人保健施設 セイ・ウインド大垣	宿地町 1008 番地 4	82-6001	82-6010	○	○	
3	多芸島	介護老人保健施設 サットヴァの園	多芸島 1 丁目 127 番地 1	88-1788	88-0670	○	○	
4	安井	老人保健施設 大樹	築捨町 1 丁目 14 番地 1	88-0144	88-1506	○		

ク 福祉用具貸与事業所

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	OKB ケアサービス 明星	郭町 2 丁目 25 番地 K I X 中央ビル 2F	78-7101	75-3341	○	○	
2	興文	株式会社友悠	西長町 31 番地	78-9611	78-9590	○	○	
3	興文	福祉用具いずみ	西崎町 2 丁目 70 番地	78-9047	78-9046	○	○	
4	東	(株)大石電気商会パナソニックエイジフ リーショップ大垣	藤江町 2 丁目 97 番地	82-4458	82-4459	○	○	
5	西	株式会社松永製作所 大垣営業所	久瀬川町 2 丁目 29 番地	78-5125	35-2480	○	○	
6	南杭瀬	アシストケアワカミヤ	本今 4 丁目 26 番地 1	47-9205	47-9206	○	○	
5	南杭瀬	株式会社ナイスワーク 大垣営業所	本今 5 丁目 128 番地	84-4165	84-4168	○	○	
6	安井	株式会社トーカーイ大垣営業所 (ファースト ケア)	新田町 3 丁目 7 番地	47-9522	47-9292	○	○	
7	川並	Hi-Road Medical 福祉用具貸与事業所	平町 243 番地 2	71-7662	71-7663	○	○	
8	三城	ケア・ケア	上面 4 丁目 77 番地 2	83-1639	81-8073	○	○	
9	青墓	ハートサービス	矢道町 1 丁目 23 番地	93-0810	93-0811	○	○	

ケ 福祉用具販売事業所

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	OKBケアサービス明星	郭町2丁目25番地 KIX中央ビル2F	78-7101	75-3341	○	○	
2	興文	株式会社友悠	西長町31番地	78-9611	78-9590	○	○	
3	興文	福祉用具いずみ	西崎町2丁目70番地	78-9047	78-9046	○	○	
4	東	(株)大石電気商会パナソニックエイジフリースト ーショップ大垣	藤江町2丁目97番地	82-4458	82-4459	○	○	
5	西	株式会社松永製作所 大垣営業所	久瀬川町2丁目29番地	78-5125	35-2480	○	○	
6	南杭瀬	アシストケアワカミヤ	本今4丁目26番地1	47-9205	47-9206	○	○	
7	南杭瀬	株式会社ナイスワーク 大垣営業所	本今5丁目128番地	84-4165	84-4168	○	○	
8	安井	株式会社トーカイ大垣営業所（ファースト ケア）	新田町3丁目7番地	47-9522	47-9292	○	○	
9	川並	Hi-Road Medical 福祉用具貸与事業所	平町243番地2	71-7662	71-7663	○	○	
10	三城	ケア・ケア	上面4丁目77番地2	83-1639	81-8073	○	○	
11	青墓	ハートサービス	矢道町1丁目23番地	93-0810	93-0811	○	○	

コ 特定施設入居者生活介護

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	北	ベストライフ岐阜	72	宝和町20番地	83-8366	83-8367	○	○	
2	洲本	介護付有料老人ホームロイヤルステージ大垣	46	外瀬2丁目82番地	88-0081	88-0087	○	○	
3	中川	有料老人ホーム「憩いの里」大垣	33	林町7丁目982番地1	74-1330	82-1833	○	○	

(4) 地域密着型サービス

ア 地域密着型通所介護事業所

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	デイサービスぷらっと	14	室村町 4 丁目 42 番地 23	71-7611	71-7612	○	○	○
2	興文	デイサービスよってこ	10	室村町 4 丁目 156 番地	84-3335	84-3337	○	○	○
3	興文	いきいきデイサービスセンター	10	見取町 3 丁目 8 番地	47-5802	74-5677	○	○	○
4	東	デイサービスセンターあおの里	10	新地町 2 番地 1	83-3401	83-3403	○	○	○
5	北	はすの湯 笠木	13	笠木町 249 番地 3	76-7297	76-7298	○	○	○
6	多芸島	シニアフットネス デイ ここから	15	友江 2 丁目 1 番地 1	47-7420	47-7421	○	○	○
7	多芸島	デイサービスセンター日新いろり	10	入方 2 丁目 1716 番地 3	47-6884	47-6885	○	○	○
8	静里	デイサービス にここ日なた	12	静里町 1171 番地 1 川瀬ビル 1 階	84-2533	84-2522	○	○	○
9	静里	リハビリ大垣ヒノキ	15	桧町 798 番地	47-8223	47-8224	○	○	○
10	浅草	あいあいデイサービスセンター	18	浅中 2 丁目 116 番地 2	87-3381	87-3477	○	○	○
11	川並	はすの湯 小泉	18	小泉町 342 番地 2	84-2770	84-2771	○	○	○
12	和合	脳活リハ もやい	15	津村町 1 丁目 81 番地	77-6786	77-6788	○	○	○
13	三城	株式会社三城ケアサービスデイサービス歩み	10	中ノ江 2 丁目 2 番地 2	81-7716	81-7706	○	○	○
14	赤坂	デイサービスゆとりび	10	赤坂町 3055 番地 10	71-3456	71-5550	○	○	○
15	赤坂	大垣セントラルクリニック リハビリテーション ョン堀	18	赤坂新田 1 丁目 72 番地 1	71-0210	71-0216	○	○	○
16	青墓	介護結ぶ	10	青墓町 3 丁目 410 番地 73	51-9644	79-0159	○	○	○
17	青墓	介護紡ぎ	10	青墓町 3 丁目 426 番地 8	51-9448	79-0159	○	○	○
18	上石津	デイサービスセンターハーモニー	10	上石津町三ツ里 660 番地	45-2225	45-2226	○	○	○

イ 認知症対応型通所介護

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	南	デイサービスみの・みーの	12	南瀬町 1 丁目 118 番地 1	71-8015	71-8118	○	○	
2	静里	デイサービスひのき	12	松町 706 番地	93-0310	93-0311	○	○	
3	静里	認知症デイサービスあらかわ	12	荒川町字森元 466 番地 1	84-7474	81-7663	○	○	
4	中川	デイサービスセンターサンビレッジ大垣	12	北方町 5 丁目 35 番地	77-0584	75-5929	○	○	
5	墨俣	愛の家デイサービスすのまた	3	墨俣町上宿 571 番地 1	62-6580	62-6596	○	○	

ウ 小規模多機能型居宅介護

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	南杭瀬	小規模多機能ホームわかもり	29	南若森 5 丁目 110 番地 1	81-6020	81-6021	○	○	
2	静里	小規模多機能型居宅介護 わくわくホーム	29	荒川町 367 番地 1	93-4165	93-3456	○	○	
3	浅草	小規模多機能 いきいき	25	浅草 1 丁目 382 番地	88-1877	88-2877	○	○	
4	中川	大垣市中川ふれあいホーム	24	中川町 4 丁目 668 番地 1 大垣市中川ふれあいセンター	82-8888	82-8866	○	○	
5	青臺	和の郷	29	矢道町 2 丁目 175 番地 2	71-8851	71-8852	○	○	
6	墨俣	ニチイケアセンター大垣墨俣	29	墨俣町墨俣 452 番地	62-1131	62-1132	○	○	

エ 認知症対応型共同生活介護

※要支援2の人が対象

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	東	ニチイケアセンター西濃	18	橘町 2 丁目 9 番地 1	83-1531	83-1532	○	※○	
2	西	大垣ケアセンターそよ風	18	久瀬川町 6 丁目 128 番地	73-2710	73-2748	○	※○	
3	西	愛の家グループホーム大垣木戸	18	木戸町 306 番地 1	78-0057	78-0057	○	※○	
4	北	グループホームHIPO	9	室村町 1 丁目 178 番地	83-7775	83-7752	○	※○	

No.	所在地	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
5	北	愛の家グループホーム大垣	18	宝和町 15 番地	77-3950	77-3951	○	※○	
6	多芸島	グループホームともがき	18	入方 3 丁目 70 番地 1	87-2001	89-2223	○	※○	
7	安井	大東グループホーム	27	東前 1 丁目 86 番地 1	82-1600	82-1632	○	※○	
8	静里	グループホームわくわく	18	荒川町 367 番地 1	93-4165	93-3456	○	※○	
9	洲本	グループホーム・柚子	9	外瀬 2 丁目 79 番地	87-1911	87-1918	○	※○	
10	洲本	グループホーム・ハッピー桜	18	外瀬 2 丁目 81 番地	47-9370	47-9375	○	※○	
11	洲本	グループホーム江並「福寿苑」	18	外瀬 4 丁目 97 番地 1	87-2350	87-2351	○	※○	
12	洲本	グループホーム 第二江並「福寿苑」	18	外瀬 4 丁目 101 番地	87-3660	87-3661	○	※○	
13	浅草	愛の家グループホーム大垣浅草	18	浅草 2 丁目 28 番地 1	71-6930	71-6932	○	※○	
14	中川	グループホームパサード	18	北方町 2 丁目 70 番地 1	78-2101	78-2103	○	※○	
15	中川	グループホームさくら・さくら	6	北方町 5 丁目 35 番地	77-0584	75-5929	○	※○	
16	中川	グループホームダンデ・ライオン	18	赤花町 1 丁目 68 番地 1	74-7782	74-7783	○	※○	
17	中川	グループホームあおぞら	6	林町 8 丁目 69 番地	77-0620	73-8627	○	※○	
18	三城	グループホームサンヴェール大垣	9	東町 4 丁目 43 番地 2	81-2216	77-7058	○	※○	
19	三城	グループホーム三城	18	東町 4 丁目 44 番地 1	82-1508	82-1558	○	※○	
20	三城	グループホームてんじゅ	18	万石 3 丁目 14 番地 1	83-3339	75-1271	○	※○	
21	墨俣	愛の家グループホームすのまた	18	墨俣町上宿 571 番地 1	62-6580	62-6596	○	※○	

才 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※要介護3～5が対象

No.	所在地	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	中川	特別養護老人ホームサンビレッジ大垣	21	北方町 5 丁目 35 番地	77-0584	75-5929	※○		
2	青墓	地域密着型特別養護老人ホーム 優心苑	20	矢道町 1 丁目 255 番地 1	93-0506	93-0507	※○		

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
3	上石津	特別養護老人ホームハーモニー	29	上石津町三ツ里 660 番地	45-2225	45-2226	※○		

力 看護小規模多機能型居宅介護

No.	所在地区	事業所名	定員	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	和合	パーラミター	12	和合新町 2 丁目 18 番地	82-5083	—	○		
2	赤坂	長屋門うつぐみ	15	池尻町 1540 番地	76-0876	76-0891	○		

キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	安井	ケアサポート大垣 2 5	大井 2 丁目 38 番地 3	71-7781	71-7782	○		

(5) 居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
1	興文	キク	郭町東 2 丁目 85 番地	78-2524	78-2630	○		
2	興文	ケアセンターくつろぎ	馬場町 73 番地	71-9265	71-9268	○		
3	興文	大垣在宅介護支援相談所	西崎町 2 丁目 70 番地	78-9047	78-9046	○		
4	東	老人保健施設西濃在宅介護支援センター	藤江町 6 丁目 3 番地 1	73-4007	78-6160	○		
5	西	居宅介護支援事業所 つくしさつき	木戸町 493 番地 3	71-6296	71-6297	○	○	
6	南	岐阜県柔道整復師協同組合 鹿野居宅介護 支援事業所	竹島町 122 番地	78-3773	76-5192	○		
7	南	(株)新生メディカル ケアマネジメントセン ター	南瀬町 1 丁目 118 番地 1	71-8015	71-8118	○	○	
8	南	ケアプラン あかつき	世安町 1 丁目 45 番地 1	77-5155	77-5156	○		
9	北	(医)徳洲会 大垣徳洲会介護センター	林町 6 丁目 85 番地 1	77-6168	77-6131	○		

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
10	北	在宅介護支援センター静風	宿地町1008番地4	82-7271	82-6010	○		
11	北	ケアサポート アミターユス	笠木町386番地1 メディカルシェアハウス アミターバ内	93-1082	93-1083	○		
12	南杭瀬	葦居宅介護支援事業所	本今3丁目77番地 コテージ本今B棟	87-1333	87-1331	○		
13	南杭瀬	ケアプランセンター楽笑プラス	青柳町1丁目297番地 バンディアンハイツ 207	71-9925	71-9926	○	○	
14	多芸島	友和苑在宅介護支援センター	入方3丁目70番地1	88-2522	88-1577	○		
15	多芸島	ケアプランセンター楽笑	西大外羽1丁目178番地1	71-8541	71-8542	○	○	
16	多芸島	サットヴァの園 居宅介護支援事業所	多芸島1丁目127番地1	88-1775	88-0670	○		
17	安井	大橋ケアサービス	旭町3丁目10番地	75-3429	75-3485	○		
18	安井	居宅介護支援事業所 おおがきの憩	築捨町3丁目67番地	89-7150	89-7151	○		
19	安井	ケアプランセンター大垣	大井2丁目38番地3	71-6530	71-7782	○	○	
20	安井	ここな敬庵	禾森町5丁目56番地	090-1668 -0557	51-6086	○		
21	安井	ソフィアメディケアプラン大垣	禾森町6丁目70番地 西棟	47-8268	47-8267	○		
22	安井	居宅介護支援事業所ハーブ	新田町2丁目24番地1	88-1325	88-0312	○		
23	安井	大東在宅介護支援センター	東前1丁目79番地	82-2812	82-2881	○	○	
24	宇留生	大垣市お勝山在宅介護支援センター	牧野町2丁目150番地1 お勝山ふれあいセ ンター	71-2252	71-4191	○		
25	宇留生	居宅介護支援事業所 いずみ	荒尾玉池1丁目34番地	93-3331	93-0272	○		
26	静里	しずさと介護支援センター	桧町1452番地	93-1171	93-1151	○		
27	綾里	ケアプランセンター綾郷	綾野1丁目2627番地	93-0080	93-0082	○		
28	洲本	ケアサポート・柚子	外刈2丁目79番地	87-1915	87-1918	○	○	

No.	所在地区	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
29	浅草	あいあい居宅介護支援事業所	浅草 3 丁目 91 番地	87-1488	87-1489	○		
30	浅草	居宅介護支援事業所よすが	浅草 3 丁目 121 番地 1	84-2360	84-2370	○		
31	中川	居宅介護支援事業所 しんめい	北方町 2 丁目 70 番地 1	78-3135	78-2975	○		
32	中川	ケアプラン伊吹	中川町 1 丁目 14 番地 4	84-9988	84-9988	○		
33	中川	大塚市中川在宅介護支援センター	中川町 4 丁目 668 番地 1 中川ふれあいセン ター	82-8850	82-8866	○		
34	中川	ケアプランセンターゆかり大塚	林町 8 丁目 35 番地 コーポゴトウ北 103 号	47-6675	47-6676	○		
35	中川	大塚ケアサービス	林町 8 丁目 53 番地	73-8668	73-8627	○		
36	中川	ゆたかケアプランセンター	林町 8 丁目 1386 番地 1 コーポゴトウ南 111 号	47-8486	47-8487	○	○	
37	和合	ケアプランセンター 燦燦 -さんさん-	和合新町 1 丁目 89 番地 中村第 5 ビル 101 号室	47-6141	71-6157	○	○	
38	三城	居宅介護支援事業所サンヴェール大塚	東町 4 丁目 43 番地 2	81-2215	77-7058	○		
39	三城	介護相談所浅葱	今宿 4 丁目 40 番地 4 diciotto OGAKI 101	71-7664	51-2750	○	○	
40	三城	大塚市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	今宿 5 丁目 1 番地 4 在宅福祉サービスステ ーション	75-3308	75-3394	○	○	
41	三城	エム・ケー・プラン有限公司	三塚町 1032 番地 1	83-2091	83-2092	○	○	
42	三城	墨俣介護支援センター	波須 1 丁目 131 番地	82-8448	47-6656	○	○	
43	荒崎	せいぶ居宅介護支援事業所	島町 249 番地 1	93-2970	93-2971	○		
44	赤坂	介護支援センターけあ・わーくす大塚	枝郷 5 丁目 42 番地	72-0730	72-0152	○	○	
45	青墓	ハートサービス	矢道町 1 丁目 23 番地	93-0810	93-0811	○		
46	青墓	J・スパック介護サービス	矢道町 2 丁目 175 番地 2	93-0482	93-0483	○		

No.	所在地	事業所名	所在地	電話番号	FAX	要介護	要支援	事業 対象者
47	上石津	大垣市社会福祉協議会 上石津居宅介護支援事業所	上石津町牧田 4690 番地 2 大垣市上石津グ イサービスセンター内	48-0062	46-3308	○	○	

(6) 地域包括支援センター

No.	事業所名	担当地区	所在地	電話番号	FAX
1	大垣市地域包括支援センター	安井・洲本・浅草・川並	丸の内 2 丁目 29 番地	82-1166	81-6221
2	地域包括支援センター 大垣市社会福祉協議会	興文・東・西・南・南杭 瀬・日新・静里・綾里・ 荒崎	馬場町 124 番地 大垣市総合福祉会館内	77-2255	77-5511
3		和合・三城・墨俣	今宿 5 丁目 1 番地 4 在宅福祉サービスセンター内	84-7111	77-3362
4		上石津	上石津町牧田 4780 番地 上石津老人福祉センター内	48-0068	46-3302
5	大垣市地域包括支援センター お勝山	宇留生・赤坂・青墓	牧野町 2 丁目 150 番地 1 大垣市お勝山ふれあいセンター内	71-5536	71-5181
6	大垣市地域包括支援センター 中川ふれあい	北・中川	中川町 4 丁目 668 番地 1 大垣市中川ふれあいセンター内	82-1701	82-1702

4 児童福祉施設

(1) 児童福祉施設

ア 助産施設

No.	所在地	名称	定員	所在地	電話番号	FAX	設置主体
1	南	大垣市民病院	20	南瀬町 4 丁目 86 番地	81-3341	75-5715	大垣市

イ 児童館

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体
1	日新	大垣市児童館	外花6丁目45番地	89-1232	89-8792	大垣市
2	墨俣	墨俣児童館	墨俣町上宿483番地1	62-1533	—	大垣市

(2) 公立保育園・認定こども園・幼稚園

ア 公立保育園

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	保育時間	所在地	電話番号	FAX	その他
1	南	南保育園	142	2か月以上	7:00-18:30	南瀬町4丁目1番地	78-3934	78-3931	
2	南杭瀬	西保育園	87	1歳以上	7:00-18:30	南若森町665番地3	78-3935	78-3932	
3	安井	安井保育園	200	2か月以上	7:00-18:30	大井1丁目1番地2	81-1406	81-1463	
4	洲本	すもと保育園	125	2か月以上	7:00-18:30	外瀬4丁目67番地	89-5550	89-5527	個別指導実施園
5	上石津	時保育園	45	6か月以上	7:30-18:00	上石津町堂之上823番地	45-3040	45-3040	一時保育
計 (5園)			599						

イ 公立認定こども園

(教育認定の「対象年齢」は3～5歳児、「教育時間」は9:00～14:00)

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	教育・保育時間	所在地	電話番号	FAX	その他
1	興文	丸の内こども園	130	2か月以上	7:00-18:30	丸の内2丁目78番地	78-3034	78-3035	
2	西	ゆりかごこども園	185	2か月以上	7:00-18:30	南切石町2丁目67番地	78-5300	78-5308	個別指導実施園
3	北	北こども園	300	2か月以上	7:00-18:30	室村町1丁目42番地8	73-7112	73-7116	個別指導実施園

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	教育・保育時間	所在地	電話番号	FAX	その他
4	日新	日新こども園	180	2 か月以上	7:00-18:30	入方 1 丁目 38 番地	89-1721	89-1735	個別指導実施園
5	綾里	綾里こども園	96	2 か月以上	7:00-18:30	綾野 5 丁目 87 番地	91-4440	91-4403	
6	三城	三城こども園	284	2 か月以上	7:00-18:30	東町 3 丁目 27 番地 1	84-3553	73-2633	個別指導実施園
7	荒崎	荒崎こども園	220	2 か月以上	7:00-18:30	長松町 771-1	91-7316	91-7412	子育て支援センター
8	赤坂	赤坂こども園	252	2 か月以上	7:00-18:30	赤坂新町 1 丁目 49 番地	71-1635	71-1753	個別指導実施園
9	青墓	青墓こども園	232	1 歳以上	7:00-18:30	青墓町 2 丁目 228 番地	91-0262	91-0236	
10	上石津	牧田こども園	85	6 か月以上	7:30-18:00	上石津町牧田 2101 番地	47-2604	47-2606	一時保育／子育て支援センター
11	墨俣	墨俣こども園	180	6 か月以上	7:30-19:00	墨俣町上宿 483 番地 1	62-5153	62-5023	一時保育／子育て支援センター／個別指導実施園
計 (11 園)			2,144						

ウ 公立幼稚園

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	教育時間	所在地	電話番号	FAX	その他
1	安井	安井幼稚園	180	3～5 歳児	9:00-14:00	禾森 1 丁目 46 番地 1	74-5010	78-5086	
2	川並	川並幼稚園	90	3～5 歳児	9:00-14:00	馬の瀬町 1524 番地	89-1791	89-1713	
計 (2 園)			270						

(3) 民間保育園・認定こども園・地域型保育事業所・幼稚園
ア 民間保育園

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	保育時間	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体	その他
1	興文	みのり保育園	100	2 か月以上	7:00-19:00	室本町4丁目14番地	78-4827	82-6626	(福) 大垣聖徳福祉会	
2	西	きど保育園	150	2 か月以上	7:00-19:00	木戸町440番地	73-8007	82-8527	(福) 大垣聖徳福祉会	一時保育 休日保育
3	南	はだしっこ保育園	70	2 か月以上	7:15-19:15	大池町15番地5	78-1851	78-1923	(福) 西美濃福祉会	
4	中川	みそぎ保育園	110	2 か月以上	7:15-19:15	北方町1丁目1591番地	75-1904	82-8662	(福) 大垣和敬会	一時保育
5	中川	わかたけ保育園	200	2 か月以上	7:15-19:15	西之川町1丁目110番地	73-2530	73-3611	(福) 大垣和敬会	一時保育 子育て支援センター
6	中川	宝林保育園	145	2 か月以上	7:15-19:15	貝曾根町166番地	78-7638	78-7668	(福) 浄華福祉会	
7	和合	木の花保育園	160	2 か月以上	7:00-19:00	開発町5丁目658番地1	84-7325	81-2103	(福) 浄華福祉会	一時保育 子育て支援センター
8	上石津	一之瀬保育園	20	2 か月以上	7:00-19:00	上石津町一之瀬524番地4	47-2607	47-2607	(福) 本善寺香遠会	一時保育
計 (8園)			955							

イ 民間認定こども園 (上段：教育認定、下段：保育認定)

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	教育時間 保育時間	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体	その他
1	安井	ながさわこども園	270	3～5 歳児 2 か月以上	8:30-14:30 7:15-19:15	長沢町3丁目63番地	73-1579	82-7362	(学) 真徳寺学園	一時保育 子育て支援センター
2	宇留生	むつみこども園	230	3～5 歳児 2 か月以上	9:00-13:00 7:15-19:15	荒尾町1019番地	91-2813	91-9139	(福) 安養福祉会	

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	教育時間 保育時間	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体	その他
3	静里	あおい こども園	200	3～5 歳児 2 か月以上	9:00-13:00 7:15-19:15	中曽根町 685 番地	92-1293	91-8744	(福) 安養福祉会	
4	浅草	浅草ひかり にこにこ園	164	3～5 歳児 2 か月以上	9:00-14:00 7:15-19:15	浅草 3 丁目 48 番 地	89-6279	89-6051	(福) 大垣慈光福祉会	
5	中川	大垣ひかり 保育園	192	3～5 歳児 2 か月以上	9:00-14:00 7:15-19:15	中川町 3 丁目 96 番地	74-5996	81-4036	(福) 大垣慈光福祉会	
6	三城	みつづか こども園	150	3～5 歳児 2 か月以上	9:00-14:30 7:15-19:15	三塚町 411 番地 1	78-5400	82-7361	(学) 真徳寺学園	
7	上石津	かみいしづ こどもの森	45	3～5 歳児 2 か月以上	8:00-14:00 7:15-19:15	上石津町下多良 694 番地 2	45-2040	45-3595	(福) 堂角舎	一時保育
計 (7 園)			1,251							

ウ 民間地域型保育事業所（小規模保育事業 A 型）

No.	所在地区	名称	利用定員	対象年齢	保育時間	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体	その他
1	南	はだしっこ つくし保育園	19	2 か月以上 ～2 歳児	7:15-19:15	大池町 14 番地 3	47-6295	47-6230	(福) 西美濃福祉会	
2	中川	わかたけ 小規模保育園	18	2 か月以上 ～2 歳児	7:00-19:00	西之川町 1 丁目 131 番地 4	75-7755	71-6665	(福) 大垣和敬会	
計 (2 園)			37							

エ 民間幼稚園

No.	所在地区	名称	対象年齢（定員人数）	保育時間	所在地	電話番号	FAX	設置・運営主体	その他
1	東	大垣幼稚園	3 歳児 4 歳児 5 歳児	9:00-14:10 9:00-14:25 9:00-14:40	伝馬町 11 番地	78-6386	78-6303	(学) 大垣幼稚園	預かり保育 17:00 降園時間は年齢によって異なる。
2	洲本	キートンズガーデン幼稚園	3 歳児・4 歳児・5 歳児 (105)	9:00-14:30	外濑 2 丁目 92 番地	87-1139	87-1138	(学) 平野学園	預かり保育 18:00
3	三城	まこと幼稚園	3 歳児・4 歳児・5 歳児 (240) ※満 3 歳から入園可	8:30-14:30	三塚町 350 番地	81-7304	81-8844	(学) 真徳寺学園	預かり保育 18:00
計 (3 園)			(535)						

5 その他社会福祉施設

(1) 地域福祉センター

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	中川	大垣市中川ふれあいセンター	中川町 4 丁目 668 番地 1	82-8888	82-8866	大垣市	(福) 大垣市社会福祉事業団

(2) その他の社会福祉施設

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX	設置主体	運営主体
1	興文	大垣市総合福祉会館	馬場町 124 番地	78-8181	81-6200	大垣市	(福) 大垣市社会福祉協議会

6 関係機関

(1) 西濃県事務所福祉課

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX
1	安井	西濃県事務所福祉課	江崎町 422 番地 3 西濃総合庁舎	73-1111	73-3524

(2) 子ども相談センター

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX
1	安井	西濃子ども相談センター	禾森町5丁目1458番地10	78-4838	78-2423

(3) 保健所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX
1	安井	西濃保健所	江崎町422番地3 西濃総合庁舎	73-1111	74-9334

(4) 大垣年金事務所

No.	所在地区	名称	所在地	電話番号	FAX
1	中川	大垣年金事務所	八島町114番地2	78-5166	74-8911

大垣市役所

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目 29 番地

電話(代表) 0584-81-4111

<健康福祉部>

社会福祉課 (内線)／直通番号

企画総務グループ(2469・2472・2473・2915)

／0584-47-7256

監査グループ(2435)／0584-47-7285

保護グループ(2468・2474・2475)／0584-47-7214

管理グループ(2470)／0584-47-7285

よりそい支援グループ(2912)／0584-47-8631

臨時特別給付金グループ(3431・3432)

／0584-47-7285

FAX 0584-81-5500

E-mail: syakaifukusika@city.ogaki.lg.jp

障がい福祉課 (内線)／直通番号

障がい福祉グループ(2477・2478・2479・2480)

／0584-47-7298

企画総務グループ(2476)／0584-47-7162

FAX 0584-81-5500

E-mail: shogaifukushi@city.ogaki.lg.jp

高齢福祉課 (内線)／直通番号

高齢福祉グループ(2922・2923)／0584-47-7424

包括支援グループ(2926・2927)／0584-47-7416

<大垣市地域包括支援センター>

(2932・2933・2934)／0584-82-1166

FAX 0584-81-6221

E-mail: koreifukushika@city.ogaki.lg.jp

介護保険課 (内線)／直通番号

企画監査グループ(2482・2488)／0584-47-7409

認定審査グループ(2357・2358・2359)

／0584-47-7415

資格給付グループ(2353・2354・2355)

／0584-47-7406

FAX 0584-81-6221

E-mail: kaigohokenka@city.ogaki.lg.jp

国保医療課 (内線)／直通番号

福祉医療・後期医療グループ(2484・2485・2486・

2487)／0584-47-8140

国民健康保険グループ(2452・2453・2454・2455・

2456)／0584-47-8132

国民年金グループ(2457・2458)／0584-47-8129

FAX 0584-82-7468

E-mail: kokuhairy@city.ogaki.lg.jp

保健センター

〒503-0903 大垣市東外側町2丁目 24 番地

電話 0584-75-2322

庶務グループ

母子保健グループ

健康推進グループ

FAX 0584-75-2320

E-mail: hokensenta@city.ogaki.lg.jp

<こども未来部>

子育て支援課 (内線)／直通番号

企画総務グループ(2499・2464・2869)

／0584-47-7064

児童福祉グループ(2492・2493・2463)

／0584-47-7092

こども家庭センター(2872・2438)

／母子:0584-75-2328

／児童:0584-47-7197

発達支援グループ(2433・2434・2450)

／0584-47-7291

FAX 0584-82-2912

E-mail: kodomo@city.ogaki.lg.jp

保育課 (内線)／直通番号

(2494～2498・2467) 電話 0584-47-7096

FAX 0584-82-2912

E-mail: hoiku@city.ogaki.lg.jp

キッズピアおおがき子育て支援センター

〒503-0905 大垣市宮町1丁目1番地

電話 0584-47-7200

FAX 0584-47-7201

E-mail: kosodatesc@city.ogaki.lg.jp

大垣市児童館

〒503-0954 大垣市外花6丁目 45 番地

電話 0584-89-1232

FAX 0584-89-8792

E-mail: kosodatesc@city.ogaki.lg.jp

<市民活動部>

人権擁護推進室 (内線)／直通番号

(2466)／0584-47-8576

FAX 0584-81-7800

E-mail: jinken@city.ogaki.lg.jp

<外郭団体>

社会福祉法人 大垣市社会福祉協議会

〒503-0922 大垣市馬場町 124 番地

電話 0584-78-8181

FAX 0584-81-6200

E-mail: info@ogakishakyo.or.jp

社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団

〒503-0031 大垣市牧野町2丁目 150 番地 1

電話 0584-71-3918

FAX 0584-71-4191

E-mail: info@ogaki-fukushi.jp

令和7年度版 保健・福祉のガイドブック

発行年月 令和7年6月

編集 大垣市健康福祉部・こども未来部

発行 大垣市健康福祉部社会福祉課

障がい等に関するさまざまなマーク

	障がい者のための 国際シンボルマーク	障がいのある方が利用しやすい建物や施設であることを表す世界共通のマークです。車いすに限らずすべての障がい者を対象としています。
	身体障がい者マーク	手や足などに障がいのある方が、自動車を運転する際に車に表示するマークです。このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反になります。
	聴覚障がい者マーク	聴覚障がいがある方が、自動車を運転する際に車に表示するマークです。このマークを表示した車に対し、幅寄せや割り込みをすると、道路交通法違反になります。
	耳マーク	聞こえが不自由なことを表すマークです。このマークを身に着けた方を見かけた際は、コミュニケーション方法への配慮をお願いします。筆談や手話通訳に対応できる施設の窓口でも表示されています。
	ほじょ犬マーク	身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。補助犬を連れている方を見かけた際には、受け入れについてご理解・ご協力をお願いします。
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）が利用できるトイレであることを示すマークです。
	ハート・プラスマーク	「身体内部(心臓・呼吸機能・免疫機能等)に障がいがある方」を表しています。このマークを見かけた際は、内部障がいへの配慮をお願いします。
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、配慮を必要としていることを知らせるマークです。このマークを身に着けた方を見かけた際は、思いやりのある行動をお願いします。
	盲人のための 国際シンボルマーク	視覚障がいのある方に配慮された建物、設備であることを表す世界共通のマークです。
	白杖 SOS シグナル 普及啓発シンボルマーク	視覚障がいのある方が困っている時に、白杖を高く掲げて周囲にサポートを求める「白杖 SOS シグナル」を知ってもらうためのマークです。

－ 法務省 人権啓発キャッチコピー －

「誰か」のこと じゃない。

